

第4節 安心とやま

○安心とやまの将来像

豊かな自然や生活環境を活かし、住み慣れた地域の中で、健康で快適に、安全で「安心」して暮らせる県

○政策

展開目標【1】いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一	
1	医師の養成・確保
2	看護師・保健師・助産師の養成・確保
3	最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
4	質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実
5	健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
6	人の痛みに寄り添い、支える場づくり
7	食の安全の確保、食育の推進
展開目標【2】住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進	
8	地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
9	保健・医療・福祉の切れ目のない支援
10	介護・福祉人材の確保のための環境整備
11	高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実
12	障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
13	障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備
展開目標【3】環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり	
14	循環型社会・低炭素社会づくりの推進
15	「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
16	豊かな自然環境の保全
17	安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
18	清らかな水資源の保全と活用
19	再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進
展開目標【4】災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり	
20	消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実
21	防災・減災、災害に強い県土づくり
22	地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実
23	雪に強いまちづくり
24	犯罪の抑止と交通安全対策の推進
25	地域公共交通の維持活性化と新たな展開
26	安全・安心で豊かな住環境づくり
27	消費生活の安全の確保

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心1 医師の養成・確保
政策目標	地域医療を担う医師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができること。

【現状と課題】

- 県内の医師数は増加傾向にあり、全国平均を上回っており、急性期病床の8割を占める公的病院での医師不足感も改善されてきていますが、まだ解消されていない状況にあります。また、全国的に不足が問題となっている産科や小児科等の診療科の医師について、県内では概ね順調に増加してきているものの、公的病院においてはいまだ医師の不足が生じています。
【人口10万人あたり医師数（平成28年12月末）：富山県 256.6人、全国 251.7人
〔医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）〕】
- 初期臨床研修医については、県が関係機関と協力して積極的に確保に取り組んできたこともあり、増加傾向ではありますが、医療の高度化に伴い医師の専門分化が進んでいるため、若手医師のキャリア形成に対する支援を行い、高度医療や専門医療を提供できる医師を養成することが重要となっています。
- 県内病院に勤務する女性医師の割合が高まってきており、今後、医療提供体制を維持するには、医師が仕事と家庭を両立しながら活躍できる環境を整えることが必要です。
【県内病院の女性医師の割合：16.1%（H16.12）⇒20.6%（うち20～30歳代30.5%）（H28.12）】
- 医療圏ごとの医師数は、圏域によって差が生じていますが、今後、地域医療構想の実現に向けて、2次医療圏毎に構築する医療提供体制を充足させるため、その医療需要に応じた医師を確保する必要があります。



資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

各医療圏別の医師数（平成28年12月末）

	総数		うち医療施設従事医師数	
	医師数	人口10万人対	医師数	人口10万人対
全国	319,480	251.7	304,759	240.1
富山県	2,723	256.6	2,566	241.8
新川医療圏	255	211.7	234	194.3
富山医療圏	1,559	311.4	1,464	292.4
高岡医療圏	633	203.6	604	194.3
砺波医療圏	276	213.2	264	203.9

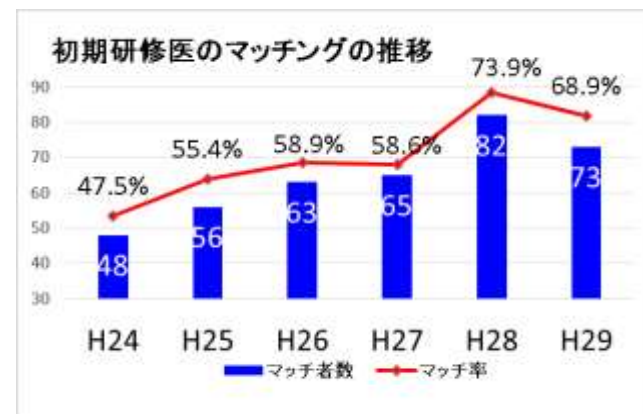
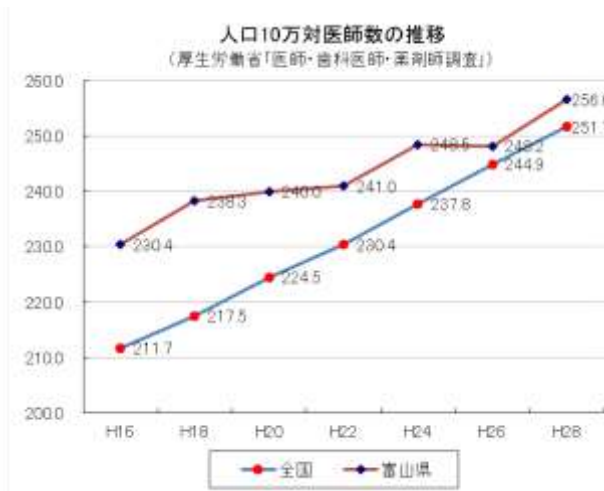
資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

【取組みの基本方向】

- 県全体での医師の充足を目指し、引き続き、県医師会、各医療機関、大学などと連携・協力し、総合的な医師確保対策に取り組みます。
- より質の高い医療を提供するため、臨床研修病院等における医師の育成体制の強化や、研修内容の充実の支援、専門医取得などのキャリア形成支援による若手医師の県内定着の促進に努めます。
- 医療資源が限られる中、県民に将来にわたっても必要な医療を提供し続けるため、地域の医療需要を踏まえた必要な医師数を把握するとともに、産科や救急などの重点化・集約化を検討します。
- 医師の定着や休業中の医師の現場復帰の促進を図るため、医療機関の勤務環境改善の取組みを支援するとともに、女性医師のライフステージに応じた勤務環境の整備や育児休業等の医師の職場復帰に向けた環境整備に取り組みます。

【主な施策】

柱立て	施策
1 地域医療を志す医師の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・修学資金貸与制度の活用による医師の県内定着の促進 ・医学部進学者に対する「知事の手紙」や医療情報等の送付
2 初期臨床研修医や専門医の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修病院連絡協議会による研修指導体制の充実、研修医確保に向けたPR ・県立中央病院におけるドクターヘリ（※1）等を活用した研修、スキルアップセミナーの開催 ・専門医制度の円滑な運用のための協議会の開催、研修プログラムPRに対する支援



資料：県医務課調べ

<展開目標1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

3 産科や小児科、麻酔科、救急部門、総合診療などの人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医療需要に応じた必要医師数の調査・研究の実施 ・産科や小児科などの医師の派遣の調整 ・修学資金の貸与を受けた特別枠（※2）卒業医師等の配置調整や、医師のあつせんの実施 ・総合医を育成するへき地拠点病院に対する支援など、幅広く病気を診ることのできる総合医の育成推進
4 医師の勤務環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・医療勤務環境改善支援センター（※3）におけるアドバイザーの派遣、講習会の開催などによる、医療機関の勤務環境改善の推進 ・病院内保育所に対する支援など、女性医師の働きやすい環境の整備や、女子医学生等の県内定着の支援

【注釈】

（※1）**ドクターヘリ** 医療機器や医薬品を搭載し、医師・看護師が同乗するヘリコプター

（※2）**特別枠** 平成22年から実施している地域医療等に従事する意志をもった高校生等が入学できる金沢大学及び富山大学医学部の選抜枠。県が奨学金を貸与し、卒業後の一定期間、地域医療に従事することにより奨学金の返還が免除される。

（※3）**医療勤務環境改善支援センター** 平成26年10月から各医療機関が勤務環境の改善に取り組むことが努力義務化されたことをうけ、勤務環境改善の取組みを総合的に支援するため、都道府県が設置する機関

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・病院と診療所の機能分化と連携に向けた取組み ・医師の離職防止や医療安全の確保を図るための勤務環境の改善 ・女性医師のライフステージに応じた働きやすい環境の整備
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を支える医師の育成 ・医師の資質向上のためのキャリア形成支援
医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・病院と診療所の機能分化と連携の深化に向けた支援 ・勤務環境の改善への支援 ・女性医師に対するサポート

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
医師数 （人口10万人当たり）	241.0人 2010(H22)	256.6人 2016(H28)	270人	270人	県内の病院等が必要とする人員（厚生労働省必要医師数実態調査）を充足し、維持することを目指す。
小児科医数 （小児人口1万人当たり）	11.1人 2010(H22)	12.8人 2016(H28)	12人以上	12人以上	〃
産婦人科・産科医師数 （出生千人当たり）	12.1人 2010(H22)	14.0人 2016(H28)	14人以上	14人以上	〃



ドクターヘリ
（2015〈H27〉年8月運航開始）



医学生を対象とした病院見学の実施

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心2 看護師・保健師・助産師の養成・確保
-----	-----------------------

政策目標	医療の高度化や専門化、在宅医療の進展などに対応できる看護師・保健師・助産師が確保され、すべての県民が質の高い患者本位の必要な医療を受けることができること。
------	---

【現状と課題】

- 県内の看護師・保健師・助産師については、病院等における看護体制の充実により、その数は増加してきています。一方、平成 28 年度の病院における看護師・保健師・助産師の採用数については、予定の 9 割程度にとどまっています。さらに、今後も在宅医療の推進等により、訪問看護や介護施設などでの看護師や保健師の需要が見込まれます。

【看護師・保健師・助産師数〔衛生行政報告例（厚生労働省）】：

11,142 人 (H22) ⇒ 11,768 人 (H24) ⇒ 12,441 人 (H26) ⇒ 13,296 人 (H28)】

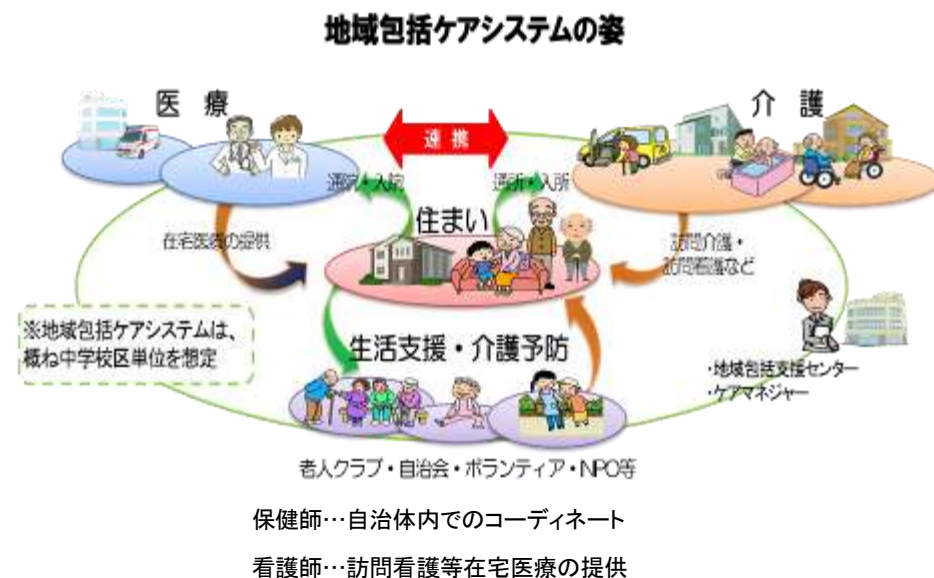
- そのため、医療の高度化、専門化などに対応し、これまで以上に質の高い看護の提供により、県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師を確保する必要があります。

【大卒看護師・保健師・助産師の県内公的病院の採用計画：716 人(2014)→1,043 人(2020)】

【県内の認定看護師数：90 人(H23)→141 人(H25)→222 人(H28)】

- また、平成 27 年 10 月から、看護師・保健師・助産師免許を有する者が離職した場合、ナースセンターへの届け出が努力義務となり、この情報の活用により、潜在化の防止や復職支援を図ることが求められています。

【看護師等免許保持者の離職時の届出実績：402 件 (H28.4~H29.3)】



【取組みの基本方向】

- 県民の暮らしと保健・医療・福祉をつなぎ、その健康を生涯にわたり支える看護師・保健師・助産師の総合的な確保対策を推進するとともに、病院、訪問看護ステーション、介護施設など、それぞれの機関で必要とする看護師・保健師・助産師の確保を支援します。
- がん、糖尿病をはじめとする生活習慣病など特定の分野における実践能力の高い看護師等を養成します。また、高度化・多様化するニーズに対応した研修の実施などにより、高度医療、在宅医療、災害時医療等に対応できる、より質の高い看護師・保健師・助産師の養成に取り組めます。
- 看護師・保健師・助産師が安心して働き続けられるよう、働きやすい職場環境の整備・充実に向けた支援、離職の防止や再就業の促進を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 県民の健康をライフステージに応じて支える看護師・保健師・助産師の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・看護の魅力伝えるPRによる看護師を志す者の確保 ・看護師等養成所の運営に対する支援やU・Iターンの促進、修学資金貸与制度の活用による看護師・保健師・助産師の県内定着の促進 ・地域包括ケアを円滑に進めるための、健康相談等保健サービス等を担う保健師や訪問看護を担う看護師の育成 ・妊娠期から子育て期において、切れ目のない支援を行う助産師の確保
2 看護師・保健師・助産師の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・公的病院等が実施する人材育成体制の強化や研修内容の充実等への支援 ・がん、糖尿病などの分野における質の高い看護師の養成の支援 ・認定看護師^{*1}や特定行為^{*2}が実施可能な看護師の養成に対する支援 ・高度な看護人材の育成・供給のため、富山県立大学に看護学を研究する大学院や保健師、助産師を養成する大学専攻科の設置^{*3} ・富山県立大学看護学部を活用した看護師の資質向上に対する支援
3 職場定着・再就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所の整備など子育て支援による看護師・保健師・助産師の離職防止 ・新人・若手の看護師・保健師・助産師の定着支援のための、臨床実践能力の向上や情報交換を行う研修会等の開催や休憩室の整備など働きやすい勤務環境の整備・充実 ・富山県ナースセンター^{*4}における再就業希望者に対する就業相談、研修会の開催 ・看護職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む医療機関への支援

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

- (※1) **認定看護師** 高度化し専門分化が進む医療の現場において、水準の高い看護実践ができると日本看護協会が認めた看護師
- (※2) **特定行為** 医師が行う医療行為のうち一定の研修を受けた看護師が手順書により実施する診療の補助（例：脱水への輸液）
- (※3) **富山県立大学** 平成31年4月に看護学部を開設予定（定員120名）
- (※4) **富山県ナースセンター** 看護職員の確保を図るため、未就業看護職員の就業斡旋、看護師等養成機関のPR等を実施

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
大学・養成機関	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の育成 ・高度な看護人材の育成
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内研修の充実や外部研修への参加支援など、看護職員の資質向上に向けた取組み ・勤務環境の改善
看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県民等への看護の魅力や重要性の普及啓発 ・看護職員の職場定着や再就業への支援 ・看護職員の資質向上に関する研修の開催



高校生の一日看護見学



看護学生U・Iターン応援病院見学会

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
看護職員数 （人口10万人当たり）	1362.5人 2010(H22)	1,564.7人 2016(H28)	1,740人以上	1,790人以上	高齢化の進展等を踏まえ、県内の病院等が必要とする人員（看護職員需要数調査）を充足することを目指す。
認定看護師数	90人 2011(H23)	222人 2016(H28)	350人	475人	医療の高度化、専門家などに対応し、今後も質の高い看護の提供がされるよう、毎年25名程度の養成を目指す。



富山県立大学看護学部 施設イメージ

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心3 最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
-----	---------------------------

政策目標	県内における国内最高水準のがん医療の提供や、がんの早期発見体制の強化、患者支援体制の充実などの取組みにより、がんによる死亡の減少やがんになっても安心して暮らせる社会が構築されていること。
------	---

【現状と課題】

- 本県のがん検診受診率は全国平均よりも高く、がんの年齢調整死亡率(※1)は年々減少しているものの、県内では依然として年間3千人以上の方ががんで亡くなっており、死因の第1位となっています。特に、胃がんの75歳未満年齢調整死亡率や働く世代の乳がん死亡率は全国値を上回っています。

そのため、がん予防に関する知識や早期発見の重要性について普及啓発を行うとともに、特に胃がんや乳がんをはじめとした予防対策の強化を図る必要があります。

【がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)：85.2 (H17) →81.5 (H23) →68.3 (H28)】

【胃がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対) (H28)：8.6 (8.5) ※()内は全国】

【40～64歳の乳がん死亡率(人口10万対) (H28)：25.9 (24.3) ※()内は全国】

- また、県内では、10のがん診療連携拠点病院(※2)が連携協力して二次医療圏毎に患者のニーズに沿った医療を提供できる体制を構築しており、中でも県立中央病院においては、県がん診療連携拠点病院として、最先端のがん医療を提供しています。

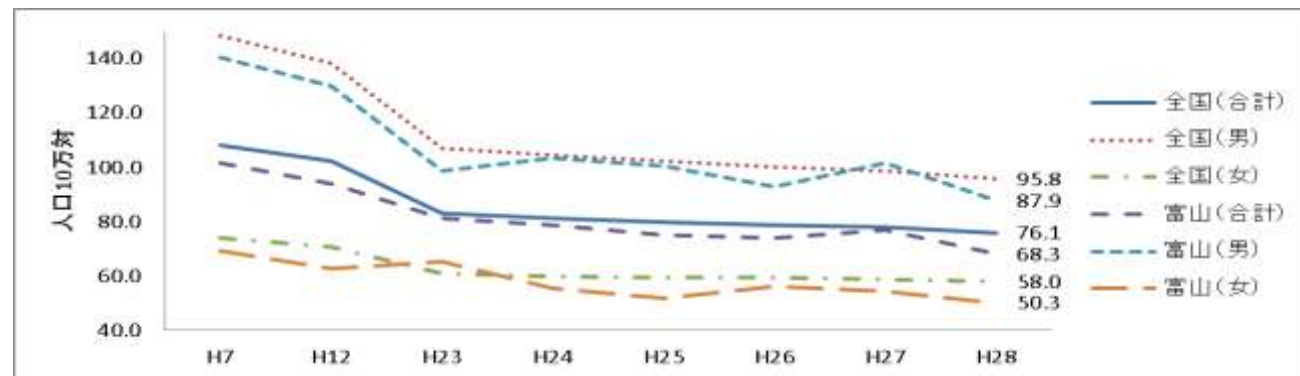
今後も、質の高い医療を確保するため、がん診療連携拠点病院間の連携を強化し、専門性の高い医療従事者の養成、診断された時からの緩和ケア提供体制の充実を図る必要があります。

- がん患者を支援するため、平成25年に「富山県がん総合相談支援センター」を設置し、医療相談に加え、心理、生活、介護、就労など、がん患者やその家族の様々な相談に応じています。

【がん総合相談支援センター相談内訳(H28)：不安や精神的苦痛 24% 入院方法・転院等 23% 治療 20%】

一方で、がん患者からの相談ニーズが多様化する中、特に働く世代の女性のがん患者は家庭、育児や就労等の様々な課題を抱えており、苦痛の軽減とともに療養生活の質の向上を図るため支援体制の強化が必要となっています。

【がんの75歳未満年齢調整死亡率の推移】



資料：がん情報サービス(国立がん研究センター)

【取組みの基本方向】

- がんによる死亡者数を減少させるため、県民にがんの予防に必要な正しい知識や、がん検診の定期的な受診による早期発見、早期治療の重要性の普及啓発に努めます。
- 県の拠点病院である県立中央病院を中心に、県内で手術療法、放射線療法、薬物療法、さらにこれらを組み合わせた集学的治療を実施していくため、それぞれの治療法を専門的に担う医療従事者の育成や、がんと診断された時から切れ目のない緩和ケアを提供できる体制の整備など、より質の高いがん医療の確保に取り組みます。
- 多様化するがん患者やその家族からの相談ニーズ等に対応するため、適切な情報提供と相談支援を行うとともに、がん患者の意向により家庭や地域での療養が選択できる体制の充実を図るなど、患者支援体制をさらに強化していきます。

【主な施策】

柱立て	施策
1 予防の強化と早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙やバランスのとれた食生活、運動習慣の定着など、がん予防のための望ましい生活習慣の確立に向けた普及啓発や受動喫煙防止対策の更なる推進 ・検診機関や協定締結企業(※3)等との連携の強化などによるがん予防や早期発見の重要性の普及啓発活動の推進 ・節目年齢検診(※4)や重点年齢検診(※5)の普及啓発や科学的根拠に基づく効果的な受診勧奨など、がん検診受診率向上に向けた市町村の取組みへの支援 ・胃がんや乳がんの予防、早期発見・早期治療に関する啓発の強化
2 質の高い医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院における最先端医療の提供や、がん診療連携拠点病院間の連携協力によるがん診療体制の充実 ・がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケア提供体制の整備促進 ・緩和ケア研修やがん看護臨床実践研修の実施など、専門性の高い医療従事者の育成
3 患者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・患者支援体制の充実に向けた県がん総合相談支援センターとがん診療連携拠点病院との連携の強化 ・患者団体等との連携の強化、患者の不安や悩みの軽減のためのがんを経験した者による相談支援(ピアサポート)体制の推進 ・がん患者の就労支援の充実に向けた関係機関等との連携の強化 ・ライフステージに応じた相談支援の充実

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

- (※1) **年齢調整死亡率** 年齢構成の異なる地域間でがんによる死亡状況の比較ができるように、基準人口（昭和 60 年の年齢 5 歳階級別人口）をもとに、年齢構成を調整した人口 10 万人当りの死亡数
- (※2) **がん診療連携拠点病院** 各地域で質の高いがん医療が受けられるよう、国又は県が指定した地域のがん診療の中核となる病院で、地域における専門的ながん医療の提供や連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などを担う
- (※3) **協定締結企業** がん対策の推進に取り組む企業と県が協定を締結し、がん検診受診の啓発などに取り組んでもらうもの
- (※4) **節目年齢検診** 市町村が実施している節目年齢検診
(胃がん、乳がん：40～60 歳、子宮がん：20～60 歳、肺がん：50～70 歳の間の 5 歳ごと)
- (※5) **重点年齢検診** がん毎に設定する重点年齢期間に、節目検診（5 歳毎）の間に更に 1 回ずつ市町村が設定する年齢者の検診
重点年齢期間：子宮がん 21～39 歳、乳がん 41～49 歳、胃がん 51～59 歳（検討中）

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・がんに関する正しい知識の習得、正しい生活習慣の確立 ・早期発見のためのがん検診の定期的な受診 ・検診の結果、要精検となった場合の精密検査の受診 ・がんに罹患しても、がんと向き合うことができるよう努めること
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動や身近できめ細かな情報の提供等を通じ、地域におけるがん予防の推進やがん検診の受診勧奨
患者会 (ピアサポーター)	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ悩みや不安を持つ者同士の交流等を通じて、がん患者のその家族の苦痛を和らげるとともに、必要に応じて行政や医療機関等の関係機関とのパイプ役
職場・企業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のがん検診を受けやすい環境づくり ・がん患者が働きながら治療や療養ができる職場環境づくり ・受動喫煙防止の取り組みなど、快適な職場環境づくり
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・がん予防に関する正しい知識の普及啓発の実施 ・がん検診受診率向上に向けて受診しやすい検診体制の整備 ・精密検査の未受診者への受診勧奨 ・検診の精度管理・事業評価の実施

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね 5 年前	現 況	2021 年度、2026 年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021 年度	2026 年度	
がん死亡率 人口 10 万人当たりの死亡数（高齢化に伴う死亡率上昇要素を排除した 75 歳未満の方の年齢調整後の死亡率）	81.5 人 2011 (H23)	68.3 人 2016 (H28)	減少させる	減少させる	がん予防やがん医療の充実により、現況よりも減少させることを目指す。
市町村のがん検診受診率 胃、肺、大腸、乳、子宮のがんの種類ごとの受診率	胃 18.8% 肺 36.3% 大腸 22.9% 乳 30.5% 子宮 27.0% 2011 (H23)	胃 12.9% 肺 33.8% 大腸 26.6% 乳 29.6% 子宮 27.5% 2015 (H27)	50%以上	50%以上	早期発見の重要性の啓発などの取り組みにより、市町村における 5 つのがん検診受診率がそれぞれ国の目標である 50%以上となることを目指す。

富山県がん対策推進計画における基本目標
「がんを知り、がんに克ち、がんとともに生きる」

予防の強化と早期発見の推進

関係団体の協力を得てがん検診の普及啓発



質の高い医療の確保

- 1 最新鋭のがん検査・治療機器導入
- 2 最新治療方法や次世代の低侵襲手術が実現
- 3 高精度ながん放射線治療（回転 IMRT）機器導入



患者支援体制の充実



県がん総合相談支援センターで実施している交流サロン（患者やピアサポーター等の交流）



がん教育の中で、がんやがん患者の理解を深めています

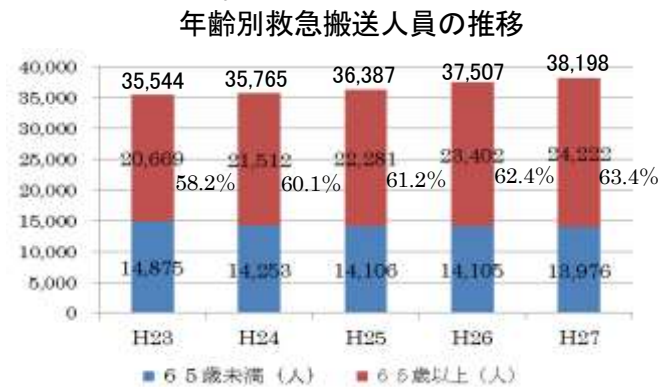
<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心4 質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実
-----	-----------------------------------

政策目標	高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを切れ目なく提供する体制が構築され、すべての県民が必要なときに安心して質の高い患者本位の必要な医療を受けることができていること。
------	---

【現状と課題】

- 高齢化の進展や在宅療養者の増加に伴い、身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズが高まっており、医療機関の整備や機能強化、連携などを一層推進する必要があります。
- また、救急患者は増加傾向にある一方で、一部には安易に救急病院を受診する傾向が見られます。また、高度救急医療体制は、ドクターヘリの導入や、県立中央病院に特定集中治療室（スーパーICU）が整備されるなど、充実強化されてきていますが、今後も、救命率の更なる向上のための高度救急医療体制の充実、救急医療の適正受診についての普及啓発を一層推進する必要があります。
- 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、高度で専門的なリハビリ医療を提供していますが、高齢化の進展により、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを必要とする入院患者のための回復期機能（※1）を有する病床が不足しています。
そのため、今後も、高度で専門的なリハビリ医療の提供体制の充実や回復期機能を有する病床の整備を推進する必要があります。
- 在宅医療に携わる医師や薬局、訪問看護ステーション（※2）は増えてきていますが、今後も、在宅医療を受ける者が大きく増加することが見込まれていることから、24時間365日対応可能な在宅医療の推進や、在宅医療を支える医師、看護師等の確保が求められています。特に75歳以上の高齢者は、介護を必要とする割合が高く、また、複数の疾病にかかりやすいことなどから、医療機関相互の連携はもとより、介護との連携による在宅医療の推進が不可欠です。
【在宅医療患者数の推移：3,816人（2009（H21）年）⇒4,810人（2015（H27）年）】
- 医療ニーズの高度化・多様化に対応して、ジェネリック医薬品（※3）やOTC医薬品（一般用医薬品）の活用促進や、治療に支障をきたさないよう輸血用血液等の安定供給の確保が求められています。



在宅医療の実施状況

区分		2009年	2012年	2015年
患者数 （人）	病院	746	501	777
	診療所	3,070	3,224	4,033
従事医師数 （人）	病院	95	62	110
	診療所	207	226	346
訪問診療実施 （か所）	病院	36	28	34
	診療所	191	195	231

資料：県高齢福祉課調べ

【取組みの基本方向】

- 患者ニーズに応じて医療資源の効果的かつ効率的な配置や医療機関間の連携を促し、高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを切れ目なく提供する体制を構築します。
- 身近な地域で速やかに救急医療を受療できる体制を整備するとともに、ドクターヘリの活用など、高度救急医療体制を充実強化します。また、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターでの、高度で専門的なリハビリ医療の提供や、関係職員の技術向上研修等を通じた地域リハビリテーションの機能を強化します。
- 在宅医療については、開業医グループ等の活動を支える在宅医療支援センターへの支援や訪問看護ステーションの機能強化などによる24時間365日対応可能な体制の整備、医療関係者と介護関係者の多職種間による相互理解と連携促進、ICTやIoTの活用を推進します。
- 回復期機能や在宅医療等の充実など、地域医療提供体制の整備・充実を図るため、医療従事者を確保・養成するとともに、研修の実施による資質の向上を推進します。
- 医療ニーズに対応できる医薬品の活用促進、県民の献血に対する理解を深めることなどによる献血者の確保等を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 医療連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・病床の機能分化や、医療機関間における「病・病連携」や「病・診連携」（※4）の促進 ・不足する回復期機能を有する病床の充足に向けた病床転換の促進 ・各医療機関の機能などに関する住民への情報提供や普及啓発
2 高度救急医療体制、高度で専門的なリハビリテーション医療提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリを活用した救命・救急医療活動の充実強化 ・救急車の利用や救急医療の適正受診等に関する住民への意識啓発の推進 ・県立中央病院における、先端医療棟等の機能を活かした高度で専門的な救急医療の提供 ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおけるロボットリハビリなど先進的なリハビリ手法の提供や、地域リハビリテーション体制の充実
3 在宅医療提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療推進拠点「富山県在宅医療支援センター」の運営や地域での医師相互の連携やグループ化等を支援する各医師会の「在宅医療支援センター」への支援 ・訪問看護ステーションの規模拡大に向けた支援や、テレワーク型訪問看護（※5）、トライアル雇用（※6）、ICT活用などによる訪問看護の働き方改革・効率化の推進 ・訪問薬剤指導を行う薬剤師など、ニーズに応じた質の高い医療従事者の育成の支援
4 医薬品、輸血用血液の安定供給等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所・薬局の連携強化によるジェネリック医薬品の使用促進 ・「くすりの富山」の強みを活かしたOTC医薬品（一般用医薬品）の活用によるセルフメディケーションの推進や、子どもや高齢者にも使用が容易な医薬品等の開発 ・医薬品等の安全情報収集・提供体制への支援、製造管理指導などによる品質・安定供給の確保 ・街頭活動や各種メディア等を活用した若年層への献血思想の普及啓発

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

- (※1) **回復期機能** 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
- (※2) **訪問看護ステーション** 病気や障害を持った人が住み慣れた地域や自宅で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所。
- (※3) **ジェネリック医薬品** 先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同等の効能・効果を持つ医薬品。
- (※4) **病・病連携、病・診連携** 紹介・逆紹介など、患者に対して効率的に医療サービスを提供するための病院と病院、又は、病院と診療所間の連携。
- (※5) **テレワーク型訪問看護** 自宅を拠点とした柔軟な働き方として、テレワーク（在宅勤務）を導入した訪問看護。
- (※6) **トライアル雇用** 訪問看護の業務経験のない看護職有資格者を雇用し、訪問看護ステーションの指導者による同行指導や研修の受講により、業務に必要な知識及び技能を習得させるもの。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期、急性期、回復期、慢性期の機能別の医療提供体制や医療機関相互間の機能分化・連携の重要性についての理解 ・医療機関の機能に応じた適切な医療機関での受診 ・ジェネリック医薬品の使用についての理解、献血への協力
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・「病・病連携」や「病・診連携」による効果的かつ効率的な医療の提供 ・地域の医療需要に応じた病床機能の転換 ・24時間365日対応可能な在宅医療の提供
大学・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・先端医療や新薬の研究開発 ・行政との連携による医療情報の提供や制度の啓発 ・医療人材の育成 ・県民や医療従事者からの相談に対する助言
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療の適正受診に関する啓発 ・初期及び二次救急医療提供体制の充実 ・医療と連携した保健、福祉サービスの提供



ドクターヘリ（2015〈H27〉年8月運航開始）



県立中央病院 先端医療棟（2016〈H28〉年9月竣工）

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
訪問看護ステーション設置数（人口10万人当たり）	3.3事業所 2011（H23）	5.7事業所 2016（H28）	6.9事業所	8.1事業所	将来の在宅医療見込み（2025年の新たな在宅医療患者約1,800人増加）に対応できることを目指す。
救急搬送者の軽症者割合	48.4% 2011（H23）	42.7% 2016（H28）	低下させる	低下させる	救急搬送件数が増加する中、可能な限り軽症者割合を低減させることを目指す。



富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおけるリハビリ医療の提供



訪問看護

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心5 健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
-----	------------------------

政策目標	望ましい生活習慣の実践や適切な疾病対策などにより、県民一人ひとりが心身ともに健康な生活を送り、健康寿命日本一を実現していること。
------	--

【現状と課題】

○ 本県の健康寿命（※1）は男性 70.95 歳、女性 74.76 歳で全国中位となっていますが、平均寿命との間に男性で9年、女性で12年ほど差があります。また、近年、がんや脳卒中、心疾患など生活習慣病の増大が大きな問題となっており、本県においても、生活習慣病で亡くなる方が過半数を占めています。

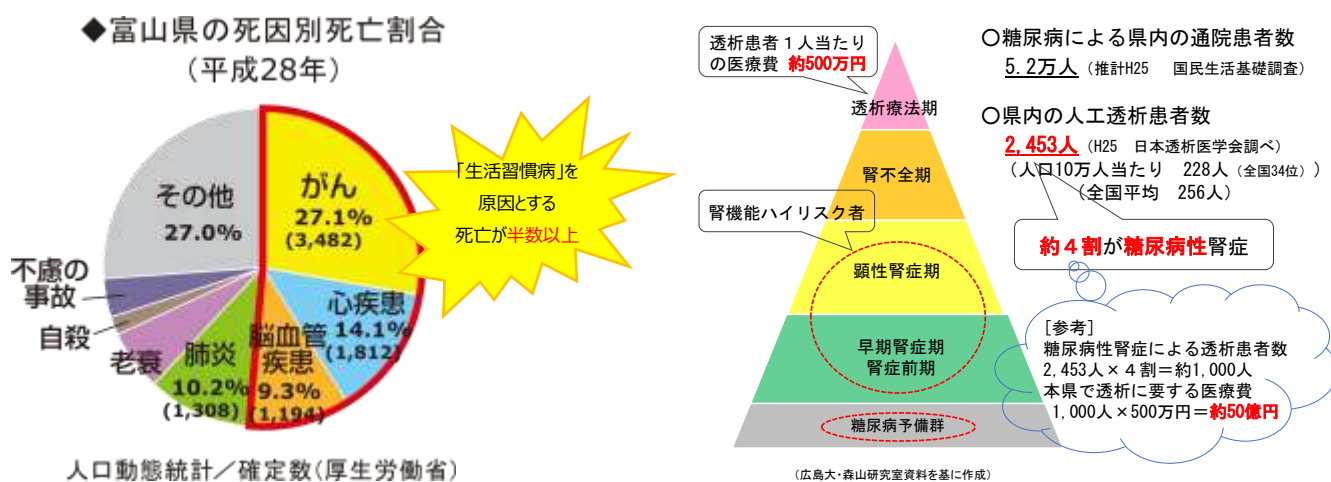
【健康寿命（H25）の全国順位：男性 31 位 女性 14 位（1位は男女ともに山梨県）】

○ 生活習慣病の予防要因とされる食塩摂取量と身体活動量（歩行数）については、全国平均を下回っており、目標値と比べても食塩摂取量は2～3gの過剰摂取、歩数は2,000歩（徒歩20分）が不足しています。また、野菜摂取量は、概ね全国平均であるものの、目標値（350g=野菜料理小鉢約70g×5皿）と比べ70g（小鉢1皿程度）不足しています。

【富山県の食塩摂取量、野菜摂取量、身体活動量（歩行数）の状況（1日あたり）(H28)】

- ・食塩摂取量 [現状] 男性 11.0g 女性 9.1g [目標値] 男性 8.0g 女性 7.0g
- ・野菜摂取量 [現状] 男性 294.5g 女性 268.1g [目標値] 男性 350g 女性 350g
- ・身体活動量(歩行数)[現状] 男性 7,185 歩 女性 6,056 歩 [目標値] 男性 9,000 歩 女性 8,500 歩】

○ 本県の糖尿病による通院患者数は10年間で1.4万人増加しています。糖尿病は、人工透析が必要な状態まで重症化すると、患者の生活の質（QOL）が著しく低下するだけでなく、医療費の増大を招き、働く世代の負担増にもつながることから、糖尿病予備群に対する早期発見・早期治療（二次予防）の推進や糖尿病有病者に対する重症化予防対策に取り組む必要があります。また、歯周病は糖尿病悪化の原因の一つであり、その治療により血糖値が改善することが明らかになっています。



【取組みの基本方向】

- 健康づくりを県民一人ひとりの個人の問題としてだけとらえるのではなく、職場や地域、家庭、学校など社会全体で健康づくりを推進する機運の醸成や、県民の健康づくりを支援する環境づくりを推進します。また、県民の塩分摂取の抑制や野菜摂取の推進などの食生活の改善、ウォーキング等の運動習慣の定着、十分な睡眠等による休養の確保など、「未病」（※2）改善にもつながる望ましい生活習慣・健康づくり（一次予防）を社会全体で推進します。
- 糖尿病有病者に対する重症化予防に加えて、糖尿病予備群に対する早期発見・早期治療（二次予防）を推進するとともに、糖尿病と歯周病の関係等を踏まえた健康寿命の延伸につながる歯と口腔の健康づくりを推進します。
- 感染症の予防やまん延防止、難病に関する相談支援など、様々な疾病対策を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 健康寿命日本一に向けた機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体や医療保険者、行政等の連携による社会全体で健康づくりを推進する環境づくりの構築 ・「健康経営」（※3）の普及による働く世代の健康づくりの推進 ・県民一人ひとりが日常生活の中で生活習慣改善（食生活、運動習慣、休養など）の意識が高まるような啓発活動の推進 ・先導的な取組みを行う企業の表彰など、健康づくりを支援する環境の整備 ・地域の薬局など県民の健康づくりのサポート拠点化に向けた取組みの推進
2 生活習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・県民歩こう運動や県内プロスポーツチームと連携した健康イベント等による運動習慣の定着 ・減塩や野菜摂取の促進等に取り組む飲食店、スーパー・コンビニの登録の推進、栄養士や食生活改善推進員（※4）と連携した県民への食生活改善普及活動の促進 ・富山の豊かな自然を活かした「健康合宿」の普及や市町村・保険者等と連携した特定健診・特定保健指導の計画的な実施による生活習慣の改善 ・次世代インフラ等を活用した「健康ポイント制度」の導入による健診受診の促進や健康情報の提供など、ライフステージに応じた健康づくりの取組みの推進 ・健康・医療・介護等のビックデータの活用やIoT・本県ものづくり技術の活用等による県民の疾病予防や健康管理の推進
3 糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の重症化予防に向けた医療連携体制の整備 ・糖尿病ハイリスク者を対象とした保健指導を徹底する「富山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（※5）の推進 ・生涯を通じた歯科疾患の予防等による歯科口腔の健康づくり
4 感染症など各種疾病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の新興感染症に対する防疫体制の強化や、結核等の再興感染症などの予防対策、まん延防止対策の推進 ・難病患者や家族等に対する相談支援や情報提供等の充実

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

- (※1) **健康寿命** 日常生活に制限のない期間の平均
- (※2) **未病** 健康と病気を2つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念
- (※3) **健康経営** 従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること（NPO法人健康経営研究会の登録商標）
- (※4) **食生活改善推進員** 食生活改善や健康づくりに関する所定のカリキュラムを修了し、地域活動を通して食生活に関する正しい知識の普及啓発や実践を行うボランティア
- (※5) **富山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム** 医療保険者が行う、糖尿病性腎症リスク者に対する受診勧奨やかかりつけ医と連携した保健指導の考え方を示したプログラム

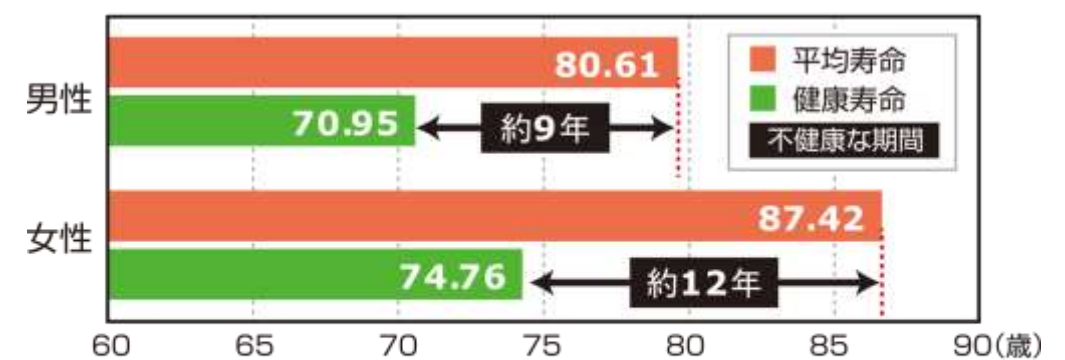
【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の改善など、健康づくり活動の実践 健康に関する正しい知識の習得 定期的な健康診断の受診
医療保険者 (健康保険組合など)	<ul style="list-style-type: none"> 疾病予防や健康保持増進（一次予防）のための保健事業の充実 被保険者の健康情報の管理及び活用
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 各種疾病等の診療 地域医療の推進と保健との連携
企業・学校	<ul style="list-style-type: none"> 「健康経営」の実践 従業員、児童生徒の健康管理や健康教育の推進 市町村、関係団体等と連携した健康づくり
ボランティア団体等	<ul style="list-style-type: none"> 県民の健康づくり活動の支援 健康づくりに関する知識の普及啓発
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題に応じた健康情報の提供、健康づくり活動の支援 各種健診など各種保健事業の実施

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿 (目標設定の考え方)		
			2021年度	2026年度	
健康寿命 日常生活に制限のない期間の平均	男性 70.63歳	男性 70.95歳	男性 72.74歳	男性 73.52歳	健康寿命日本一の都道府県の健康寿命を1歳上回ることを目指す。
	女性 74.36歳	女性 74.76歳	女性 76.32歳	女性 76.78歳	
生活習慣の改善 ・歩行数（1日） 20歳以上65歳未満 ・野菜摂取量（1日） 20歳以上 ・食塩摂取量（1日） 20歳以上	2010 (H22)	2013 (H25)			国の「健康日本21（第二次）」の目標値に準じた目標とし、生活習慣の改善を目指す。
	男性7,692歩 女性6,549歩	7,185歩 6,056歩	男性9,000歩 女性8,500歩	9,000歩 8,500歩	
	男性301.3g 女性289.5g	294.5g 268.1g	男女とも 350g	男女とも 350g	
「健康経営」に取り組む企業数 健康企業宣言富山推進協議会の「とやま健康企業宣言」に参加する企業数	2010 (H22)	2016 (H28)			「健康経営」の取組みの働きかけなどにより、新たな参加企業を毎年60社程度増やすことを目指す。
	—	111社 2016 (H28)	400社	700社	

◆富山県の平均寿命(H27)と健康寿命(H25)の差



出典：健康寿命(H25)厚生労働科学研究費補助金
「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」
平均寿命(H27)「平成27年都道府県別生命表」(厚生労働省)

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心6 人の痛みに寄り添い、支える場づくり
-----	-----------------------

政策目標	こころの健康に関する相談体制の充実や自殺防止総合対策、DV対策、犯罪被害者等支援の充実により、地域で人の痛みに寄り添い、支える場がつけられていること。
------	---

【現状と課題】

- 社会経済環境の複雑化に伴い、多くの人が、ストレスや心の悩みなどこころの健康の問題を抱えています。また、本県の自殺者数は、近年は減少傾向にあります。自殺死亡率は全国水準より高い状態が続いています。

そのため、こころの健康に関する相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携した自殺防止総合対策を、より一層推進していくことが重要です。

【自殺の状況（2016年） 自殺者数：186人
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）：17.7（全国：16.8）】

- 配偶者やパートナー（以下、「配偶者等」という。）からの暴力（DV）の相談件数は、平成14年のDV防止法全面施行時と比べると、依然として高い状態となっています。また、被害経験のある者は22.7%（4～5人に1人〔H26〕）、配偶者等への加害経験のある者は20.6%（5人に1人〔H26〕）となっています。

こうしたことから、DVの未然防止やDV被害者の早期発見から保護、自立までの切れ目のない支援など、DV対策を強化していく必要があります。

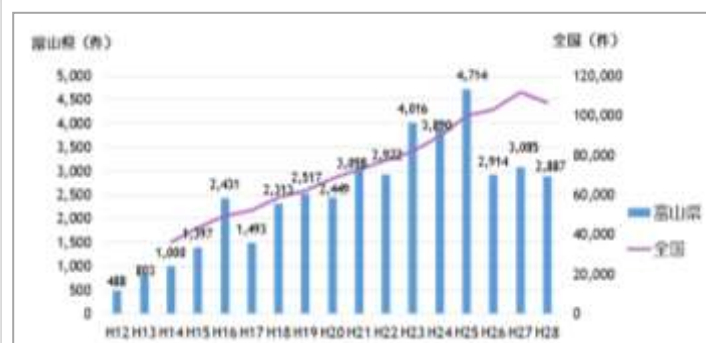
【DV相談件数：1,000件（平成14年度〔DV防止法全面施行〕）⇒2,887件（平成28年度）】

- 犯罪や交通事故に巻き込まれた被害者やその家族等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も様々な困難に直面する二次被害に苦しめられています。このため、犯罪被害者等が置かれている状況に対する県民等の理解を深めるとともに、適切できめ細かい支援を途切れなく提供していくことが重要です。

富山県の自殺者数・自殺死亡率の推移
（資料：人口動態統計（厚生労働省））



配偶者からの暴力(DV)の相談件数
（資料：県少子化対策・県民活躍課調べ）



富山県：県女性相談センター、県民共生センター、富山市、高岡市、南砺市(H22～)、黒部市(H26～)の各女性相談員が受付・処理した件数
全国：配偶者暴力相談支援センターにおける件数

【取組みの基本方向】

- 学校、職場、地域等と連携し、「心の健康センター」や「ひきこもり地域支援センター」(※1)などによるうつ病や依存症、ひきこもりなどのこころの健康に関する相談体制等の充実を図るとともに、自殺防止のための対策を市町村や相談機関、関係団体と連携して総合的に推進します。
- 配偶者等からの暴力(DV)のない社会の実現を目指すため、関係機関等と連携しながら、DVの未然防止の取組みや、DV被害者の早期発見から保護、自立に向けた切れ目のない支援など、効果的なDV対策を進めていきます。
- 県犯罪被害者等支援条例を踏まえ、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、犯罪や交通事故に巻き込まれた被害者等が置かれている状況等の県民等の理解増進や日常生活回復に向けた被害者等への支援体制の充実、被害者等を支援する人材の育成・確保を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「心の健康センター」を中心とした、こころの健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり対策の強化、自殺防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備や民間団体の活動支援などによる支援体制の充実 ・精神障害者の生活実態やニーズを踏まえた、こころの健康づくりに資する施策の推進 ・市町村や相談機関、関係団体と連携した普及啓発や相談支援体制の充実、若者の自殺対策、企業等の取組みへの支援、市町村の自殺対策への支援や人材育成など、総合的な自殺防止対策の推進
2 配偶者等からの暴力(DV)のない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層への教育・啓発の強化など、DVの未然防止のための広報・啓発の推進 ・女性相談センターを中心としたDV被害者の相談・保護体制の強化や身近な地域での相談窓口と医療機関とのネットワーク機能の強化 ・富山県DV対策連絡協議会を通じた関係機関の連携強化や民間団体との協働などによる被害者の自立支援体制の強化
3 犯罪被害者等の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・事業者の理解促進のための市町村や関係機関、民間支援団体と連携した普及啓発の推進 ・市町村、相談機関、民間支援団体と連携した相談体制の充実、被害者等を支えることができる人材育成の推進 ・「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」の設置・運営による支援体制の強化

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

※1 **ひきこもり地域支援センター** ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、ひきこもりの状態にある本人や家族の相談に応じるとともに、ひきこもり支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワークの構築やひきこもり対策に必要な情報を広く提供する、ひきこもり支援の拠点。本県では心の健康センターに設置。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 身近な人の心の悩みに気づき、必要な相談機関につなぐことのできるよう、こころの健康づくりについて理解と関心を深めること 精神障害及び精神障害者に対する正しい理解を持つこと 生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めること 男女が互いの人権を尊重するとともに、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有し、県民一人ひとりがDVを身近な問題として捉えること 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、被害者等の名誉や生活の平穏を害することがないように十分に配慮すること
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策をはじめ、きめ細やかなこころの健康づくりに関する対策の推進や、自殺対策に理解を持つ人材（ゲートキーパー）の養成 豊富なノウハウやネットワークを十分に活かした相談、広報・啓発、被害者同行支援などのDV被害者の自立支援等の実施 専門的な知識と経験を活用した犯罪被害者等支援の実施や、県の犯罪被害者等支援対策との連携協力を努めること
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策をはじめ、地域の実態を踏まえたこころの健康づくりに関する対策の推進 DV被害者支援に関する基本的な情報の提供や、被害者の状況や緊急度などに応じた的確な相談対応やサービスの提供等、身近な相談窓口としての継続的な支援 地域の実態を踏まえた犯罪被害者等支援対策の推進

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
自殺死亡率 人口10万人あたりの自殺者数	25.2 2011(H23)	17.7 2016(H28)	17.4 以下	14.4 以下	国の自殺総合対策大綱に準じ、2015(H27)年の数値(20.5)と比べて30%以上の減少を目指す。
配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度 県の男女間における暴力に関する調査において「配偶者等からの暴力について相談できる窓口を知っている」と答える人の割合	50.7% 2007(H19)	52.3% 2014(H26)	70%	100%に近い水準	啓発活動などにより、ほぼ全ての県民が、相談できる窓口があることを知っていることを目指す。

つながろう、心と心



Touch hearts.

「Touch hearts. (タッチハート)」は、心と心のつながりをイメージした富山県における自殺予防・防止のシンボルマーク・キャッチフレーズです。

<展開目標1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

政策名	安心7 食の安全の確保、食育の推進
-----	-------------------

政策目標	安全な食品が供給され、誰もが食品の安全性に関する情報を適時的確に入手することができるとともに、県民自らが「食」に関する知識と理解を深め、地場産食材を積極的に活用しながら、健全な食生活を実践していること。
------	---

【現状と課題】

○ 食品偽装問題や食中毒などの食品事故の発生などにより、食品の安全性に関する県民の関心が高まっており、食品の適正表示等による安全で安心な食品の供給が一層求められています。このため、農林水産物の生産や食品製造等においては、適正農業管理(GAP (※1))やHACCP (※2) の考え方に基づく衛生管理の徹底、適切な食品表示など、農産物の生産から食品の製造・流通・消費に至る全ての段階を通じた安全で高品質な県産品の生産・供給を進める必要があります。

○ また、直売所やインショップ (※3) における販売額が増加するなど、県民の地産地消への関心が高まっています。さらに、6次産業化の推進等による魅力ある商品・サービスの開発や県産品の活用・購買気運の醸成など、生産及び消費の両面から地産地消を総合的に進める必要があります。

【直売所等における販売額 2,444百万円 (2011(H23)年) ⇒ 3,611百万円 (2016(H28)年)】

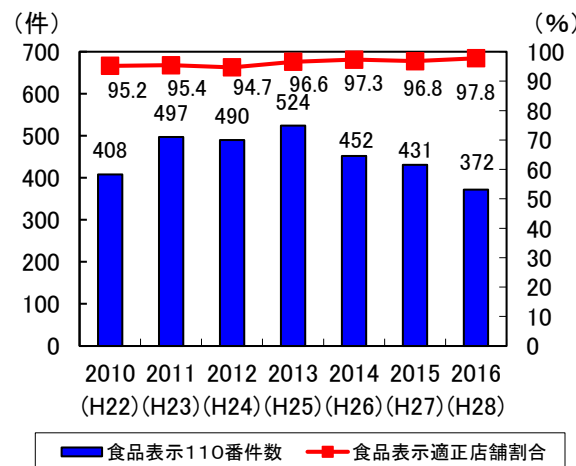
○ 県民の食育に対する意識は全国と比べても高く、また、朝食を欠食する小学5年生と中学2年生は全国と比べても低い状況にあります。さらに改善していく必要があります。

一方、カロリーや栄養バランスを考えて食事をする県民の割合が低いなど、食生活の乱れが見られることから、バランスのとれた食生活の普及や給食における県産食材の積極的な活用による食育の実践を進める必要があります。加えて、食べ物や自然環境を大切にすることを育み、食品ロス削減につなげていくことも重要です。

【朝食を欠食する子どもの割合 小学5年 0.8% (2011(H23)年) ⇒ 0.8% (2016(H28)年)】

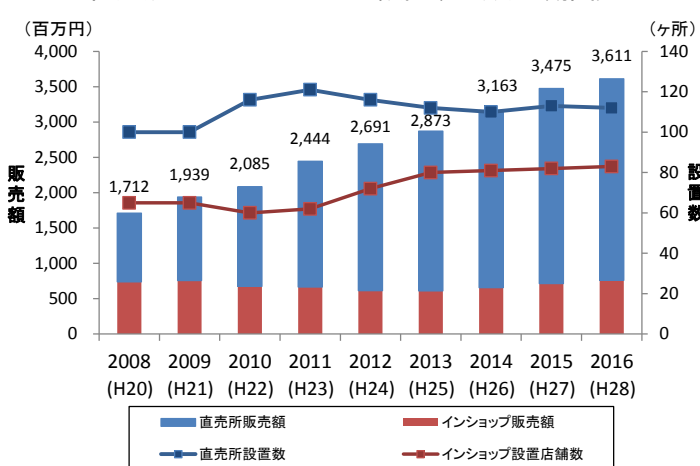
中学2年 1.7% (2011(H23)年) ⇒ 2.0% (2016(H28)年)】

食品表示110番件数及び適正店舗割合



資料：県農産食品課調べ

直売所・インショップの設置数・販売額推移



資料：県農林水産企画課調べ

【取組みの基本方向】

- 食品の安全性の確保を図るため、食の安全の情報発信、衛生管理の徹底、適正表示の指導など、生産から消費に至るまで総合的な施策を推進します。
- 安全で安心な県産農林水産物・加工品の生産・供給体制の強化や県産品の活用・購買気運の醸成を図り、県民ぐるみの地産地消を推進します。
- 「富山型食生活 (※4)」の実践などによる、ライフステージに応じた健康増進につながる食生活の実現、伝統的な食文化の継承、食の循環や環境を意識した食品ロス削減につながる食育を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 食品の安全性に関する情報の受発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを活用した情報提供や、講習会の開催などによる正しい知識の普及啓発 ・厚生センターや食品表示 110 番などの窓口における消費者や業者等からの相談への対応
2 食品の安全性の確保と適正な表示の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・とやまGAP (※5) の普及と第三者認証GAP (※6) 取得に向けた取組みの促進 ・農産物の放射性物質や残留農薬、食肉の検査など食品の安全確認体制の強化 ・食品製造施設、販売施設やその事業者などへの衛生管理の指導強化と食品表示の監視・指導 ・研修会の開催や事業者への指導・助言を行うHACCP普及指導者の養成など、中小食品等事業者のHACCP導入への支援 ・衛生管理基準の見直し等に対応した安全で新鮮な食肉生産・流通体制の整備への支援
3 県民ぐるみの地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食等における県産食材の活用に対する支援 ・直売所やインショップ、農家レストランの開設等の支援 ・地産地消「とやまの旬」応援団への登録や応援団員の地産地消活動に対する支援
4 富山の食に着目した食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の望ましい食習慣形成に向けた、保育所・学校等における指導や家庭と連携した普及啓発 ・若者や子どもを持つ保護者世代への調理や農林漁業体験などによる、食に関する実体験の機会の提供 ・食育リーダー (※7) による研修会や食育関係団体の活動支援など、地域における食育活動の充実強化 ・3015 運動 (※8) の普及等による残さず食べる心がけや食材を無駄なく使いきる意識啓発など、食品ロス削減の推進

<展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一>

【注釈】

- (※1) **適正農業管理 (GAP)** 農業生産において、安全な農産物の生産、環境の保全、農業者の安全確保等を実践し、持続的な農業生産活動をしていく取組み
- (※2) **HACCP** Hazard Analysis Critical Control Point (危害分析重要管理点) の頭文字をとったもの。食品製造 (原材料の受入れから最終製品まで) の各工程において、微生物汚染や異物 (ガラス片、金属片等) 混入などの起こりうる事態をあらかじめ予測し、特に重要な工程を連続的に監視することにより、食品の安全性を確保する衛生管理手法
- (※3) **インショップ** 食品スーパー店内での産地直送販売コーナー
- (※4) **富山型食生活** 富山県の美味しい米、新鮮な魚介、野菜、肉などの旬の地場産食材や、地域に伝わる伝統的な食文化を活かした栄養バランスの良い食生活
- (※5) **とやま GAP** 本県の農業生産活動において必要とされる取組み等を定めた「富山県適正農業規範」を農業者や産地が継続的に実施していくこと
- (※6) **第三者認証 GAP** 取引先や消費者が直接確認できない生産工程における安全管理や持続可能性の取組みを、第三者 (機関) が審査して証明すること。JGAP や GLOBALG.A.P. など
- (※7) **食育リーダー** 食育関連分野について専門的な知識・技術を有し、その普及啓発を図る役割を担っている者。関係機関、団体等が主催する講演、研修等に派遣され、講義や実技、実習を担当する
- (※8) **3015 (さんまるいちご) 運動** 立山の標高3015mにちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動
- ・食べきり3015: 宴会時において、開宴後30分と終了前15分に自席で料理を楽しむ時間を設定し食べきる。
 - ・使いきり3015: 毎月30日と15日に家庭の冷蔵庫等をチェックし、食材を使いきる。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性・栄養に関する正しい知識の習得、食習慣の形成 ・地場産食品の購入と消費 ・郷土料理の伝承
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」に関する指導の推進 ・望ましい食習慣の形成 ・給食での県産食材の活用
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する正しい食生活の啓発 ・食堂等における健康に配慮した食事メニューの提供、地場産品の活用
農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な農林水産物の供給 ・適正農業管理、生産履歴管理の徹底 ・直売等による地産地消の推進
食品関連事業者 (流通販売業、外食業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な食品表示、HACCPによる衛生管理の徹底 ・健康に配慮した食事メニューの提供 ・地場産品の積極的な販売・活用
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」に関する知識の普及啓発 ・「食」に関するボランティア等の地域活動に対する支援

【県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		
			2021年度	2026年度	(目標設定の考え方)
児童生徒の朝食欠食割合 ・小学校5年生 ・中学校2年生	小5:0.8% 中2:1.7% 2011(H23)	小5:0.8% 中2:2.0% 2016(H28)	限りなくゼロに近づける	限りなくゼロに近づける	望ましい食習慣を定着させるための指導體制の整備、普及啓発等により、可能な限りゼロに近づけることを目指す。
栄養バランスの改善度合 ・脂肪からの摂取エネルギー比率 ・野菜摂取量 (1日) ・食塩摂取量 (1日)	20歳代 28.0% 30歳代 26.6% 男性 301.3g 女性 289.5g 男性 12.2g 女性 10.5g 2010(H22)	28.3% 27.1% 男性 294.5g 女性 268.1g 男性 11.0g 女性 9.1g 2016(H28)	20%以上 30%未満 男女とも 350g 男性 8.0g 女性 7.0g	20%以上 30%未満 男女とも 350g 男性 8.0g 女性 7.0g	国の「日本人の食事摂取基準 (2015年版)」や「健康日本21 (第2次)」に準じた目標とし、「富山型食生活」の普及など望ましい食生活の普及啓発等により、栄養バランスの改善を目指す。
食品ロス削減のための取組みを行っている人の割合 食品ロスの問題を認知し、削減に向けて何らかの取組みを行っている人の割合	—	62.9% 2016(H28)	80%	90%	県民や事業者に対する食品ロス問題の普及啓発や削減に向けた行動の働きかけにより、取組みを行う人の増加を目指す。



栄養教諭による食育授業



若者向け男性料理教室

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名	安心8 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
-----	-----------------------------

政策目標	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムが構築されるとともに、地域住民誰もが、役割を持ち、地域ぐるみで支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会が形成されていること。
------	--

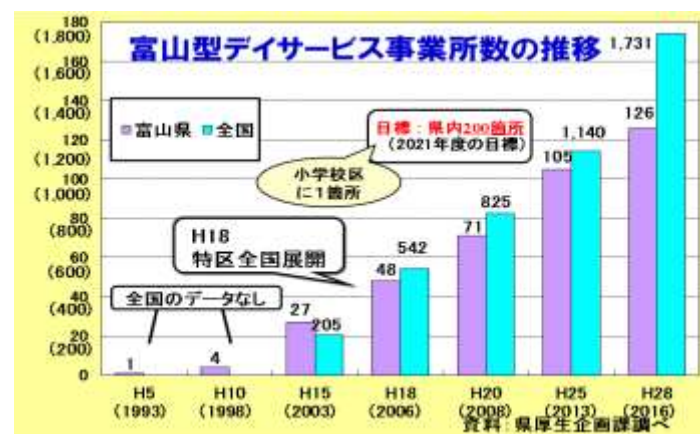
【現状と課題】

- 今後、高齢化の進展に加え、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯の増加などが見込まれる中、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいという県民ニーズは高く、こうしたニーズに応えるサービスや地域で安心して生活できる環境整備が求められています。

このため、本県では、高齢者や障害者等が住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが進められていますが、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域によって異なる高齢化の状況など、それぞれの地域の実情に合わせて、地域包括ケアシステムを深化させていくことが必要です。

【介護が必要になっても住み慣れた地域での生活を希望する者の割合:67.7% (H29 県政世論調査)】

- また、少子高齢化や核家族化などの社会環境の変化に伴い、家族で担われてきた介護や子育ての機能が弱体化してきていますが、高齢者、障害者、子ども等を家庭的な雰囲気ケアする富山型デイサービス(※1)や地域住民が相互に支え合い支援を行うケアネット活動(※2)の充実などが図られています。
- 国では、2016(H28)年度に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(本部長:厚生労働大臣)において「地域共生社会」の実現に向けた検討が行われるとともに、2017(H29)年5月には、富山型デイサービスをモデルのひとつとして、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする「共生型サービス」(※3)が法律上位置付けられました。
- こうした中、ケアネット活動や富山型デイサービスなどの充実により、支援を要する高齢者や障害者、子ども等を地域ぐるみで支え合うとともに、住民の様々な生活課題(育児・介護・障害等)に対応し包括的な支援を行う「地域共生社会」の形成が重要となっています。



【取組みの基本方向】

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域の実情に応じた医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供され、地域ぐるみで支え合う「地域包括ケアシステム」の深化に向け、総合的な取組みを進めていきます。
- さらに、子ども、高齢者、障害者など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、県民の福祉に対する意識を高め、地域住民誰もが各自の状況に応じた役割を持って、お互いに支え合う地域づくりを進めるとともに、住民の様々な生活課題に対応し包括的な支援を行うことにより、「地域共生社会」の形成を目指します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 地域包括ケアシステムの深化	<ul style="list-style-type: none"> ・県民フォーラムの開催などによる県民の理解の促進、意識啓発の推進 ・地域包括ケア活動実践団体の募集・登録、実践顕彰などによる普及啓発の推進、地域活動の促進 ・市町村が開催する地域ケア会議(※4)へのリハビリ専門職等の派遣などによる、自立支援・重度化防止等の取り組みや在宅医療・介護連携推進への支援 ・先進地域における好事例紹介など、市町村職員等に対する研修の実施
2 県民の福祉意識の高揚や地域の福祉活動を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生と高齢者等のふれあい交流会や一般向け介護・福祉講座の開催など、福祉に関する啓発活動の推進 ・学校におけるボランティア体験学習の実施など、学校教育における福祉教育の充実 ・地域住民に最も身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員(※5)の資質向上及びその活動への支援 ・ケアネット活動の地域リーダー、市町村社会福祉協議会職員など地域における福祉活動の担い手となる人材の育成
3 地域ぐるみで支え合う地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携した、ケアネット活動等による地域福祉活動の推進 ・富山型デイサービス(共生型サービス)の充実・発展とこれを支える人材の育成 ・「とやま地域共生型福祉推進特区」(※6)を活用した福祉の先駆的取組みの実施 ・地域包括支援センター(※7)など地域における包括的な相談支援体制の充実への支援 ・「共生型包括ケアネット」(仮称)(※8)の構築による、育児・介護・障害・貧困等の様々な課題に対応できる包括的支援体制の整備 ・地域の支え合い体制を推進する、生活支援コーディネーター(※9)やコミュニティ・ソーシャルワーカー(※10)などの育成
4 生活環境のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備、公共施設等のバリアフリー化など、生活行動空間のバリアフリーの推進 ・高齢者や障害者を対象とする住宅改善の助成や高齢者向け賃貸住宅の建設に対する助成など、住宅環境等のバリアフリーの推進 ・障害者等の社会参加促進のため、情報通信技術の活用や情報提供機能の充実等による情報のバリアフリーの推進 ・高齢者や障害者など誰もが気軽に出入りすることができるユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・産学官と利用者との連携・協力による福祉機器に関する研究開発の推進

【注釈】

- (※1) **富山型デイサービス** 年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気のもので、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービス。
- (※2) **ケアネット活動** 一人暮らし高齢者や障害者などの地域の要支援者一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買物代行等の個別支援を行う活動。
- (※3) **共生型サービス** 介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくするもの（富山型デイサービスがモデルのひとつ）。サービスの基準や報酬については、平成30年の介護・障害報酬改定において対応が行われる。
- (※4) **地域ケア会議** 地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とした会議。具体的には、医療・介護等の多職種の協働による高齢者の個別課題の支援を通じて、地域支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握、並びに地域課題を解決するための社会基盤の整備を図るもの。
- (※5) **民生委員・児童委員** 厚生労働大臣から委嘱され、市町村の区域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことなどにより、社会福祉の増進に努める方々。身分は特別職の地方公務員とされ、民生委員は児童委員を兼ねるものとされている。
- (※6) **とやま地域共生型福祉推進特区** 平成23年11月指定。小規模な富山型デイサービス事業所を福祉的就労の場とすることにより、住み慣れた地域における障害者の就労の場や、雇用の機会を確保し、障害者の多様な働き方を生み出すことにより、障害者の就労の場を確保するとともに、一般就労への移行が可能な環境づくりを推進する。
- (※7) **地域包括支援センター** 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設。①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関。
- (※8) **共生型包括ケアネット(仮称)** ケアネット活動等を基盤に、地域において多職種・多機関が連携して育児、介護、障害、貧困等の様々な課題に対応できる包括的な支援体制。
- (※9) **生活支援コーディネーター** 地域で生活するうえで支援が必要な高齢者に対して、生活支援の担い手の発掘や、不足する地域資源の開発、関係者間のネットワークなどを構築する者
- (※10) **コミュニティ・ソーシャルワーカー** 地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度との関係を調整する、社会福祉に関する地域を有した専門職

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する知識の積極的な習得 ・各自の状況に応じた地域福祉活動への主体的・積極的な参加
NPO・ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉活動の担い手として、具体的な福祉課題への対応
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や在宅介護など多様で質の高い福祉サービスの提供 ・福祉サービスの情報提供や地域との連携 ・地域福祉の担い手であるサービス従事者の質の向上
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における福祉の担い手の育成 ・地域住民、民生・児童委員やNPO等による福祉活動に対する支援 ・ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取り組み ・地域福祉計画の策定

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		
			2021年度	2026年度	(目標設定の考え方)
ケアネット活動の取り組み地区数	218 地区 2011(H23)	259 地区 2016(H28)	306 地区	306 地区	全ての地区社会福祉協議会での実施を目指す。
富山型デイサービス施設設置数	86 箇所 2011(H23)	126 箇所 2016(H28)	200 箇所	200 箇所	全ての小学校区での整備を目指す。



特別養護老人ホームでの、お年寄りと高校生とのふれあい



富山型デイサービス (お年寄りと子どものふれあい)



<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名	安心9 保健・医療・福祉の切れ目のない支援
-----	-----------------------

政策目標	県民誰もが、保健・医療・福祉の切れ目のない支援や利用者の立場に立った質の高い介護サービス等が受けられること。
------	--

【現状と課題】

○ 医療の進歩などにより、治療を受けながらも在宅療養が可能となってきていますが、患者やその家族は、在宅生活の中では医療だけでなく介護、就労など様々な課題を抱えています。

本県では、医療と介護の連携を進めるため、入院医療機関の職員と介護支援専門員（ケアマネジャー）の情報共有を促す入退院時の連携ルールを2015(H27)年度までに全医療圏で策定し、医療サービスと介護サービスが切れ目なく提供できる体制整備を進めていますが、今後も、入退院時の連携ルールの利用促進などによる、多職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、栄養士、リハビリ職員、歯科衛生士、医療ソーシャルワーカー、介護職員など）連携の推進が重要です。

【要介護状態の患者の退院時に、医療機関と介護支援専門員において、在宅療養生活に向けて医療・介護サービスの調整が行われた割合(各年度1ヶ月の実績)
2012(H24)年:59.5% →2014(H26)年:76.7% →2016(H28)年:80.7%(県リハビリテーション支援センター調べ)】

○ 患者等からの相談や支援を行う相談支援機関については、難病相談・支援センター、がん総合相談支援センター、若年性認知症相談・支援センターなど保健・医療・福祉の各分野において整備が進めてきていますが、今後も、こうした相談体制の充実やこれを支える多様な医療・福祉人材の養成・確保、各機関の連携強化など、保健・医療・福祉の切れ目のない支援体制の強化が必要となっています。

○ また、福祉サービスの利用者が増加するなかで、利用者の立場に立った質の高い介護・障害福祉サービスの提供や利用者保護の充実が求められています。

【主な相談窓口の相談実績等】

名称	開設年月	相談件数(延)	委託先
富山県難病相談・支援センター	2004(H16).10	2,055件(H26) 2,970件(H27) 2,874件(H28)	富山県社会福祉協議会
富山県がん総合相談支援センター	2013(H25).9	1,002件(H26) 979件(H27) 1,006件(H28)	富山県社会福祉協議会
富山県若年性認知症相談・支援センター	2016(H28).7	140件(H28)	富山県社会福祉協議会

【取組みの基本方向】

- 医療や介護に関わる多職種によるチームケアにより、急性期の医療から在宅医療・介護までの一連のサービスが切れ目なく提供できる体制の確保や、市町村が関係機関や関係団体と連携しながら取り組む在宅医療・介護連携の推進体制の構築に向けて支援を行います。
- 各相談支援機関における、医療、介護、福祉、就労等の相談体制の強化を図るとともに、患者や家族への支援の充実を図ります。また、こうした相談支援体制を支える多様な医療・福祉人材を養成・確保するとともに、人材の質の向上に努めます。
- 個々の利用者のニーズに応じた質の高い福祉サービスを確保するとともに、利用者保護の充実を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・入退院調整ルール（※1）の普及など、在宅医療・介護を支える関係者の相互理解を促進する仕組みづくり ・医療機関・介護支援専門員の連携強化、脳卒中・がんなどにおける地域連携クリティカルパス（※2）の導入支援 ・次世代型ICTシステムを活用した地域医療・介護連携の情報共有・ネットワーク基盤整備への支援 ・市町村による在宅療養を支える多様な生活支援サービス等の体制整備への支援 ・開業医等の連携・グループ化の支援、訪問看護ステーション（※3）の機能強化 ・地域密着型による高齢者介護サービス事業所の整備促進
2 相談支援体制の充実やこれを支える医療・福祉人材の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・患者や家族自らが治療や療養を選択するために必要な情報提供体制の構築やハローワーク等の関係機関との連携の推進 ・患者の不安や悩みを軽減し支援するためのピアサポーター（※4）の養成やピアサポート活動の推進 ・患者等に寄り添うことができる高度な知識・技術と豊かな人間性を備えた専門的な医療・福祉人材の養成・確保
3 利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供や利用者保護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情の解決など、利用者の立場に立ったサービス提供体制の充実 ・福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資する、福祉サービス第三者評価制度（※5）の推進 ・判断能力が不十分な本人に代わって重要な法律行為等を行う成年後見制度等の利用促進

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

【注釈】

- (※1) **入退院調整ルール** 要介護状態の方が安心して地域で療養生活を送れるよう入退院の際に医療機関と介護支援専門員との着実な引き継ぎを行うための連携の手順を定めたもの。
- (※2) **地域連携クリティカルパス** 診療にあたる急性期病院や地域の診療所などの複数の医療機関が、役割分担を含め診療内容(診療計画表)をあらかじめ患者に提示・説明することにより、患者が入院から退院後の住み慣れた地域での療養まで、安心して医療を受けることができるようにするもの。
- (※3) **訪問看護ステーション** 病気や障害を持った人が住み慣れた地域や自宅で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所
- (※4) **ピアサポーター** 当事者やその家族が、ピア(仲間)として、同じ問題を抱える人の悩みや不安などを共有し、共に考え、支援(サポート)を行うもの。
- (※5) **福祉サービス第三者評価制度** 事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供方法などにおける問題を把握し、その改善を図るため、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する制度。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や障害についての正しい理解 ・ピアサポート活動など、患者等を支える活動への参加
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの相談内容に応じた関係機関との連携 ・利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供 ・在宅医療機関等との連携 ・職員の専門知識や技能取得に対する支援
医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・患者等からの相談内容に応じた関係機関との連携 ・在宅医療・看護サービスの提供 ・在宅介護事業者等との連携 ・職員の専門知識や技能取得に対する支援
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する相談窓口等の周知 ・相談内容に応じた関係機関との連携 ・在宅医療・介護連携の積極的な推進 ・地域密着型の介護サービス基盤の整備

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方)
			2021年度	2026年度	
退院調整実施率 要介護状態の患者の退院時に、医療機関と介護支援専門員において、在宅療養生活に向けて医療・介護サービスの調整が行われた割合	—	80.7% 2016(H28)	90%	100%に近い水準	医療と介護の連携を強化し、退院後、安心して在宅療養生活を送れるよう、退院調整が必要な全ての患者の引継ぎが行われることを目指す。
がんピアサポーター数 がん総合相談支援センターに登録されている者	— 2011(H23)	71名 2016(H28)	141名	211名	今後、がん患者が増加することから、毎年14名の増加を目指す。
日常生活自立支援事業契約件数 認知症高齢者や障害者の方など判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用援助等を行う事業の年度末利用者契約件数	289件 2011(H23)	497件 2016(H28)	670件	850件	今後、認知症の方等が増加することから、毎年約35名程度の増加を目指す。



県がん総合相談支援センターで実施している交流サロン（患者やピアサポーター等の交流）



在宅医療・介護連携の強化に向けた会議

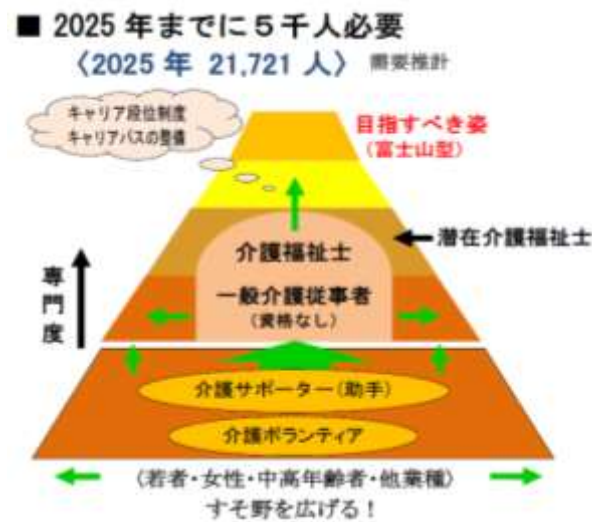
<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名	安心10 介護・福祉人材の確保のための環境整備
-----	-------------------------

政策目標	地域の介護・福祉サービスを担う人材が養成・確保されるとともに、処遇・職場環境の整備により、職場への定着が図られていること。
------	---

【現状と課題】

- 高齢化の進展に伴い、介護・福祉のニーズは高まっており、介護・福祉サービスを担う人材の確保が課題となっています。このような中、県内の介護職員数については、概ね順調に増加していますが、今後の需要推計では、2025年までにさらに約5,000人の確保が必要とされています。
- そのため、介護に対する若い頃からの理解促進や中高年齢者など多様な介護人材の掘り起こし、処遇改善、キャリアパス(※1)の整備等による魅力ある職場環境を整備するとともに、質の高い介護・福祉サービスの提供に向けた人材の質の向上を図ることが重要です。
- 保育所等に勤務する保育士数が増加してきていることにより、本県の保育所入所待機児童はゼロを維持していますが、近年、特別保育に取り組む保育所等や、低年齢児の年度途中入所等のニーズの増加に伴い、年度途中で必要となる保育士数が増えており、多様な保育ニーズに対応するため、即戦力となりうる潜在保育士の掘り起こしや処遇改善、保育士が働き続けられる職場環境の整備が重要です。



○介護職員の推移(H22~H27)

	(人)					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	13,213	13,840	14,649	15,296	15,972	16,740
(推計)	(H22→H27(5年間) +3,523人)					

資料：県厚生企画課調べ

○病児・病後児保育、延長保育実施施設の推移

	H16	H20	H24	H28
病児・病後児保育	7か所	34か所	76か所	124か所
延長保育	152か所	203か所	215か所	231か所

資料：県子ども支援課調べ

【取組みの基本方向】

- 関係団体と連携し、若者や中高年齢者等を対象とした介護の魅力のPRに努めるとともに、多様な人材が介護・福祉分野に参入しやすくなるよう取組みを進めていきます。また、介護福祉士等を目指す学生への支援や、介護職場に働く職員の資質向上に向けた研修の充実などにより、介護人材の育成・確保を図っていきます。
- 介護分野への新規就業、再就業を希望する者が、介護職場にスムーズに就業できるための支援を行うとともに、キャリアパスの整備や介護ロボットの導入等による処遇や職場環境の改善に向けた取組みへの支援を行うなど、職員の介護職場への定着を促します。
- 安心して子どもを保育所等に預けることができるよう、保育士等のキャリアアップの仕組みの構築や処遇の改善、職場環境の整備による現役保育士等の離職の防止や、潜在保育士の掘り起こしなどにより、保育士等の確保を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会に学ぶ『14歳の挑戦』での福祉職場体験や中高生への出前講座、高校生の介護体験学習、インターンシップ等による、小中高校や介護福祉士養成校、福祉施設等と連携した若者の参入促進 ・「介護の日」(※2)キャンペーンイベントや福祉・介護フォーラム等の開催、テレビコマーシャルなどによる介護の魅力のPR ・介護人材のすそ野を広げるため介護サポーター(助手)やボランティア等の養成
2 介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(※3)及び社会福祉士資格取得を目指す学生に対する修学資金の貸付など、介護・福祉の担い手の育成支援 ・介護職員を対象とした研修の充実や研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上の推進 ・県福祉カレッジ等における福祉施設職員研修やホームヘルパー、介護支援専門員、障害福祉サービスの相談支援従事者等の資質向上を図るための研修の充実 ・介護を学ぶ外国人の日本語学習や介護福祉士資格取得等に対する関係団体が連携した支援
3 就業支援など人材確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県健康・福祉人材センター(※5)における専門員配置によるマッチング強化や福祉職場説明会の開催等による、介護・福祉に従事又は再従事しようとする者への支援 ・離職介護職員の再就職時の必要費用の貸付など、再就職の促進
4 処遇・職場環境の改善等による介護職場の定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所等におけるキャリアパス整備の支援など、職員の処遇改善の促進 ・介護ロボット・ICT等の導入支援や雇用環境向上に取組む事業所の表彰などによる職員の負担軽減や職場の環境改善 ・介護現場でがんばっている中堅職員表彰や新任職員の合同入職式等による職員の職場定着支援

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

5 保育士等の人材確保と就業継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等のキャリアアップのための研修の実施、職員の処遇改善の促進 ・再就職準備金貸付等の再就職支援制度の充実や保育を取り巻く最新情報の提供など、潜在保育士の掘り起こしや就労支援による保育士等の確保 ・保育士・保育所支援センターにおける現役保育士からの悩みごと相談の対応など、離職防止等定着対策の推進
---------------------	--

【注釈】

- (※1) **キャリアパス** 職員のキャリア形成の道筋や基準・条件を明確化し、能力・資格・経験等に応じ、給与体系や人事制度等において適切な処遇を図るとともに、人材の育成を図る制度。
- (※2) **介護の日** 11月11日。平成20年、厚生労働省において「介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日」として制定。
- (※3) **介護福祉士** 「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられた、介護業務に携わる人の国家資格。具体的には、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人に対し、その状況に応じた介護を行うことや、介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする人。
- (※4) **実務者研修** 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法改正により、実務経験3年以上の者に対する介護福祉士の国家試験の受験要件として当該研修を修了していることが追加された。平成28年度の国家試験から適用。
- (※5) **富山県健康・福祉人材センター** 社会福祉法に基づく都道府県福祉人材センターとして、平成3年7月に県社会福祉協議会に設置。福祉人材無料職業相談をはじめ、福祉職場説明会や講習会の開催、福祉人材確保や定着に関する様々な事業を実施。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の魅力や大切さの理解 ・介護施設や保育所などでのボランティア等への積極的な参加
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上に向けた内部研修の実施や外部研修への参加 ・キャリアパスの整備等を通じた処遇の改善 ・魅力ある職場環境の整備 ・イメージアップのための積極的な情報発信
養成機関	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士や保育士等の養成、資質向上に向けた取組みへの支援 ・若者等への介護・福祉の魅力や大切さの周知
職能団体	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉職員の資質向上や職場定着に向けた取組み ・県民等の介護・福祉の魅力や大切さの周知
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関と連携した人材確保に対する支援

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方)
			2021年度	2026年度	
介護職員数	13,213人 2010(H22)	16,740人 2015(H27)	20,500人	22,000人	本県の今後の介護需要に対応できるよう、多様な介護人材の掘り起こしや教育・養成、職場定着支援等により、必要となると見込まれる介護職員の確保を目指す。
保育所等に勤務する保育士数 保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園に勤務する保育士及び保育教諭の数	4,618人 2011(H23)	5,137人 2016(H28)	5,660人	6,200人	今後の多様な保育ニーズに対応できるよう、潜在保育士の掘り起こしなどにより、必要となると見込まれる保育士の確保を目指す。



福祉・介護の現場で活躍する職員



保育現場で活躍する職員

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名	安心11 高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実
-----	-------------------------------

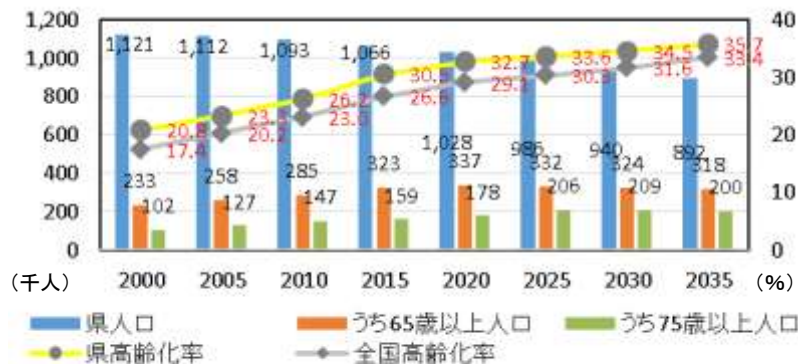
政策目標	介護予防や介護サービス基盤の整備、認知症対策の充実により、一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアが持続的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられていること
------	--

【現状と課題】

- 本県の高齢化率は全国平均より高く、今後、65歳以上人口は2020年頃まで、75歳以上人口は2030年頃まで増加すると見込まれています。また、高齢者の増加に伴い、介護サービスを受ける人も年々増えていますが、できる限り要介護状態にならないようにするとともに、介護が必要な状態となってもその悪化をできる限り防ぎ、更には軽減を目指すことが大切です。このため、高齢者が自宅や地域で自立した生活を続けられるよう、身近な地域における生活支援体制の整備や効果的な介護予防の推進が求められています。
- 本県では、介護保険施設の整備を計画的に進めてきており、全国に比べ高い整備率となっていますが、特別養護老人ホームの待機者数は横ばいで推移するなど、施設への入所希望が強い状況にあります。一方、多くの県民が、介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で暮らしたいと考えていることから、在宅サービスの充実を図るとともに、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備を着実に進めるなど、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実が求められています。
- 認知症高齢者は今後も増加することが見込まれており、地域全体で認知症の人の生活を支えていくことができるよう、認知症を正しく理解するための普及啓発、早期発見・早期対応、医療・介護体制の整備等の総合的な認知症施策を推進することが求められています。また、現役世代で発症する若年性認知症（※1）の人には、就労継続などといった、高齢者とは異なる課題があります。
- 高齢者虐待に関する相談・通報件数が増えており、高齢者虐待の防止や権利擁護のための体制の更なる整備が必要です。

【2015（H27）年高齢者虐待相談・通報件数 養護者によるもの：284件、施設従事者によるもの：17件】

【富山県の人口及び高齢化率】



資料：2015年までは、国勢調査(総務省)
2020年以降は、日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)及び日本の将来推計人口(平成24(2012)年1月推計)
(国立社会保障・人口問題研究所)

【富山県の要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告(厚生労働省)

【県内の介護サービス基盤の整備状況(定員)】

区分	2010 (H23.3)	2013 (H26.3)	2016 (H29.3)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	5,317	5,575	5,955
介護老人保健施設	4,222	4,457	4,482
小規模多機能型 居宅介護事業所	763 (206)	1,553 (456)	2,046 (578)
認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	1,261	1,863	2,330

※()は宿泊サービスの利用定員、単位：人

資料：県高齢福祉課調べ

【富山県の認知症高齢者将来推計】



資料：県高齢福祉課調べ

【取組みの基本方向】

- 高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯であっても住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進します。
- 要介護者の状態や地域の状況に応じた介護サービスに加え、中重度の要介護者や認知症高齢者とその家族を支えるため、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスを充実します。
- 地域全体で認知症の人やその家族を支える仕組みづくりの推進や認知症の医療・介護体制の整備、関係機関の連携を推進するなど、認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、認知症の人への支援体制の充実を図ります。
- 高齢者の虐待防止対策の推進を図るとともに、成年後見制度の活用促進などにより、高齢者の権利擁護体制を整備します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 介護予防と生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議(※2)へのリハビリ専門職等の派遣などによる自立支援・重度化防止に向けた市町村の取組みへの支援 ・介護予防・生活支援サービスの体制整備のための市町村の取組みへの支援 ・住民主体の介護予防の通いの場など、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの確保に向けた市町村の取組みへの支援
2 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所の整備促進 ・特別養護老人ホームや介護医療院(※3)等の介護保険施設の整備及びユニット化(※4)の促進 ・家族介護の軽減や住宅改善に向けた市町村の取組みへの支援
3 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター(※5)の養成など、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進、地域での見守り体制の整備 ・認知症疾患医療センター(※6)等の充実など、医療と介護との連携促進 ・医療従事者の認知症対応力の向上や認知症介護の専門的人材の養成など、認知症ケアの質の向上 ・若年性認知症の人の居場所づくりや就労・社会参加への支援、専門相談体制等の充実

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

4 権利擁護の推進と相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村・地域包括支援センターの相談機能の充実など、市町村の高齢者虐待の早期発見の取組みへの支援 ・成年（市民）後見制度の普及啓発 ・介護サービス事業者等に対する高齢者虐待防止のための研修等の実施
----------------------------	--

【注釈】

- (※1) **若年性認知症** 65歳未満で発症する認知症のこと。
- (※2) **地域ケア会議** 地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とした会議。具体的には、医療・介護等の多職種の協働による高齢者の個別課題の支援を通じて、地域支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握、並びに地域課題を解決するための社会基盤の整備を図るもの。
- (※3) **介護医療院** 平成29年の介護保険法の改正により創設された介護保険施設（平成30年度施行）。慢性期の医療・介護ニーズへの対応のための「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設
- (※4) **ユニット化** 少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うため、特別養護老人ホームなどの居室をいくつかのグループに分けて、それぞれを一つの生活単位とすること。
- (※5) **認知症サポーター** 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと（認知症サポーター養成講座を修了した人）。
- (※6) **認知症疾患医療センター** 認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（BPSD）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う専門医療機関

【県民等に期待する主な役割】

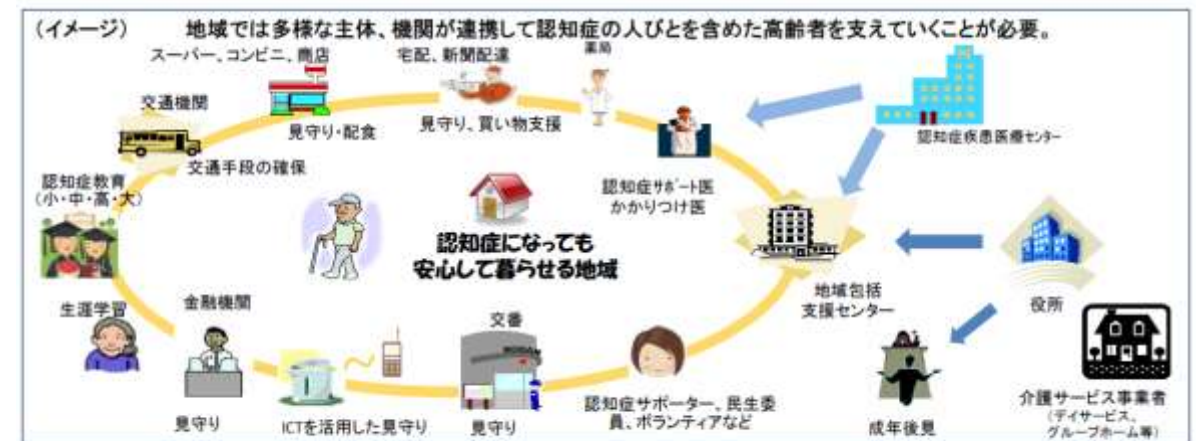
主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや介護予防の取組み ・認知症等に対する理解
NPO・ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援・介護予防サービスの提供 ・介護予防や認知症等に関する普及啓発 ・一人暮らし高齢者等への支援 ・地域の高齢者等に対する健康づくり支援や見守り活動への参加
福祉・医療・介護サービス事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場に立った質の高いサービスの提供 ・地域福祉活動への協力や技術的支援 ・在宅医療・介護の推進に向けた連携の強化
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や家族等に対する相談・支援の強化 ・高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減などに向けた積極的な取組みとケアマネジメントの強化 ・地域密着型の介護サービス基盤の整備 ・介護保険制度の公平かつ効率的な運営

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
小規模多機能型居宅介護事業所数	52か所 2011(H23)	81か所 2016(H28)	140か所	160か所	要介護状態となっても、住み慣れた地域において継続して生活できるよう、高齢者の日常生活圏域（中学校区（約80））ごとに概ね2か所の設置を目指す。
特別養護老人ホームの待機者数 介護保険施設等以外から要介護3以上の申込者で、介護支援専門員など第三者が入所の必要性を認めている者の数	2,034人 2011(H23)	1,813人 2016(H28)	減少させる	ゼロを目指して減少させる	介護予防の推進により、要介護者の増加を極力抑えるとともに、身近な地域での介護サービスの普及など、施設と在宅のバランスのとれた介護基盤の整備等により、ゼロを目指して減少させる。
認知症サポーター養成講座修了者数（累計）	38,219人 2011(H23)	94,360人 2016(H28)	130,000人	165,000人	認知症の人が今後増加すると見込まれることから、国の目標値の伸び率に準じて、毎年約7,000名の増加を目指す。

認知症の人を社会全体で支える

○介護サービスだけでなく、地域の自助・互助を最大限活用する。



関係部署と連携し、地域の取組を最大限に支援

関係団体や民間企業などの協力も得て、社会全体で認知症の人々を支える社会を構築していく

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名	安心12 障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
-----	---------------------------------

政策目標	障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う社会が実現していること。
------	---

【現状と課題】

- 2016(平成 28)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる「障害者差別解消法」)」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が施行されましたが、依然として障害者に対する差別があると感じている人が多い状況にあります。

そのため、障害者の人権や尊厳を守るため、障害を理由とする差別の解消(不利益な取扱いの禁止・合理的配慮の提供)や虐待防止の取組みを進めていく必要があります。

【障害者差別があると思う人の割合(あると思う+少しはあると思う):59.8%(資料:県政世論調査(2016(H28))】

- 障害者の数は7万人程度で推移し、高齢化が進んでいます。また、近年、発達障害や難病が障害福祉施策の対象に加えられるなど、障害が多様化していることから、富山県発達障害者支援センターを中心に、市町村など関係機関への支援や連携の強化を進めています。今後も、発達障害など多様な障害に対して、ライフステージに応じたきめ細かな支援の充実を図る必要があります。

各障害者のうち65歳以上の者が占める割合
 身体:72.8%(2011(H23))⇒77.4%(2016(H28))
 知的:8.6%(2011(H23))⇒9.8%(2016(H28))
 精神:42.9%(2011(H23))⇒45.5%(2014(H26))

【資料:県障害福祉課調べ】
 【資料:患者調査(厚生労働省)】

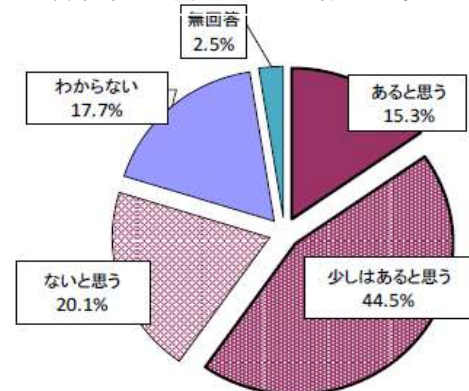
- 本県では、雇用障害者数は年々増加しており、障害者の法定雇用率を達成している企業の割合は全国平均を上回っているものの、未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成していません。2018(平成30)年度からは、障害者法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、法定雇用率も引き上げられます。また、県内の就労支援事業所で働く障害者の平均工賃月額、14,374円(2016(平成28)年)と増加してきていますが、依然として低い水準にあり、就労機会の拡大と工賃水準の向上など障害者の雇用・就労の促進が課題となっています。

【障害者雇用率達成企業割合:54.7%(2011(H23))⇒57.5%(2016(H28))】

【障害者法定雇用率:2.0%(2013(H25))⇒2.2%(2018(H30))⇒2.3%(2021.4迄に更に引き上げ)】

【障害者の平均工賃月額:12,913円(2011(H23))⇒14,374円(2016(H28))】

障害者に対する差別の有無(県民意識調査)



資料:県政世論調査(2016(平成28)年度)

雇用障害者数・法定雇用率達成企業の割合



資料:富山労働局調べ

【取組みの基本方向】

- 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例等に基づき、障害を理由とする差別の解消や虐待防止など、障害者の権利擁護の取組みを推進します。
- 発達障害、高次脳機能障害(※1)、難病など様々な障害に対し、身近な地域においてライフステージに対応したきめ細かな支援を充実します。
- 多くの障害者が企業等に就職し、職場に定着できるよう、関係機関との連携による障害者の就業機会の拡大や職場定着への支援を促進します。また、企業等に雇用されることが困難な障害者の福祉的就労の充実と、多様な就労の場の確保等による工賃水準向上を促進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 障害に対する理解と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・差別に関する相談体制の充実や関係機関との連携による差別解消に向けた取組みの推進 ・外見からは障害のあることが分からない場合や自ら意思表示することが困難な人など、障害特性に対する理解の普及啓発や支援の充実 ・県障害者権利擁護センターでの相談対応や関係機関の連携による虐待防止の推進
2 発達障害など多様な障害に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や事業所等を対象とした研修や家族への支援など、発達障害への対応力の向上及び医療・福祉・教育等関係機関の連携強化 ・発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病相談・支援センターと関係機関が連携した、きめ細かな相談・支援機能の強化 ・保育に特別な配慮を必要とする子どもに対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修の実施 ・特別支援教育支援員、巡回指導員の活用を図るなど、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍する小・中・高等学校を支援する仕組みの整備・充実
3 障害者の雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の態様に応じた職業訓練の実施や企業に対する障害者雇用施策の周知 ・障害者就業・生活支援センターと関係機関が連携した、福祉的就労から一般就労への移行の促進 ・関係機関と連携した、企業や社会福祉法人等におけるジョブコーチ(※2)配置の促進 ・企業における障害者雇用の拡大のため、特例子会社(※3)の設立や企業内での専用部署の設置など、環境整備の促進 ・特別支援学校就労コーディネーターの配置など、高等特別支援学校等での就労支援の充実 ・特区制度を活用した富山型デイサービス事業所における障害者就労支援の促進 ・就労支援事業所の自主製品の販売促進、農福連携(※4)など新たな就労分野の開拓や就労機会の提供などによる工賃向上支援の充実

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

【注釈】

- (※1) **高次脳機能障害** 頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として生じる、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害。これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる場合がある。
- (※2) **ジョブコーチ支援** 障害者の職場適応が円滑に行われることを目的として、地域障害者職業センターが策定する支援計画に基づき、国の認定講習を修了し資格を持ったジョブコーチが無料で職場に直接出向き、障害者本人や事業主に対し、作業遂行や職場内のコミュニケーションの向上支援、職務内容の設定に関する助言を行うもの。地域障害者職業センターに勤務する配置型ジョブコーチ、社会福祉法人等に勤務する訪問型ジョブコーチ及び企業に勤務する企業在籍型ジョブコーチの3種類がある。
- (※3) **特例子会社** 障害者の雇用の促進と雇用の安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立した場合は、一定の要件の下に特例子会社に雇用されている労働者も親会社に雇用されているものとみなし、障害者雇用率等も同一の事業主とみなす制度。
- (※4) **農福連携** 農業分野での障害者の就労を支援することにより、障害者の工賃水準の向上や働く場の確保、農業の人手不足の解消などを図ろうとするもの。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民 ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害及び障害のある人への理解 ・ 障害者虐待等の早期発見 ・ 障害者の地域生活への支援 ・ 障害者雇用への理解の促進
障害者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性や障害により必要となる援助や配慮の周知・啓発 ・ 当事者間、家族間の連携
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の状況に応じた適切なサービスの提供 ・ サービス情報の提供
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医療機関等と連携した支援
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対する差別を解消するための教育の推進 ・ 発達障害を含む障害のある児童生徒への支援 ・ 障害のある子どもに合った指導法等の検討と適切な合理的配慮の提供
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における従業員の障害者雇用への理解の促進と合理的配慮の提供 ・ 障害者の雇用拡大と職場定着の促進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対する総合的な支援 ・ 相談支援体制の整備・充実 ・ 地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		
			2021年度	2026年度	(目標設定の考え方)
障害のある人に対する差別があると思う人 県政世論調査において「障害者差別があると思う+少しはあると思う」と答える人の割合	—	59.8% 2016 (H28)	減少させる	減少させる	障害及び障害者への理解を深める施策の推進により、県民等の意識向上を目指す
障害者法定雇用率達成企業割合	54.7% 2011 (H23)	57.5% 2016 (H28)	57.5%以上	57.5%以上	2018(平成30)年度より障害者法定雇用率が引き上げられるが、障害者雇用促進施策の推進により、現況以上を目指す



障害者の人権や尊厳に関する県民大会の開催



障害者団体が中心となった理解啓発キャンペーン



広域専門相談員による差別に関する相談対応状況



発達障害者支援センターによる事業所等への研修



障害者就労支援事業所における農作業への取組み

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

政策名	安心13 障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備
-----	---------------------------

政策目標	障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営んでいること。
------	---

【現状と課題】

- 障害者の地域生活を支える生活介護・就労支援等の日中活動サービス事業所や住まいの場であるグループホームの整備は着実に進展し、その利用者数が増加しています。また、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、リハビリテーション医療の提供と併せて、入退院支援から在宅生活までの一貫した相談を行うほか、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅サービスを提供するなど、退院後の地域生活を支援しています。

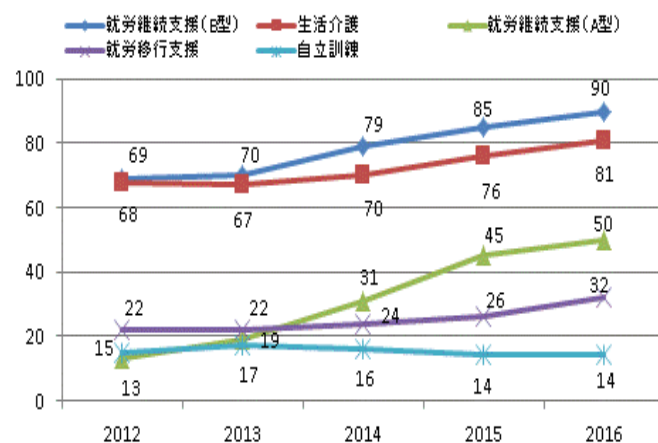
【グループホーム利用者数：562人(2011(H23))⇒763人(2016(H28)) (資料：県障害福祉課調べ)】

【富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおけるリハビリ訓練時間(1日当たり)：108分(2015(H27))⇒130分(2016(H28)) (資料：県障害福祉課調べ)】

- 今後も、障害者の生活基盤の整備や生活や就労に必要な訓練などニーズに応じた支援、社会参加の促進に向けた取組み、さらには障害者の在宅復帰に向けた相談支援やリハビリテーション医療、退院後の地域での生活を支援するためのサービスの更なる充実を図る必要があります。

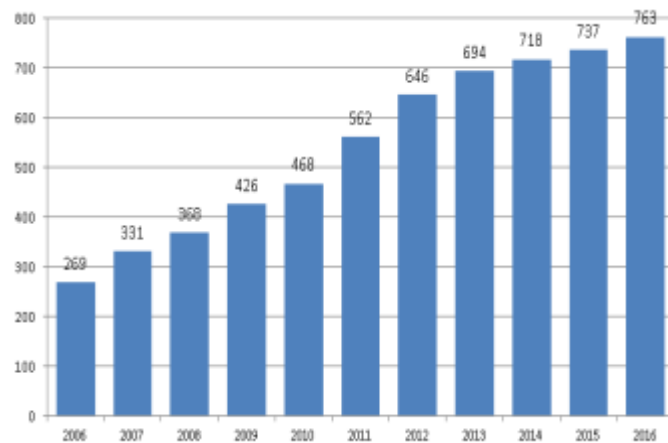
- また、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、重症の心身障害児の入所や在宅生活の支援に取り組んでいますが、さらに医療的ケア(※1)が必要な方の入所ニーズが見込まれていることから、医療的ケアが必要な重症心身障害児者等への支援体制をより強化していく必要があります。

生活や就労に必要な訓練や介護などの「日中活動を支援する事業所」数



資料：県障害福祉課調べ

グループホーム利用者数



資料：県障害福祉課調べ

【取組みの基本方向】

- 障害者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、グループホーム等の整備や、福祉・保健・医療・教育・雇用など幅広い分野での密接な連携などによる、障害者一人ひとりのニーズに対応した総合的かつ適切な支援体制を充実します。また、障害者の地域における社会参加の一層の促進に向け、在宅サービス等の充実やスポーツ・文化芸術活動の振興などを進めていきます。
- 障害者の早期の在宅復帰や在宅復帰後の地域生活支援のため、入退院支援から在宅生活までの相談支援体制を整備するとともに、退院後の地域生活を支援するための在宅サービス提供基盤を充実します。
- 重症心身障害児者など医療的ケアが必要な障害児者等やその家族が地域で安心して生活できるよう、医療、福祉など関係機関の連携をさらに進めつつ、入所や在宅での支援体制の整備、強化を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 地域での自立と社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの充実など、地域における住まいの確保 ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者スポーツ及びアール・ブリュット(※2)など障害者芸術文化の振興 ・富山県手話言語条例(仮称)の制定を契機とした、手話によるコミュニケーション支援のさらなる充実や理解普及の促進 ・要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣など、コミュニケーション支援体制の強化 ・身体障害者補助犬の導入支援や県民の理解促進 ・専門的なアドバイザーによる課題を抱える地域への支援など、精神障害者の地域移行を進めるための支援体制の整備
2 身近な地域での相談支援体制・サービス提供基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者の養成や、関係機関の連携による相談支援体制の充実 ・生活に必要な訓練や介護など、個々の障害者の年齢やニーズに応じたサービスの充実と円滑な利用の促進 ・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児サービスの充実
3 重度心身障害児者等が必要な医療的ケアが受けられる体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける療養介護サービスの提供 ・重症心身障害児者等の受入施設への支援や相談支援体制の構築、医療、福祉などの関係機関による連携体制の整備など、医療的ケア児者等への支援体制の整備 ・医療的ケアを提供できる人材育成の推進 ・特別支援学校への看護師の配置など、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の教育活動に対する支援の充実

<展開目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進>

【注釈】

(※1) **医療的ケア** 経管栄養やたんの吸引など、日常生活を送るうえで必要な生活援助行為。

(※2) **アール・ブリュット** フランスの画家ジャン・デュビュッフエによって考案された言葉であり、「加工されていない、生(き)の芸術」を意味する。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の地域生活への理解と支援 ・地域行事等での障害者との交流 ・NPO、ボランティア活動への参加
福祉サービス事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の状況に応じた適切なサービスの提供 ・重症心身障害児者など医療的ケアの必要な障害児者等の受入体制の整備 ・サービス情報の提供 ・障害者の社会参加の機会づくり
ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の社会参加の機会づくり ・障害者の地域生活への支援
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する総合的な支援 ・地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進



富山県リハビリテーション病院・こども支援センター



重度心身障害児・者への支援



グループホームの整備



手話通訳等によるコミュニケーション支援

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方)
			2021年度	2026年度	
グループホーム利用者数 1か月あたりのグループホームを利用した人数	562人 2011(H23)	763人 2016(H28)	930人以上	1,080人以上	入所等から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場の一つであるグループホームの利用者数を増加させることを目指す。
登録手話通訳者数 手話通訳者として県に登録された人数	71人 2011(H23)	83人 2016(H28)	100人	120人	聴覚障害のある方のコミュニケーションを支援する手話通訳者を養成研修の周知、強化により、毎年3名程度増加させることを目指す。
重症心身障害児支援事業所数 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数	—	1箇所 2016(H28)	15箇所	15箇所以上	県内の4つの圏域ごとに事業所を概ね3～4箇所確保することを目指す。



県内で開催されたアール・ブリュット展



本県初となるパラリンピックでのメダル獲得によりさらなる普及が期待されるボッチャ

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

政策名	安心14 循環型社会・低炭素社会づくりの推進
-----	------------------------

政策目標	循環型社会・低炭素社会づくりについて県民・事業者の理解が深まり、エコライフの実践・定着が進むとともに、環境に配慮した事業活動や環境保全活動が広く実施されていること。
------	--

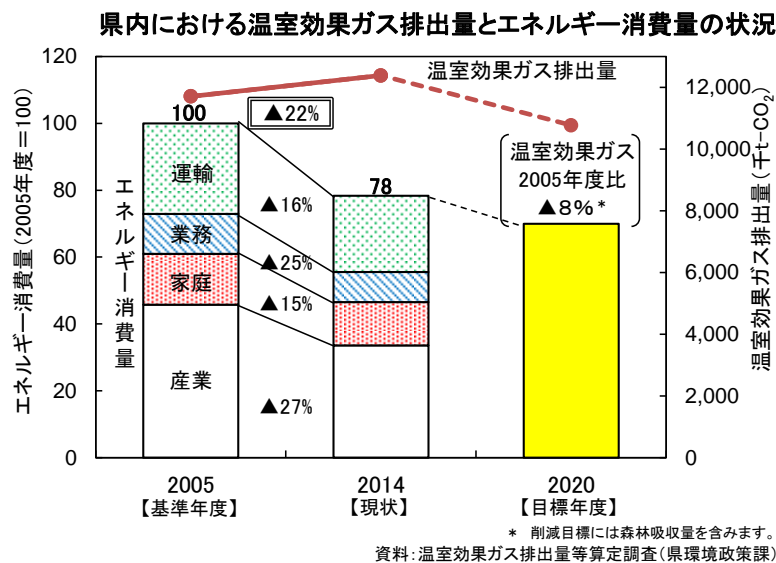
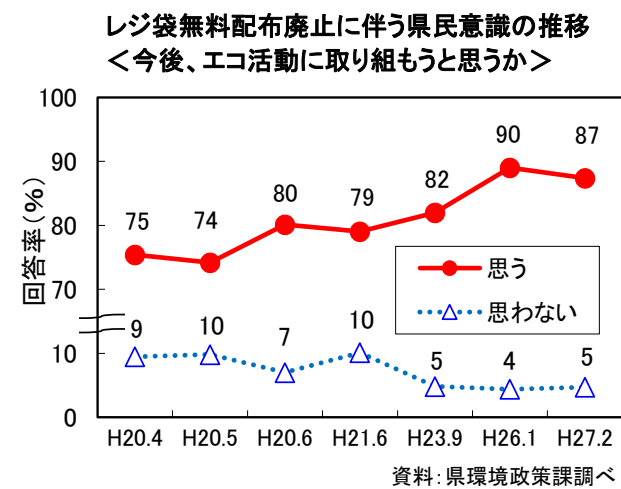
【現状と課題】

○ 本県では、全国初の県単位でのレジ袋無料配布廃止やとやまエコ・ストア制度の創設など、県民総参加のエコライフの実践を推進しており、G7 富山環境大臣会合の開催も契機に、県民の環境にやさしいライフスタイルへの意識が一層高まっていることから、県民意識の定着・向上や環境保全活動の拡大につなげていくことが必要です。

レジ袋無料配布廃止の取組み		
・実施店舗数	28社208店舗 (H20.4開始時)	→ 54社541店舗 (H29.10)
・マイバッグ持参率	92% (H20)	→ 95% (H28) (全国トップ)
とやまエコ・ストア制度登録店舗：53社511店舗 (H25.10) → 74社1,113店舗・6商店街 (H29.10)		

○ 「とやま温暖化ストップ計画」に基づき地域レベルの地球温暖化対策を進めており、節電・省エネルギーの普及啓発、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全のための間伐や里山林整備等に取り組んでいます。また、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を更に推進していくため、包蔵水力が全国2位であることを活かした農業用水等での小水力発電所の整備、未利用県有地を活用したメガソーラーの整備、木質バイオマス発電所の整備などに取り組んでいます。さらに、全国2位の地熱資源を活かした地熱発電の開発に向けた調査を行っています。

○ 一方で、本県のエネルギー消費量は、省エネルギーの取組み等により着実に減少しているものの、温室効果ガスの排出量は、電源事情の変化等により、基準年度(2005年度)に比べて増加しています。このため、環境にやさしいエネルギーの導入・利活用に向けた取組みや、県民への啓発・環境教育、省エネルギーの一層の推進等が必要です。



【取組みの基本方向】

- 県内の省エネルギーを一層推進していくため、住宅や建築物(事務所・ビル、店舗など)の省エネルギー化、省エネルギー機器の普及拡大、節電・省エネルギー行動の定着を促進します。
- 地球温暖化防止に向け、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入、水素などの環境にやさしい新たなエネルギーの利活用を促進します。
- 循環型社会・低炭素社会づくりに向けた環境教育を一層推進するとともに、エコライフの実践・定着、環境に配慮した事業活動及び環境保全活動の拡大を一層促進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や事業活動における自主的な省エネルギー行動を促すための、インターネットや各種イベントによる情報提供 ・住みよい家づくり資金融資制度や、各種補助制度、省エネルギー機器の効果に関する情報提供等による、省エネルギー住宅や省エネルギー機器の普及の推進 ・事業者におけるエネルギー管理の徹底を推進する、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入への支援 ・ノーマイカー運動やパークアンドライドの推進による公共交通の利用促進
2 環境にやさしいエネルギーの導入・利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中小河川や農業用水等を活用した小水力発電、バイオマス発電・熱利用の導入推進 ・県内初の地熱発電の導入に向けた、立山温泉地域における調査等の実施 ・水素ステーションの整備など、水素社会に向けた取組み ・燃料電池車など次世代自動車の普及の促進
3 環境教育の推進、環境保全活動の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等と連携した環境学習会や幼児・児童が家庭でできる取組みを学び実践する環境学習教室の開催・拡充、中学生向けの環境教育教材の作成・配布など、家庭、学校、地域等あらゆる分野の主体による幅広い年齢層に対する環境教育の推進 ・レジ袋の無料配布の廃止や「とやまエコ・ストア制度」、エコドライブなど、県民、事業者、行政が相互に連携協力したエコライフ実践・定着の促進 ・県民、事業者、民間団体等との連携・協働による森づくりや清掃活動など、環境保全活動の拡大

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節電、省エネルギー機器への買替え、ごみの発生抑制などエコライフの実践 ・ 環境に配慮した事業活動を展開する店舗の利用 ・ 環境保全活動への参加と地域ぐるみでの実践 ・ 森づくり活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮の視点に立った事業活動の実施 ・ 事務所・ビル等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用など二酸化炭素排出削減に資する取組み ・ 環境マネジメントシステムによるエネルギー管理の徹底
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の機会の提供や情報発信 ・ 継続的な環境保全活動の実践と拡大 ・ 森林の保全活動の実践と拡大
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全活動の促進や支援、情報提供 ・ 公共交通機関の利用促進 ・ 森林の保全活動への支援



住宅の省エネルギー化
(太陽光発電の設置、白熱電球からLED電球への買替えなど)

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方)
			2021年度	2026年度	
エネルギー消費量の削減率 ・ 世帯当たりのエネルギー消費量の削減率 ・ 事業所・ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率 2002(H14)を基準としたエネルギー消費量の削減率	13.2%削減 12.6%削減 2009(H21)	17.8%削減 19.7%削減 2014(H26)	26%削減 32%削減	28%削減 34%削減	・ 家庭の省エネルギー化や省エネルギー機器の普及拡大などにより、家庭におけるエネルギー消費量の着実な削減を目指す。 ・ 建築物の省エネルギー化や環境マネジメントシステムの導入促進などにより、事務所・ビル等におけるエネルギー消費量の着実な削減を目指す。
小水力発電所の整備箇所数（累計） 中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所（出力1,000kW以下）の整備箇所数	19か所 2011(H23)	39か所 2016(H28)	45か所	60か所	適地調査の結果等を踏まえ、整備の見込みがある小水力発電所候補地を確実に整備することを目指す。



農業用水を活用した
仁右エ門用水発電所



店頭でのレジ袋無料配布廃止への
協力呼びかけ



とやま環境フェア



地球温暖化防止活動推進員による
環境学習教室

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

政策名	安心15「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
-----	---------------------------------------

政策目標	県民・事業者・行政等の連携協力のもと、県内はもとより環日本海・アジア地域においても資源効率性・3Rの取組みが進み、循環型社会づくりに資する先進的な「とやまモデル」が確立されていること。
------	--

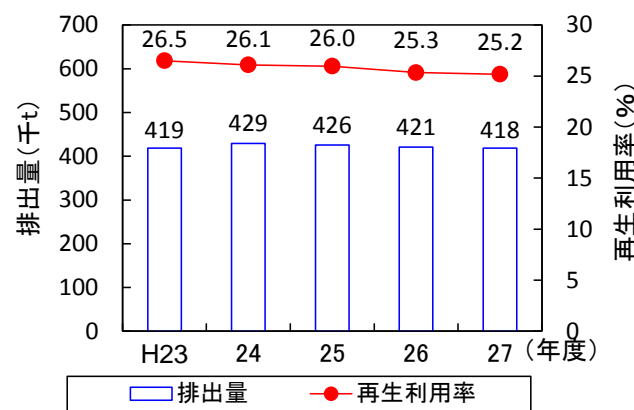
【現状と課題】

- 全国初の県単位でのレジ袋無料配布廃止やとやまエコ・ストア制度の創設など、本県では全国に先駆けた県民総参加のエコライフの実践、法制定のモデルになった使用済小型家電リサイクルなどの3Rの取組みを推進してきたところですが、G7富山環境大臣会合で「富山物質循環フレームワーク^{*1}」が採択されたことを受け、循環型社会づくりをさらに進める必要があります。
- しかしながら、「富山物質循環フレームワーク」において取組みの具体例として挙げられている食品ロス・食品廃棄物対策について、県民の「食品ロス」問題の認知度（64.1%、H28年度県政世論調査）は、全国（77.8%、H27年度消費者意識基本調査（消費者庁））よりも低くなっています。特に40代未満の認知度が低い状況です。
- また、その他の廃棄物を含めた県内の一般廃棄物の再生利用率、産業廃棄物の減量化・再生利用率はともに、近年概ね横ばいで推移していることから、その向上に向けてさらなる資源効率性・3R（廃棄物の発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再生利用：Recycle）の取組みが必要です。

区分	現状（2015）	参考 （とやま廃棄物プランの目標（2020））
一般廃棄物の再生利用率	25.2%	27%
産業廃棄物の減量化・再生利用率	95.0%	97%

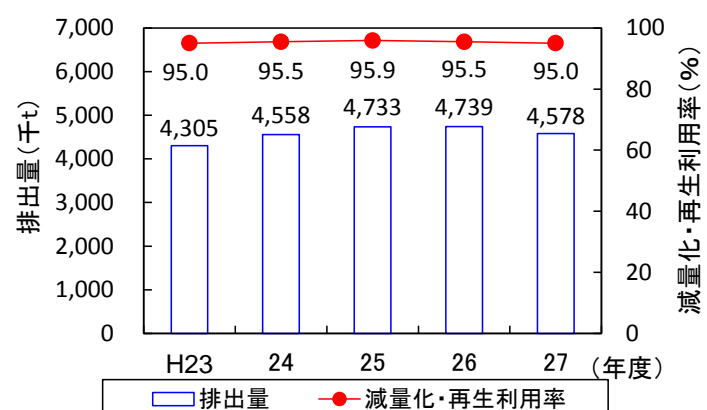
- 「2016とやま宣言^{*2}」において地球環境問題への積極的な貢献として環境保全の手法や有益な情報・データの共有を行うとされていることや、「富山物質循環フレームワーク」が採択されたことを踏まえ、本県としては経済成長・人口増加により環境汚染が懸念される環日本海・アジア地域での廃棄物や資源の有効利用にも積極的に貢献していく必要があります。

県内一般廃棄物の排出量及び再生利用率の推移



資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）等

県内産業廃棄物の排出量及び減量化・再生利用率の推移



資料：産業廃棄物実態調査（県環境政策課）

【取組みの基本方向】

- ゼロエミッション社会（廃棄物排出ゼロ）の実現に向け、「富山物質循環フレームワーク」を踏まえた、食品ロス・食品廃棄物対策や廃棄物需給のマッチングなどによる資源効率性の向上や3R、廃棄物の適正処理を推進するとともに、県民の高い環境意識や高度な廃棄物処理技術を有する企業の立地などの本県の特長を活かした「とやまモデル」の確立を図ります。
- 環日本海・アジア諸国との意見交換や県内企業の高度な廃棄物処理技術の普及などにより、環日本海・アジア地域の資源効率性・3Rの推進に貢献します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 資源効率性・3R等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の無料配布廃止や食品ロス・食品廃棄物削減の取組み、各種イベントにおける啓発など、廃棄物の発生抑制・再使用の促進 ・産学官が連携した廃棄物の減量化・再生利用の推進、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト^{*3}」と連携した使用済小型家電リサイクルの推進、とやまエコ・ストア制度、リサイクル認定制度など、廃棄物の再生利用の促進 ・廃棄物の性状に応じた高度なりサイクル技術の開発や既存の処理技術の適切な組み合わせによるコストの削減、処理の効率化を図る事業者間の連携強化のための情報の収集・発信など、廃棄物需給のマッチング拡大に向けた取組みの促進 ・3R推進全国大会などの場を活用した富山県の先進的取組みのPR
2 食品ロス・食品廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核とした、県民や事業者など全県的な食品ロス等削減運動の展開 ・家庭の食品ロス等の実態を踏まえた効果的な啓発資材等の配布、シンポジウムの開催、Webサイトなどによる県民への食品ロス削減のための意識啓発 ・3015運動^{*4}による食品の「使いきり」「食べきり」の啓発や自主的な取組みの支援など、食品ロス等の発生抑制に向けた取組みの推進 ・エコフィード（食品廃棄物を利用して製造された飼料）の利用拡大などによる食品廃棄物の再生利用の促進
3 環日本海・アジア地域における資源効率性・3Rの推進への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の法制度や本県の先進的な取組みの情報提供、研修員の受入れ・技術職員の派遣など、資源効率性・3Rに関する制度構築への協力 ・環日本海・アジア諸国との環境協力に係る意見交換、現地調査などを通じた具体的な課題や需要の把握、民間企業間でのマッチングなど、県内環境関連企業の海外展開の促進

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【注釈】

- (※1) **富山物質循環フレームワーク**：G7 富山環境大臣会合（H28.5開催）において採択された国際的な枠組みで、食品ロス・食品廃棄物の削減など、資源効率性や3Rの推進を国際的に協調して取り組むもの
- (※2) **2016とやま宣言**：G7 富山環境大臣会合の成果を踏まえ、今後の北東アジア地域における環境保全に向けた連携強化を図るため、H28.5に日中韓口の地方自治体等の専門家が参加して開催された「2016北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」で採択
- (※3) **都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト**：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催となり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の約5,000個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクト
- (※4) **3015（さんまるいちご）運動**：立山の標高3015mにちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動
 - ・食べきり3015：宴会時において、開宴後30分と終了前15分に自席で料理を楽しむ時間を設定し食べきる。
 - ・使いきり3015：毎月30日と15日に家庭の冷蔵庫等をチェックし、食材を使いきる。

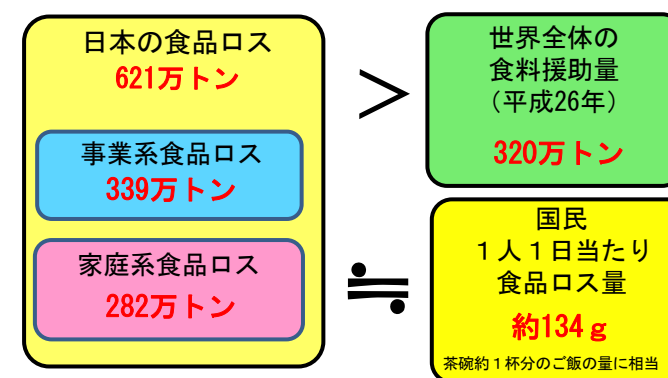
【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの発生抑制、分別の徹底と排出ルールの遵守 ・ 環境に配慮した商品の積極的な購入 ・ 環境に配慮した事業活動を展開する店舗の利用 ・ 集団回収等の環境保全活動への参加と地域ぐるみでの実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮の視点に立った事業活動の実施 ・ 廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処理
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の機会の提供や情報発信 ・ 継続的な環境保全活動の実践と拡大
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3Rの取組みへの支援、情報提供などによる普及啓発 ・ 一般廃棄物の適正処理の推進

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
一般廃棄物再生利用率 一般廃棄物排出量に対する再生利用量の割合	26.5% 2011（H23）	25.2% 2015（H27）	27%以上	28%以上	食品ロス等の削減、ごみの分別排出の徹底、ごみ焼却施設からの焼却灰の一層の有効利用等により、再生利用率の向上を目指す。
産業廃棄物減量化・再生利用率 産業廃棄物排出量に対する減量化量及び再生利用量の合計の割合	95.0% 2011（H23）	95.0% 2015（H27）	97%以上	97%以上	産学官が連携した減量化・再生利用の推進、廃棄物需給のマッチングの拡大、食品廃棄物の再生利用の促進等により、減量化・再生利用率の向上を目指す。
県民1人1日当たりの食品ロス発生量	—	約110g 2015（H27）	減少させる	2030年までの半減を目指して減少させる	国連の「2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物を半減する」との目標を踏まえ、全県的な食品ロス削減運動の展開や意識啓発等により、2030年までの半減を目指す。

日本の食品ロスの多さ



G7 富山環境大臣会合の参加者



エコ・ストア店頭設置された資源物回収ボックス



シンボルマーク『エコぼうや』



食品ロスの一例（手付かず食品）



食品残さ飼料化施設

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

政策名	安心16 豊かな自然環境の保全
-----	-----------------

政策目標	自然を大切に思う心が育まれ、自然に対する理解が深まるとともに、生物多様性の確保や、人と自然との共生の取組みが進み、豊かで美しい自然環境が保全されていること。
------	--

【現状と課題】

○ 本県は、立山連峰から富山湾に至る高低差 4000mのダイナミックな地形が織りなす優れた景観や豊かな自然に恵まれています。また、こうした自然を保護する思想の普及啓発を図ることを目的に、昭和 49 年に全国に先駆けてナチュラリスト制度が発足し、ナチュラリスト（※1）やジュニアナチュラリスト（※2）の認定者数は着実に増加しています。

一方で、訪日外国人を含む観光客の増加などに伴う環境への負荷が増大する懸念もあることから、自然環境の保全に配慮した適正な利用を推進していくことが必要です。

【条例による立山バス排出ガス規制の実施（H27.4～）】

【ナチュラリスト認定者数：607人（H18）→727人（H23）→784人（H28）】

○ 外来生物の侵入や里山・里海における人間の活動により、地域固有の生態系への影響が懸念されていることから、「富山県希少野生動植物保護条例（H27.4施行）」を制定したほか、県民協働による外来植物除去や本県が国内最大の生息地であるライチョウの保護活動などに取り組んでいます。

○ 近年、人身被害や高山帯などの自然環境被害、農作物被害を発生させるツキノワグマやニホンジカ、イノシシなど野生鳥獣の生息数や生息域が増大しています。また、銃猟者の減少や高齢化が進んでおり、野生鳥獣の生息数などの管理に係る担い手の育成・確保が必要となっています。

【第一種銃猟免許所持者数：837人（H18）→832人（H23）→745人（H28）】

○ 世界的な人口増加や経済活動の拡大等に伴い、地球規模での環境問題の深刻化が懸念されるなか、自然環境の保全や生物多様性の確保などについても広い視野で取り組む必要があります。



資料：県自然保護課調べ



資料：県自然保護課調べ

【取組みの基本方向】

- 県民一人ひとりや本県を訪れる国内外の人々が自然に関心を持ち、自然環境に配慮した行動ができるよう、ナチュラリストの育成や県民協働による登山道整備など、自然環境の保全に配慮した適正利用の拡大に向けた取組みを推進します。
- 地域固有の自然環境や生態系を保全し、将来の世代に引き継いでいくため、条例による希少野生動植物種の保護や立山でのバス排出ガス規制、県民協働による外来植物除去やライチョウ保護活動、グローバルな視点に立った環境保全など、自然環境の保全と生物多様性の確保に向けた取組みを推進します。
- 人や農作物等へ被害をもたらす野生鳥獣の管理の強化、狩猟者の育成・確保など野生鳥獣の保護管理体制の整備、鳥獣被害を受けにくい地域づくりなど、科学的な知見に基づいた野生鳥獣の適正な保護及び管理（※3）を強化します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 自然保護思想の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ナチュラリストやジュニアナチュラリストの養成や相互交流の促進 ・利用者のニーズに対応し、理解が深まる自然解説活動に向けた仕組みづくり ・幼少時での自然と触れ親しむ機会の創出など、自然への理解が深い子どもの育成 ・自然博物館ねいの里等を拠点とした自然保護思想や鳥獣保護管理手法の普及啓発
2 自然環境の保全に配慮した適正な利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「立山黒部」など国立公園等における環境負荷の抑制と適正利用の推進 ・自然公園等における山岳環境の保全に配慮した歩道や訪日外国人に対応した標識等の整備 ・立山自然保護センターなどの自然体験施設の利用促進 ・気候変動・火山活動等による自然公園における環境の変化に対応した安全対策の推進 ・休憩所等の自然公園施設の受入環境の拡充や長寿命化対策の検討
3 自然環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園等における美化活動の推進や環境配慮型トイレの整備 ・立山におけるバス排出ガス規制など、自然公園の貴重な植生の保護・復元 ・環日本海地域における海洋環境保全活動に対する支援
4 生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ライチョウサポート隊（※4）による保護柵の設置や生息・生態調査の実施などライチョウの王国を維持する生息域内保全の推進 ・保護監視員による違法捕獲の監視や生息・生育地の環境整備支援など、希少野生動植物の保護対策の推進 ・県民協働による外来植物除去活動など、生態系を脅かす外来生物の適切な管理の推進 ・生物多様性の保全を図るための里山林の整備
5 野生鳥獣の適正な保護と管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ等の野生鳥獣のモニタリング調査や保護管理計画の策定 ・自然環境被害や農作物被害などを引き起こすイノシシ、ニホンジカ等の個体数を適正に管理する捕獲等の強化 ・野生鳥獣の保護管理を担う人材や専門的な集団の育成・確保 ・侵入防止柵等の設置への支援など、鳥獣被害を受けにくい地域づくりの推進

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【注釈】

- (※1) **ナチュラリスト** 県の開催するナチュラリスト養成講座を受講し、所定の知識・技能を身に付けた者を、富山県自然解説員（ナチュラリスト）として認定しているもの。自然公園等において、解説業務を実施。なお、この「自然解説員制度」は、自然公園等の来訪者に、自然への愛情と自然保護の重要性を認識してもらうことを目的として、昭和49年に地方自治体としては全国で初めて創設した制度。
- (※2) **ジュニアナチュラリスト** 自然科学に関心を持つ子どもたちを対象に、身近な自然環境について基礎的な学習とフィールドでの実践的な学習を行うことにより、自然保護への関心と理解を深め、自然保護の精神を身につけた子どもの育成を目指すもの。
- (※3) **野生鳥獣の適正な保護及び管理** 「鳥獣の保護」とは生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、適正な生息数の水準や生息地の範囲に増大させ、又は維持すること、「鳥獣の管理」とは同様の観点から、適正な生息数の水準や生息地の範囲に縮減させること（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）。
- (※4) **ライチョウサポート隊** ライチョウの保護を目的に、生息地パトロール等の活動を行う県の認定講習を修了したボランティア。隊員数 2016(H28)107名、2017(H29)128名

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
ナチュラリストとジュニアナチュラリストの認定者数	ナチュラリスト 727人 ジュニア ナチュラリスト 243人 2011(H23)	784人 328人 2016(H28)	900人 390人	1,000人 420人	ナチュラリストについては、自然公園等での自然解説や、地域の環境教育の推進のため、養成講座開催毎に50人程度の認定を目指す。また、ジュニアナチュラリストについては養成講座開催毎に30人程度の認定を目指す。
ライチョウ生息数（立山地域） 北アルプスのうち立山地域（約1,070ha）における推定生息数	284羽 2011(H23)	295羽 2016(H28)	現状維持	現状維持	ハイマツ地域への立ち入り規制、植生復元、環境浄化など生育環境の向上、保護活動の普及等に努め、生息数の現状維持を目指す。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 自然に関心を持ち、自然環境に配慮した行動 自然体験活動への子ども達の参加 自然環境や生物多様性への理解の促進、保全活動への参加 野生鳥獣を引き寄せない生ゴミや未収穫作物等の適切な管理
NPO・ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> 自然解説活動などによる自然保護への理解の促進 登山道整備のボランティア参加による自然公園の適正利用の理解 自然観察会の開催など自然環境や生物多様性の保全活動の推進 鳥獣保護管理に関する科学的な観点からの助言や指導
企業	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動における自然環境や生物多様性の保全への配慮 自然環境や生物多様性の保全に資する技術の開発・普及 捕獲活動における従事者の安全確保と技能・知識の維持向上 県民協働ボランティア等への企業単位での参加の促進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護への理解の促進 自然公園等の適正な管理 地域特性に応じた自然環境や生物多様性の保全活動の推進 県と連携した地域ぐるみの野生鳥獣被害対策の実施



捕獲の担い手育成



ライチョウサポート隊の活動



ジュニアナチュラリスト養成講座



ボランティアの参加による木道整備

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

政策名	安心17 安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
-----	-----------------------------

政策目標	県民一人ひとりが高い環境保全意識を持ち行動することで、本県が誇るきれいでさわやかな大気、豊かで清らかな水など安全で健康的な生活環境が確保されるとともに、環日本海地域において国連機関や自治体等が連携した環境保全の取組みが着実に進められていること。
------	--

【現状と課題】

○ 本県の環境は、大気、水質とも環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。PM2.5（微小粒子状物質）や富山湾の水質などの継続的な監視や発生源対策が求められています。また、国際条約制定に伴う水銀の排出規制や建築物解体の増加に伴うアスベストの飛散防止、水生生物保全に係る水質環境基準項目の追加など、新たな規制等に伴う対応が必要です。

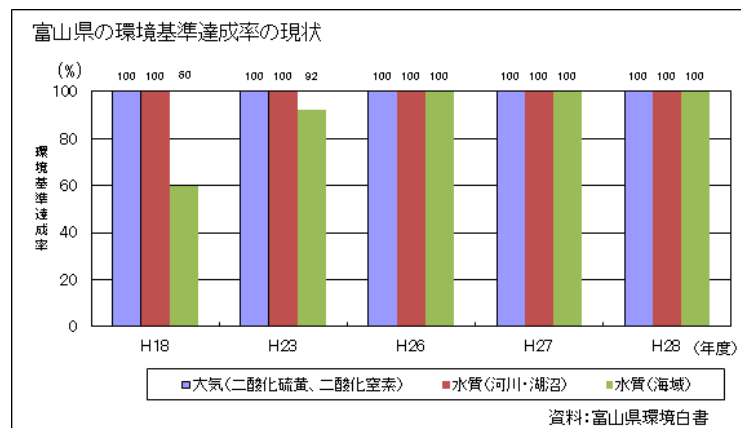
さらに、下水道等の污水处理施設は着実に整備が進んでいますが、一方で、施設の老朽化への対応が求められています。

【富山県の污水处理人口普及率：94.8%（H24）⇒96.3%（H28） 全国第8位】

○ 本県では、上流・下流域が連携した清掃美化活動のほか、地域で水辺や地下水の保全に取り組む「とやま川の見守り隊」や「地下水の守り人」などの県民参加の環境保全活動が活発に行われています。「全国豊かな海づくり大会（H27.10）」、「G7富山環境大臣会合（H28.5）」の開催などを契機に県民の環境に対する理解や関心がより深まっているこの機運を捉えて、一層の環境保全活動の促進が期待されています。

○ 県立イタイイタイ病資料館において、貴重な関係資料を収集・保存・活用するとともに、教訓等を後世に継承するため、企画展、語り部事業、小中学校の課外学習等の積極的な受入れ、海外への情報発信などに取り組んでいます。

○ 日本海対岸地域の工業化や都市化の進展等により、漂着ごみ、海洋汚染、越境大気汚染、黄砂などの環境問題が顕在化しており、日本海側地域のみならずわが国全体の環境への影響が懸念されることから、北東アジア地域における国際環境協力を進める必要があります。



2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま

【取組みの基本方向】

- PM2.5 や富山湾の水質などの環境監視体制の強化や発生源対策の推進、水銀等の新たな規制への対応のほか、污水处理施設の未整備地域の早期解消及び施設の老朽化への対応など環境改善対策を推進します。
- 本県の誇る快適な環境について県民の理解や関心を深めるための環境学習の充実と、地域での環境保全活動の活性化を図ります。
- イタイイタイ病に関する資料の収集・保存・活用と国内外への情報発信を一層推進します。
- 漂着ごみなどの国境を越えて影響が及ぶ環境問題や地球規模の環境問題の解決に向けた、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）（※1）の活動の支援や、「2016 とやま宣言」に基づく北東アジア地域における環境保全の取組みなど、国連機関や同地域の自治体等と連携した国際環境協力を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 監視体制や発生源対策の強化など安全で健康的な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染や海域等での水質汚濁の効率的・効果的な監視体制の整備 ・環境基準や排出基準の見直し・追加など、新たな規制への対応 ・工場・事業場における更なる排出抑制に向けた取組み支援、汚染物質の排出実態や対策に係る調査研究の推進 ・污水处理施設の未整備地域の早期解消及び施設の老朽化への対応 ・ダイオキシン類による底質汚染対策の推進など、化学物質対策の推進 ・化学物質や油の流出等の水質汚濁事故の未然防止、発生時における迅速な対応 ・放射性物質による環境への影響把握のためのモニタリング体制の充実
2 環境学習の充実と地域での環境保全活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・事業者への水辺の環境調査の実施呼びかけなど、環境学習の機会の提供 ・エコドライブや県内全域の海岸での一斉清掃など、県民参加の環境保全活動の一層の推進 ・とやま川の見守り隊や地下水の守り人など、地域での環境保全活動の担い手の育成と活動団体のネットワーク化の支援
3 イタイイタイ病の教訓等の後世への継承と国内外への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・イタイイタイ病資料館での貴重な資料の収集・保存・活用の推進 ・小中学校の課外学習等の積極的な受入れ、後世につなぐ語り部講話の実施 ・外国語にも対応したホームページ等を活用した国内外への情報発信
4 国連機関や北東アジア地域の自治体等と連携した国際環境協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動、生物多様性、海洋ごみに関する調査や青少年の環境保全体験交流プログラム、北東アジア地域自治体連合（NEAR）（※2）環境分科委員会を活用した政策対話など、北東アジア地域における環境保全の取組みの推進 ・NOWPAP や（公財）環日本海環境協力センター（NPEC）（※3）が行う海洋環境保全活動等への支援 ・環境保全に関する技術指導のための職員等の海外派遣、環境技術研修員の受入れの推進

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【注釈】

- (※1) **北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)**: UNEP (国連環境計画) が提唱する地域海行動計画の1つで、日本海及び黄海の海洋環境保全等を目的に日本、中国、韓国、ロシアの4か国が参加して1994年に採択。本県は同計画の地域調整部を誘致するとともに、同計画の地域活動センターに指定されている(公財)環日本海環境協力センター(NPEC)の活動を支援している。
- (※2) **北東アジア地域自治体連合 (NEAR)**: 北東アジア地域の自治体間の交流協力を推進し、共同发展を目指すことを目的に、1996年に発足した組織。富山県を含む6か国77自治体が加盟している(2017年11月現在)。
- (※3) **(公財)環日本海環境協力センター(NPEC)**: 国や地域等の連携協力のもとに日本海・黄海の環境保全に寄与することを目的に設立された政府所管の公益財団法人。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題への理解と環境保全への取組み意欲の向上 エコドライブなど環境に配慮したライフスタイルの実践 清掃美化活動など地域の環境保全活動への積極的参加
活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の推進による次世代の人づくり 自主的な環境保全活動の展開と多様な活動主体との協働 名水等の地域の環境資源の保全と活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染物質の排出状況の把握と排出抑制 環境汚染事故の未然防止と発生時の適切な対応 事業活動における環境負荷の低減と地域の環境保全活動への協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 身近な環境の状況把握と公害苦情への適切な対応 地域の実情に応じた汚水処理施設の整備 住民、事業者等に対する環境保全活動の啓発



海岸や名水の清掃美化活動



地下水の守り人による環境学習
(小学校での地下水保全の講義)

【県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方)
			2021年度	2026年度	
大気及び水質に係る環境基準の達成率					現状では全ての測定局及び調査地点で環境基準を達成しているが、大気や水質の環境対策の推進等により、引き続き達成維持を目指す。
	大気: 二酸化硫黄及び二酸化窒素	100% 2011 (H23)	100% 2016 (H28)	100%	
水質: 河川(BOD)及び海域・湖沼(COD)	98% 2011 (H23)	100% 2016 (H28)	100%	100%	
汚水処理人口普及率 下水道や農村下水道、浄化槽等の汚水処理人口の普及割合	94.4% 2011 (H23)	96.3% 2016 (H28)	98%	99%	汚水処理施設の着実な整備により、未普及地域の早期解消に努める。



語り部によるイタイイタイ病の講話 (小学校の課外学習)



海外への情報発信 (G7富山環境大臣会合エクスカージョン[イタイイタイ病資料館])



青少年の環境保全体験交流プログラム(韓国釜山)

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

政策名	安心18 清らかな水資源の保全と活用
-----	--------------------

政策目標	空から山、平野、川等を経て富山湾に至る水の循環と県民の諸活動との調和が図られ、水資源が有効に活用されるとともに、地域に根ざした水文化が継承されていること。
------	---

【現状と課題】

○ 本県は、大小300余りの河川が流れ、環境省の「名水百選」に全国最多の8箇所も選ばれるほか、本県独自で湧水、滝、河川、深層水などを「とやまの名水」として66箇所選定しているなど、全国に誇れる清らかな水環境に恵まれており、産業の振興や豊かな県民生活に資しています。こうした本県の豊かで清らかな水資源の維持保全等を目的として、富山県水源地域保全条例を制定（平成25年4月）しています。

【名水百選・平成の名水百選 全国最多8箇所：富山県、熊本県】

○ しかしながら、水田面積の大幅な減少による地下水涵養量の減少や、手入れの必要な人工林も多くあり森林の水源涵養機能の低下等の課題が見られるほか、消雪のための地下水利用の増加により、井戸涸れや地盤沈下等の発生も懸念されています。

【県内の水田面積：67,100ha (S60)→56,100ha (H28)】

○ 全国第2位の豊かな包蔵水力^{※1)}を活かした農業用水等での小水力発電の整備を進めていますが、豊かな水資源を有効に活用するため、多面的利用をさらに促進していく必要があります。

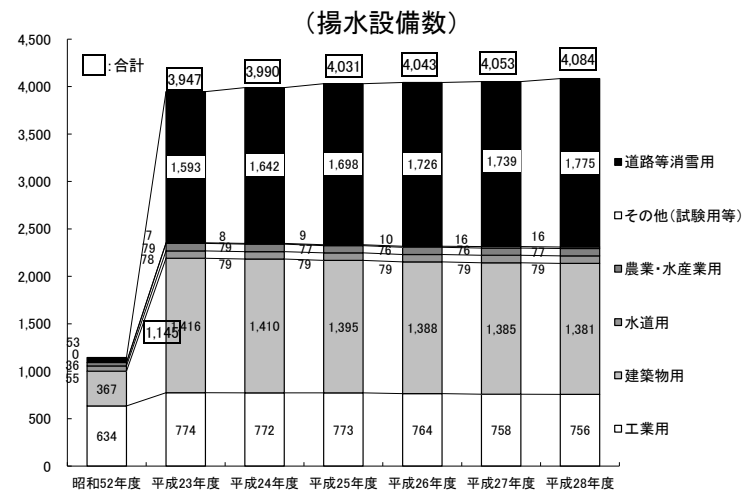
【小水力発電所の整備箇所数（累計）の推移：19箇所 (H23) →39箇所 (H28)】

○ また、地域用水機能の保全活動や水文化に関する活動など、県民等による水資源の保全・活用の取組みは増加してきており、今後も、これらの活動を一層推進するとともに、魅力ある水辺空間の創出、水文化の保存・継承や魅力発信などを積極的に進めていくことが必要です。

なお、県民等による取組みについては、活動者の高齢化や担い手不足等が懸念されています。



石倉町の延命地蔵の水
(平成の名水百選: いたち川の水辺と清水)



出典：県環境保全課調べ

【取組みの基本方向】

- 水に関わる各種施策を総合的に展開し「恵みの水が美しく循環する“水の王国とやま”」を実現します。
- 森林の有する水源涵養機能を高度に発揮するため、間伐等の適切な実施による森林の整備・保全や、水源地域保全条例による土地取引の把握等による水源保全対策を推進します。また、地下水の涵養と利用のバランスを取り、将来にわたり地下水を保全するための対策を推進します。
- 中小河川、農業用水等を利用した小水力発電の推進など、水資源の有効かつ多面的利用を促進します。
- 優れた水環境を将来にわたって保全するため、地域の住民や団体が行う河川愛護ボランティア活動等を積極的に支援するなど、県民と協働で地域の特性を活かした保全活動を推進します。
- 清らかな水資源を活かして地域の活性化などを図るため、「とやまの名水」等の保全・活用や魅力ある水辺空間の創出、水を活かした文化や産業を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 水源の保全と涵養	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐の実施や混交林の整備など、県民参加による森づくりや健全で機能の高い森づくりの推進 ・水源地域保全条例による土地取引の把握等による水源保全対策の推進 ・消雪設備等の節水の呼びかけや節水技術の普及など、冬期間の地下水位低下対策の推進 ・地下水の合理的利用や、水田を活用した地下水涵養、地域で保全活動を担う「地下水の守り人」の養成などによる地下水保全対策の普及促進
2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用水等を利用した小水力発電の推進 ・消流雪や防火、生態系保全など、水資源の多面的な利用の促進
3 水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の暮らしや歴史・文化と調和し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」などの推進 ・河川環境の美化保全等を行う河川・海岸愛護ボランティアなど、地域住民等による保全活動の推進
4 水を活かした文化・産業の発展	<ul style="list-style-type: none"> ・川や水路等の現地見学・学習会、県民参加による水辺の環境調査など、水への意識を高めるための交流・連携や川などを守り育てる活動の推進 ・「とやまの名水」等の名水の保全と地域活性化等への活用 ・魅力ある水辺空間の創出、深層水など水を利用した産業・観光の振興や水に関する情報発

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【注釈】

(※1) **包蔵水量**：発電水力調査により明らかとなった水資源のうち、技術的・経済的に利用可能な水力エネルギーのこと。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・節水や水の有効利用 ・水環境の保全や水文化活動への参加 ・水の恩恵への認識・理解
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・節水や地下水の合理的な利用 ・水を利用した産業、観光の振興
ボランティア等活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・水環境の保全や水文化活動の取組み ・名水の保全と活用 ・水に関する歴史風土・文化についての普及啓発
市町村、関連団体	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正な保全と管理 ・節水や水の有効利用、地下水涵養の取組みへの呼びかけ ・水の多面的利用（例：小水力発電）の促進と保全管理 ・安全な飲料水の安定的な供給

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
地下水揚水量の適正確保率 地下水条例対象地域（8地下水区）における適正な揚水量の確保状況	100% 2011（H23）	100% 2016（H28）	100%	100%	地下水の節水や合理的な利用を推進し、引き続き揚水量の実績が適正揚水量を上回らないことを目指す。
小水力発電所の整備箇所数（累計） 中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所（出力1,000kW以下）の整備箇所数	19か所 2011（H23）	39か所 2016（H28）	45か所	60か所	適地調査の結果等を踏まえ、整備の見込みがある小水力発電所候補地を確実に整備することを目指す。
水文化に関する活動に取り組んでいる団体数 水のふれあい活動や水文化の継承活動等を行っている住民・ボランティア団体等の数	182団体 2011（H23）	217団体 2016（H23）	230団体	240団体	活動している団体の継続に努めるとともに、活動の普及も図り、約20団体の増加を目指す。



健全な水循環系の構築



黒部川扇状地



河川・海岸愛護ボランティア活動
高橋川（黒部市）



千保川（高岡市）



地下水の守り人養成講座
（消雪設備の節水対策）

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

政策名	安心19 再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進
-----	--

政策目標	豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現するため、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進などエネルギーの多様化・効率化の推進や、水素など新たなエネルギーの利活用の取組みにより、エネルギー需給の安定が図られていること。
------	---

【現状と課題】

○ 国の「エネルギー基本計画」（平成26年4月策定）では、エネルギー政策の基本的な方向性を定め、徹底した省エネルギーを推進するほか、再生可能エネルギーについては最大限の導入を図るとしています。また、「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月経済産業省決定）の2030年度の電源構成※では、原発依存度を東日本大震災前の約3割から20%～22%程度に低減し、再生可能エネルギーについては、現在（2015年度）の約14%から22%～24%程度を目指すとしています。

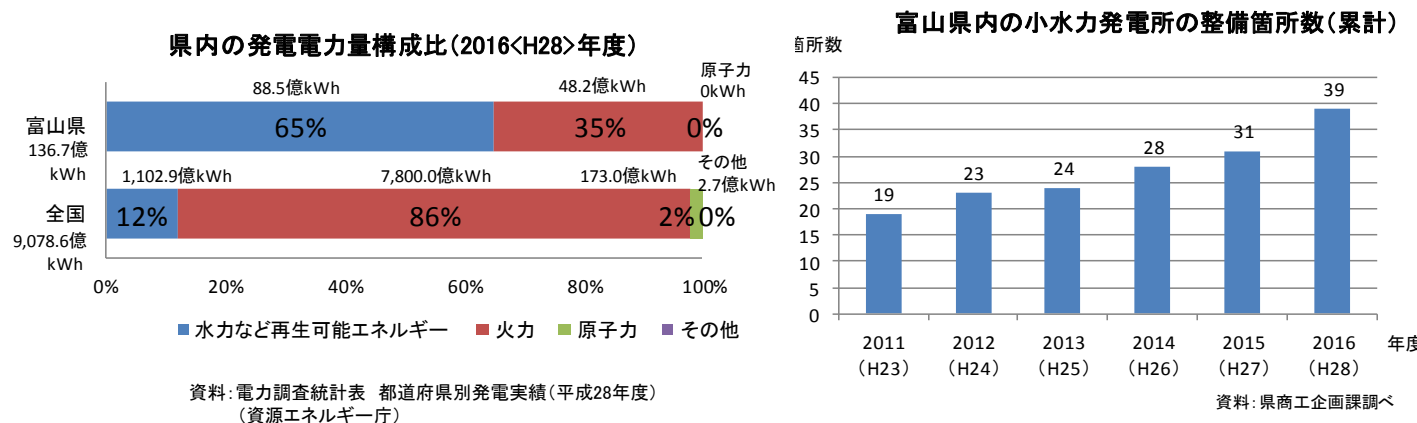
【※電源構成…総発電電力量に占める各エネルギーの割合。エネルギーミックス。】

○ 本県は、再生可能エネルギーによる発電が全国に比べて非常に高く、「富山県再生可能エネルギービジョン」（平成26年4月策定）に基づき、包蔵水力や地熱資源量がともに全国2位であるなど本県の地域特性を活かし、農業用水等での小水力発電所の整備や地熱発電の開発に向けた調査を行っているほか、未利用県有地を活用したメガソーラーの整備、木質バイオマス発電所の整備などに取り組んでいます。

今後も、豊かな県民生活や経済の持続的な成長の実現のため、エネルギーの多様化や効率化を更に進め、エネルギー需給の安定確保を図ることが重要です。また、地球温暖化防止など環境に配慮し、本県の地域特性を活かした小水力発電、地熱発電、バイオマス発電・熱利用など、低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーの導入を一層推進していく必要があります。

○ 新たなエネルギーとして、水素については、民間企業と連携し、県内での水素ステーションの整備に向けた検討を進めているほか、国において、日本海側での表層型メタンハイドレートの海洋調査や資源量の検討が進められています。

今後も、水素の保存の研究開発、水素ステーションの導入など、将来の水素社会の基盤構築に向けた取組みや、メタンハイドレートなど将来を見据え、新たなエネルギーの利活用に向けた調査や研究などを推進していく必要があります。



【取組みの基本方向】

- 本県の地域特性を活かし、豊富な包蔵水力を活用した小水力発電所の整備や、豊富な地熱資源を活用した地熱発電所の建設に向けた調査等の実施、バイオマス発電・熱利用の導入など、官民が一体となった再生可能エネルギーの積極的な導入によるエネルギーの多様化や効率化を推進します。
- 水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギー資源の利活用に向けた調査や研究等を進めるとともに、将来の水素社会の基盤の構築に向け、燃料電池車や水素ステーションの導入、アルミ技術を活かした水素の保存の研究開発などを推進します。
- 持続可能な社会の構築と快適な生活の実現の両立を図るため、エネルギーに関する普及啓発を推進するとともに、スマートコミュニティ(※1)形成の取組みの促進や、再生可能エネルギー技術の研究開発など、グリーンイノベーション(環境・エネルギー分野における技術革新)の取組みを加速させます。

【主な施策】

柱立て	施策
1 再生可能エネルギーの導入促進によるエネルギーの多様化や効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中小河川や農業用水等を活用した小水力発電の導入推進や更なる適地の発掘 ・県内初の地熱発電の導入に向けた、立山温泉地域における調査等の実施 ・資源や廃棄物の有効利用を進める「富山物質循環フレームワーク」などを踏まえたバイオマスの導入促進や、木質バイオマス発電所などにおける県産の未利用間伐材の利用の促進、木質バイオマス利用施設等整備への支援 ・豊富な地下水を活かした開放型の地中熱ヒートポンプシステム(※2)の導入方策等の調査研究の推進や、施設や住宅等への導入の促進 ・太陽光や風力なども含め、地域に密着した再生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムの導入促進
2 水素やメタンハイドレートなど新たなエネルギーの利活用に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・県と民間が連携したワークショップや技術セミナーの開催等を通じて、水素ステーションの整備に向けた取組みや、燃料電池車など次世代自動車の普及促進 ・県内のアルミ産業の技術を活用した産学官連携による水素の保存(アルミ製水素タンクなど)や、再生可能エネルギーなどからの水素の製造・貯蔵・利用等の研究開発の促進 ・表層型メタンハイドレート(※3)の開発に向け、資源量把握のための調査の拡充や採掘技術の開発などの国への働きかけ、県立大学等での資源回収技術の開発の推進
3 再生可能エネルギーの導入を通じた地域づくりやグリーンイノベーションの加速化	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーに関する普及啓発の推進や客観的で多様な情報の提供、双方向的なコミュニケーションの充実、次世代を担う子どもへのエネルギー教育の推進 ・再生可能エネルギーの導入を通じた観光振興や地域づくり、人材育成の取組みの促進 ・ICTや蓄電池等を活用したスマートコミュニティの形成に向けた取組みの促進 ・発電・熱利用設備の導入や産学官連携を含めた環境・エネルギー関連技術の開発への支援

<展開目標3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり>

【注釈】

- (※1) **スマートコミュニティ** 家庭やビル、交通システムなどをICTネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。
- (※2) **地中熱ヒートポンプシステム** 温度が年間を通じて一定で、その地域の平均気温とほぼ同じである地中の熱を効率よく利用し、冷暖房などに安定したエネルギーを供給することができるシステムで、省エネ性や経済性に優れ、CO₂排出量の削減やヒートアイランド現象の緩和に寄与する。
- (※3) **メタンハイドレート** メタンと水が低温・高圧の状態では結晶化した物質で、「燃える氷」と呼ばれる。日本周辺海域において相当の量が存在していることが見込まれており、将来の天然ガス資源として期待されている。主に太平洋側に存在する「砂層型」と、主に日本海側に存在する「表層型」の2種類がある。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー問題への理解 ・住宅用太陽光発電やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）(※)などの導入、電気自動車や燃料電池車などの次世代自動車への乗換え、省エネルギー型の家電機器への買換えなどの身近な取組み ・再生可能エネルギー発電施設の設置への理解
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー・省エネルギーに関連する技術や機器の開発、低価格化の実現 ・再生可能エネルギーの積極的な利用 ・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）(※)や省エネルギー設備の導入など効率的なエネルギー使用の推進
電気事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるエネルギーの安定供給 ・再生可能エネルギーの導入拡大や、環境性に優れた燃料への転換などによる電源の多様化 ・省エネルギー設備の推奨やエネルギーの効率的な利用の提案 ・再生可能エネルギー発電施設の設置に際し、関係法令等の遵守の徹底や地元住民に対する十分な説明の実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入推進 ・公共施設等における再生可能エネルギーや省エネルギー設備の率先導入 ・地域住民や企業と一体となった再生可能エネルギーや省エネルギーに関する取組みの推進 ・次代を担う小・中学生へのエネルギー教育の実施

※ZEH (Net Zero Energy House) / ZEB (Net Zero Energy Building) : 室内外の環境品質を低下させることなく、大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーにより、年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅/建築物。



農業用水を活用した小摺戸発電所
入善町、出力370kW
(県企業局)



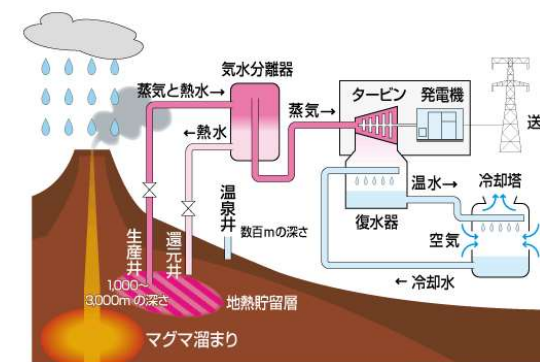
富山新港太陽光発電所
射水市、出力4,500kW
(県企業局)



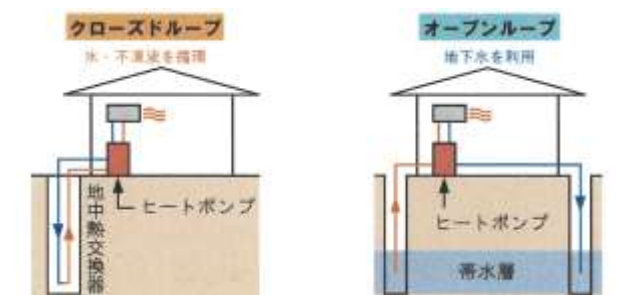
未利用間伐材を活用した
木質バイオマス発電施設
射水市、出力5,750kW
(株)グリーンエネルギー北陸

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		
			2021年度	2021年度	(目標設定の考え方)
小水力発電所の整備箇所数（累計） 中小河川、農業用水等を利用した県内の小水力発電所（出力1,000kW以下）の整備箇所数	23 箇所 2012(H24)	39 箇所 2016(H28)	45 箇所	60 箇所	適地調査の結果等を踏まえ、整備の見込みがある小水力発電所候補地を確実に整備することを目指す。
地熱発電所の整備箇所数（累計） バイナリー式発電を含む県内の地熱発電所の整備箇所数	—	地熱発電の導入に向けて、立山温泉地域での調査を実施	1 箇所の事業着手	1 箇所	地熱資源量が全国2位である地域特性を活かし、県内初の地熱発電所の建設を目指す。



地熱発電のしくみ
(出典: 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)



地中熱ヒートポンプシステム
(出典: 環境省)



水素ステーションと燃料電池自動車
(福岡市中部水処理センター水素ステーション)



日本海側に存在する表層型メタンハイドレート
(出典: 国立研究開発法人産業技術総合研究所)

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心20 消防力や地域防災力の強化による防災・危機管理体制の充実
-----	----------------------------------

政策目標	県民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、地域での防災力が向上しているとともに、火災や自然災害はもとより、大規模テロや新型コロナウイルス等の新たな危機が万一発生した場合の備えが整えられていること。
------	--

【現状と課題】

- 本県は災害が少なく、出火率（人口一人あたり）も2016年は1.81と26年連続で全国最小となるなど、「安全・安心な県」と言われていますが、一方で、災害への備えを行っている県民の割合がまだ低い状況にあることから、県民一人ひとりの防災意識を向上させる必要があります。
- 地域の防災の要として期待される自主防災組織の組織率は大きく向上しているものの、全国平均は下回っており、また、消防団員数もほぼ横ばいの傾向ですが、今後、高齢化等による減少が懸念されています。このため、自主防災組織の組織化・活性化を推進するとともに、若者等の消防団への加入促進に向けて、関係機関との連携強化に取り組んでいく必要があります。
- 救急搬送が増加するとともに、多様化・大規模化する災害や事故への対応力の強化が求められるなど、消防を取り巻く環境が変化してきており、救急車の適正利用の理解促進や救急業務の高度化などへの対応が重要な課題となっています。
- 大規模な爆弾テロやサイバーテロ、北朝鮮によるミサイル発射・核実験、新型インフルエンザ等の感染症など、新たな危機が発生するリスクが生じています。こうした新たなリスクに対応できるよう、官民一体となったテロに強い社会の実現と新たな危機に対して迅速かつ柔軟に対応できる総合的な危機管理体制の充実が重要です。



資料：「消防防災・震災対策現況調査」（総務省）（2017（H29）年度）
資料：県防災・危機管理課調べ



資料：「各年における火災の状況（確定値）について」（消防庁）

【取組みの基本方向】

- 県民や企業の災害に対する危機意識の向上を図るとともに、消防職団員への教育訓練や防災関係者の研修など人材の育成、消防団員の確保と資質の向上、自主防災組織の組織化・活性化などにより、消防力や地域防災力の強化に努めます。
- 消防を取り巻く環境の変化に応じ、火災や災害の発生に的確に対応するため、消防の広域化、消防設備の整備、救急業務の高度化への取組みなど、消防・救急体制を充実強化します。
- 官民一体となったテロに強い社会の実現と災害や新たな危機事案への初動対応や各種対策を迅速かつ的確に実現できる体制の整備等、総合的な危機管理体制の充実を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 消防力・地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職団員等の専門分野の人材育成や県民の防災意識・対処能力の向上を図るための広域消防防災センターの機能強化、児童生徒への実践的な防災教育の推進 ・学生への消防団活動の周知支援や消防団活動支援に積極的な事業所の表彰など、若者や女性、被用者等の消防団への入団促進 ・全国消防操法大会の開催支援など県民の消防団活動に対する理解の促進 ・地域や事業所において幅広い年代の人々が参加する防火訓練や防火講習会、救急講習会の開催の促進 ・自主防災組織の未結成地区における組織化の推進やリーダー育成研修の実施、防災士など防災リーダーの育成
2 消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害に的確に対応するための消防の広域化や消防防災ヘリコプターなど消防・救急資機材の高規格化の推進 ・救急業務の高度化に対応した救急救命士の養成 ・消防力向上のための消防庁や関係機関との連携強化
3 危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携した災害対策に係る危機管理体制の強化 ・国民保護計画、地域防災計画等を踏まえた県民参加による実践的な訓練の実施 ・官民が一体となったテロ対策の推進や新たな危機に対処するための装備資機材の整備 ・県民へのきめ細かな防災情報の提供など、浸水被害軽減対策の推進 ・河川情報システム、河川監視カメラなど、災害監視や防災情報の提供を行うシステムの整備充実や、河川水位情報、土砂災害警戒情報などの防災情報の提供 ・想定しうる最大規模の降雨や高潮を対象とする浸水想定区域の指定

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・危機管理に関する知識の習得 ・防災訓練や防火訓練、救急講習、国民保護訓練への参加 ・居住地の地域特性の把握、避難場所の確認や食料等の備蓄 ・消防団への参加、協力 ・不審者等認知時の通報連絡 ・テロを許さない気運の醸成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等の研修 ・大規模災害時における防災拠点施設の整備 ・救出救助用資機材の整備 ・災害時における通信連絡体制及び手段の整備 ・救助、救護活動や消防活動等の消防力強化のための消防体制の充実 ・テロを許さない気運醸成のための広報啓発活動 ・テロ対策に関する情報共有
民間団体 (事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における相互協力体制の整備 ・消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力 ・火災予防啓発活動における協力 ・自主警備体制の強化 ・不審情報等に対する通報連絡体制の確立 ・テロ対処訓練の実施 ・テロ対策に関する情報共有

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
自主防災組織の組織率 全世帯数に占める自主防災組織に加入している世帯数の割合	66.0% 2011 (H23)	77.5% 2016 (H28)	83%	88%	組織の結成を促進し、現況より10ポイント以上の増加を目指す。
出火率 人口1万人当たりの出火件数	1.92件 2011 (H23)	1.81件 2016 (H28)	1.8件以下	1.8件以下	高齢者や事業所等向けの防火講習や啓発活動、消防庁等との連携により、現況以下の率を目指す。
民間事業者等に対するテロ対処研修の開催回数 民間事業者、官公庁、地域住民等に対するテロ対処研修の開催回数	— 2011 (H23)	7回 2016 (H28)	15回	30回	テロの未然防止や発生時における初動対処等について、大規模集客施設や重要インフラ事業者などを対象とする研修を増やし、危機管理体制の強化を目指す。



救急救命士による救急車内での訓練風景



広域消防防災センターにおける訓練風景



NBCテロ(※)対処訓練

(※)NBCテロとは、N(核物質・放射性物質)、B(生物剤)、C(化学剤)を使用したテロをいう。



国民保護実動訓練

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県づくり」>

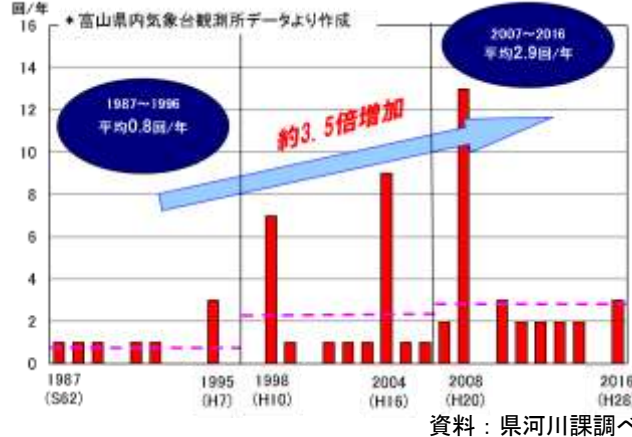
政策名	安心21 防災・減災、災害に強い県土づくり
-----	-----------------------

政策目標	水害や土砂災害などから県民の生命や財産を守るための施設等が整備され、社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、災害に強い県土が形成されていること。
------	---

【現状と課題】

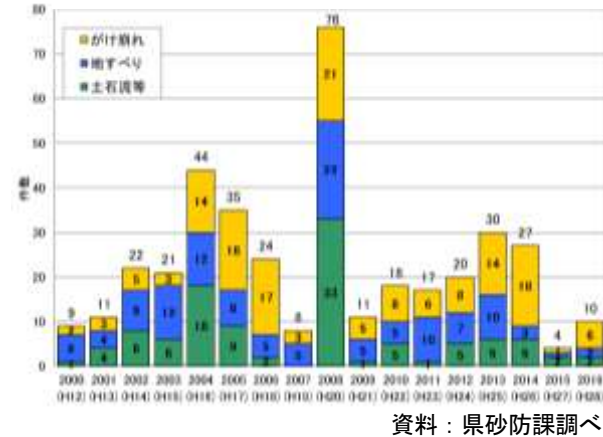
- 本県の険しい地形や崩れやすい地質から、これまで幾度となく河川の氾濫、土石流、地すべり、山腹崩壊などの大きな被害を被るとともに、富山湾特有の寄り回り波による越波災害などの高波被害や海岸侵食にも見舞われています。また、全国的にも、H27年9月の関東・東北豪雨災害やH28年4月の熊本地震などに象徴されるように多様な災害が頻発、激甚化しています。こうしたことから、今後も災害から県民の生命・財産を守るため、治山・治水・土砂災害対策、津波・高波・海岸侵食対策の施設整備、農業水利施設整備、森林・農地の保全及び防災・減災の効果を高めるためのソフト対策を推進していくことが重要です。
- また、近年では、集中豪雨により、市街地や宅地開発が進む地域の河川・排水路において浸水被害が多発しており、その対策を推進していくことが重要です。
- 一方、高度経済成長期を中心に整備された橋梁等の公共施設の老朽化が急速に進展しており、今後、修繕や更新時期が集中することが見込まれることから、計画的かつ予防保全的な維持・管理を進め、施設の長寿命化を図る必要があります。

県内における時間雨量 50mm 以上の降雨の発生回数



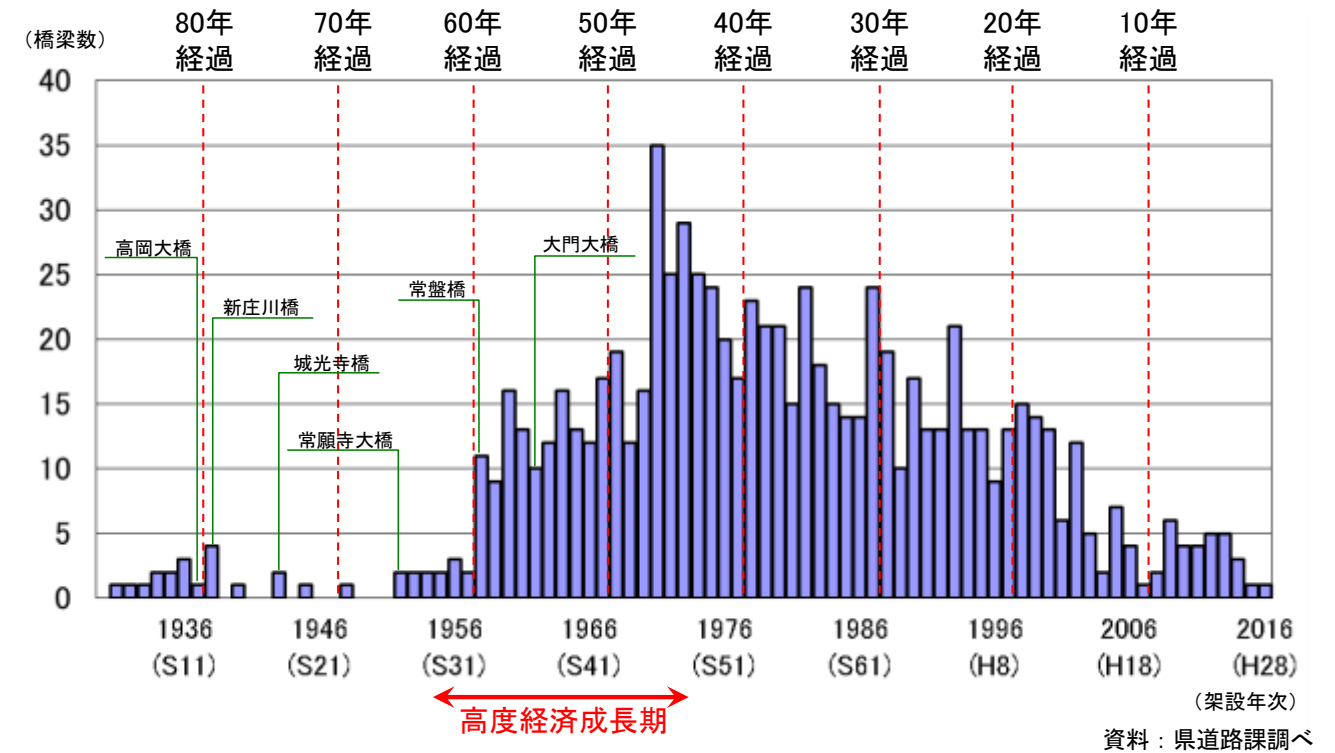
南砺市利賀村上百瀬の土砂災害(2017<H29>年1月)

県内における土砂災害の発生件数



宮崎漁港(朝日町)の高波による越波(2008<H20>年2月)

県内における架設年次別橋梁数



【取組みの基本方向】

- 「富山県国土強靱化地域計画」に基づき、災害から県民の生命や財産を守るため、治水・治水・砂防・海岸等の施設整備、森林・農地の保全を環境に配慮しながらソフト対策と併せて着実に推進します。
- 市街地等における集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水排水路、貯留浸透施設などの整備、及び河川、下水道、排水路の管理者等が連携した総合的な浸水対策を推進します。
- 津波・高波・海岸侵食対策として海岸堤防の点検や機能強化を図るとともに、老朽化した公共施設の長寿命化対策を進めるなど、公共施設の計画的・効率的な維持管理や整備を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 治水・治水・土砂災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生危険度の高い箇所における治水施設の重点的な整備 ・堤防の建設や川幅の拡幅、放水路設置など河川の整備や、荒廃河川における砂防堰堤整備の推進 ・利賀ダムの建設促進、既存ダムの管理施設等の改良 ・農村地域の浸水被害を防止する農業用排水路や洪水調整池の整備の推進、老朽化に伴う被害が懸念される、ため池等農業水利施設の整備 ・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の着実な整備、社会福祉施設や学校などの要配慮者利用施設等に対する土砂災害対策の充実

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県づくり」>

	<ul style="list-style-type: none"> ・山林・河川・ダム管理者など関係機関との連携による流木対策の推進 ・保安林の指定など伐採等の規制による森林の保全、治山施設の整備と併せた森林整備の推進 ・地域の暮らしや歴史・文化との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」の推進 ・溪流の連続性を確保する透過型砂防堰堤や、緑豊かな斜面空間を創出する法面保護工など、自然環境に配慮した施設の整備
2 市街地等の浸水被害を軽減する総合的な浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係機関、地域の団体や住民等からなる協議会による浸水対策計画の策定と当該計画に基づく河川、雨水排水路、農業用排水路等の整備 ・雨水の流出を抑制するための雨水貯留施設の整備や水田等を活用した取組みなど、雨水流出抑制対策の推進
3 津波・高波・海岸侵食対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防や護岸、沖合施設、砂浜などの海岸保全施設等を面的な広がりをもって適切に配置し背後地を防護する、面的防護方式による海岸整備の推進 ・津波・高波被害を防止・軽減するための海岸保全施設の整備と、長寿命化計画に基づく適切な点検及び維持管理、更新の推進 ・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸づくりの推進 ・飛砂・潮風・強風・高潮被害地での海岸保安林の造成・整備
4 公共施設の計画的・効率的な維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設、農業水利施設等の長寿命化計画に基づくライフサイクルコストの縮減や修繕・更新費用の平準化など、計画的な施設管理の推進 ・堤防や護岸など河川管理施設の効果的、効率的な維持管理の推進 ・老朽化対策に関する国・市町村との連絡調整、情報共有の推進 ・地域住民やボランティアと協働で行う土砂災害危険箇所等の巡視や施設の点検、河川や海岸の除草・清掃などの取組みの強化 ・国、関係市等からなる協議会を中心とした効果的な放置艇対策の推進

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿 (目標設定の考え方)		
			2021年度	2026年度	
河川整備延長 河川整備が必要とされる区間延長のうち、概ね10年に1回の確率で発生する降雨量（時間約50㍓）以上への対策整備がされた延長	408.8km 2011(H23)	418.5km 2016(H28)	424km	428km	局所的な集中豪雨の頻発や都市化の進行により、依然として県内各地で浸水被害が発生していることから、引き続き、着実な河川整備を進める。
土砂災害危険箇所の整備箇所数（累計） 保全人家5戸以上等の土砂災害危険箇所のうち、砂防施設が整備済みの箇所数	580箇所 2011(H23)	611箇所 2016(H28)	645箇所	670箇所	脆弱な地質が広く分布することや集中豪雨の頻発により、土砂災害が発生しており、今後とも砂防設備等の整備を進める。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に係る計画策定への参加 ・河川堤防の除草など、施設の維持管理のための活動
ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設危険箇所等の簡易な点検 ・河川や海岸の除草・清掃などの保全活動
建設事業者・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の応急対策 ・農業用排水路等の維持管理
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に係る計画立案、事業実施、施設の維持管理 ・市街地等の浸水対策の実施



河川(放水路)の整備(沖田川放水路)



急傾斜地崩壊防止施設の整備(氷見市朝日丘地区)



海岸保全施設の整備(富山海岸)



治山施設の整備(魚津市東山)

<展開目標 4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心22 地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実
-----	------------------------------

政策目標	地震や津波、火山、原子力の災害発生時において、県民の生命、身体及び財産が守られているとともに、速やかで的確な応急対策や復旧・復興対策が行われる体制が整備されていること。
------	--

【現状と課題】

- 災害時の避難場所となる学校や災害医療の拠点となる病院、ライフライン（※1）施設・設備及び橋梁・港湾施設などの公共土木施設、住宅の耐震化は進んでいますが、依然として対策が講じられていない施設や耐震化が十分でない住宅があります。

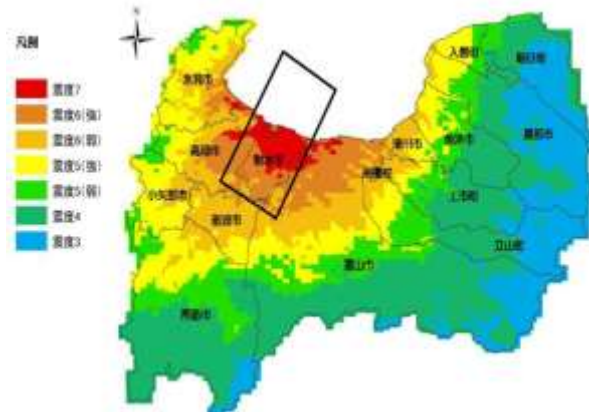
【公立小中学校の耐震化率（H29. 4. 1 現在）94.3%、住宅の耐震化率（H25） 72%】

- また、近年、東日本大震災や熊本地震などの地震による大きな災害が生じており、本県にも、今後30年以内の地震発生確率がSランク（高い）と評価されている断層帯があります。
- こうしたことから、防災拠点となる庁舎・学校等や公共土木施設、農業用ため池等の農業水利施設、住宅の耐震化の推進、津波ハザードマップの改訂など津波対策の推進等による地震に強い県土・まちづくりの推進や、地震災害発生後の応急体制整備などの対策の充実、復旧・復興対策の充実など、地震・津波対策の充実が重要です。
- 御嶽山や桜島等が噴火しており、県内でも弥陀ヶ原（地獄谷）が火山災害警戒地域に指定され、また常時観測火山に追加されており、関係機関と連携した観光客や登山者の安全対策の実施などの火山防災対策の充実が重要となっています。
- 福島原発の事故を教訓とし、原子力災害に関する地域防災計画の見直し、モニタリング体制や原子力災害医療体制の整備を進めていますが、今後も、関係機関と連携した原子力防災訓練の実施などの原子力災害対策の充実が重要です。

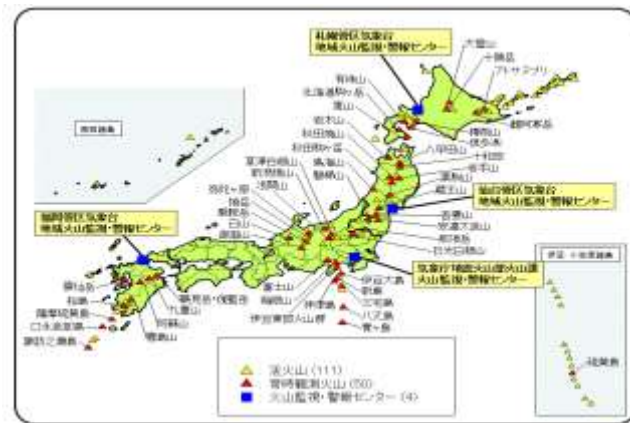
常時観測火山

（気象庁が火山活動を24時間体制で監視している火山）

呉羽山断層帯による地震の震度分布



資料：富山県地震被害想定等調査業務（平成23年）



資料：気象庁ホームページ

【取組みの基本方向】

- 災害発生時に県民の生命等を守るため、防災拠点となる庁舎・学校等の耐震化の促進をはじめとした地震に強い県土・まちづくりや、東日本大震災や熊本地震を教訓とした地震・津波防災に対する啓発、津波ハザードマップの作成支援、自主防災組織の避難訓練などによる災害時における迅速・的確な応急対策の実施、被災地域の復旧・復興を行う体制の充実を図ります。
- 火山防災協議会の議論・検討をふまえた県地域防災計画の見直し、市町村の避難計画の作成の支援、火山防災情報の周知・啓発などによる火山対策を推進します。
- 市町村や原発立地県等との連携による住民への情報伝達・避難誘導・環境放射線モニタリングの体制整備、原子力災害医療の体制整備、安定ヨウ素剤の備蓄、住民に対する普及啓発などによる原子力災害対策を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 地震・津波対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎・学校や公共土木施設、農業用ため池等の農業水利施設、住宅等の地震対策の充実、市町村等が行う水道施設の耐震化の支援 ・主要活断層による地震の被害想定調査の実施 ・地震や津波の調査結果を活用した県民に対する防災の啓発 ・津波シミュレーション調査の結果をふまえた津波災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備等 ・自主防災組織による資機材整備・避難訓練や避難所運営計画等策定の取組みへの支援、要配慮者の安全確保 ・救出救助に必要な災害警備用装備資機材の整備 ・災害時における広域的な応急体制の充実及び受援体制整備の検討、受援計画や業務継続計画（※2）の策定など、応急・復旧対策の充実 ・被災者の生活再建支援施策の充実など、復興対策の充実
2 火山対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・火山ハザードマップの作成、避難計画の策定支援、災害時に迅速・的確に対応するための装備資機材等の整備 ・火山の観測や調査研究の充実 ・観光客や登山者に対する火山防災情報の普及啓発
3 原子力災害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や原発立地県等との連携による住民への情報伝達・避難誘導体制の整備 ・原子力災害時における環境放射線モニタリング体制の充実 ・原子力災害医療体制の整備

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【注釈】

(※1) **ライフライン** 電気、水道、ガス、電話等生活に不可欠なシステム設備

(※2) **業務継続計画（BCP）** 災害時における優先業務を特定するとともに、業務の執行や対応手順、必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波防災・原子力防災・火山防災に関する知識の習得や、防災訓練等への参加 居住地の地域特性の把握、避難場所の確認や食料等の備蓄 住宅の耐震化、大型家具の固定化
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の防災拠点施設の整備 災害時における通信連絡体制及び手段の整備 火山現象の情報の収集・伝達・予警報の発令伝達 各種ハザードマップによる住民への普及啓発 津波・地震・原子力災害に関する防災訓練の実施 住宅・建築物の耐震化に関する普及啓発 非常時優先業務を整理するなど業務継続体制の確立
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における自主的な避難計画の作成 平常時における防災意識の普及啓発活動 災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動についての取決め 災害対策に関する連携及び情報提供 防災訓練等への積極的な参加



総合防災訓練（倒壊家屋からの負傷者救出救助訓練）

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
住宅の耐震化率 新耐震基準（1981〈S56〉年基準）が求める耐震性を有する住宅の割合	68% 2008（H20）	72% 2013（H25）	85%	91%	啓発活動等の強化及び必要な支援により、耐震化率の向上を目指す。
業務継続計画（BCP）を策定している市町村 大規模な災害発生時の応急対策業務等を継続実施する体制を確保するために、予め必要な資源の確保や対策を定めた計画を策定している市町村	—	5市町村 2016（H28）	15市町村	15市町村	大規模災害時においても、応急・復旧が適切になされるように、市町村への働きかけにより、全市町村が策定することを目指す。



総合防災訓練（現地調整所訓練※）

（※）関係機関及び隣接県（岐阜、長野、新潟等）と合同で、住民避難等の対処方針の検討、決定を行う訓練

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心23 雪に強いまちづくり
-----	----------------

政策目標	降積雪時においても、県民生活に支障がなく、産業経済活動が円滑に進められるとともに、豊かな雪の文化が継承・創造されていること。
------	--

【現状と課題】

- 近年、暖冬・少雪の傾向にありますが、年によっては短期的・局地的に大雪となり、車道や歩道の交通障害や交通機関の運休などが発生し、県民生活に大きな影響を及ぼしています。また、雪崩等により集落の被災や孤立も懸念されています。
こうしたことから、降積雪時において県民生活や産業経済活動に支障が生じないように、道路の除排雪体制や交通機関の除雪対策などを充実するとともに、道路状況等の情報を提供する取組みの充実を図ることが求められています。また、雪崩等から道路や集落を守る施設整備の推進が必要とされています。
- 少子高齢化などが進行する中で、高齢者世帯等の増加により、地域における除排雪機能の低下が懸念されています。また、除雪業務のオペレーターや機械の確保が困難な状況となってきました。
このため、今後、高齢者世帯等への除排雪支援など地域ぐるみでの雪対策の仕組みづくりや雪処理の担い手の確保が重要となってきます。
- 人々の生活の近代化・多様化により、富山ならではの雪の文化や、冬季の生活の知恵（かぶら寿し等の食文化、雪囲い・エンナカ（流雪溝）等の住文化）が失われつつあります。
このため、とやま特有の伝統的な生活文化を将来にわたって継承するとともに、雪に親しみ、楽しむ文化の創造が求められています。



【取組みの基本方向】

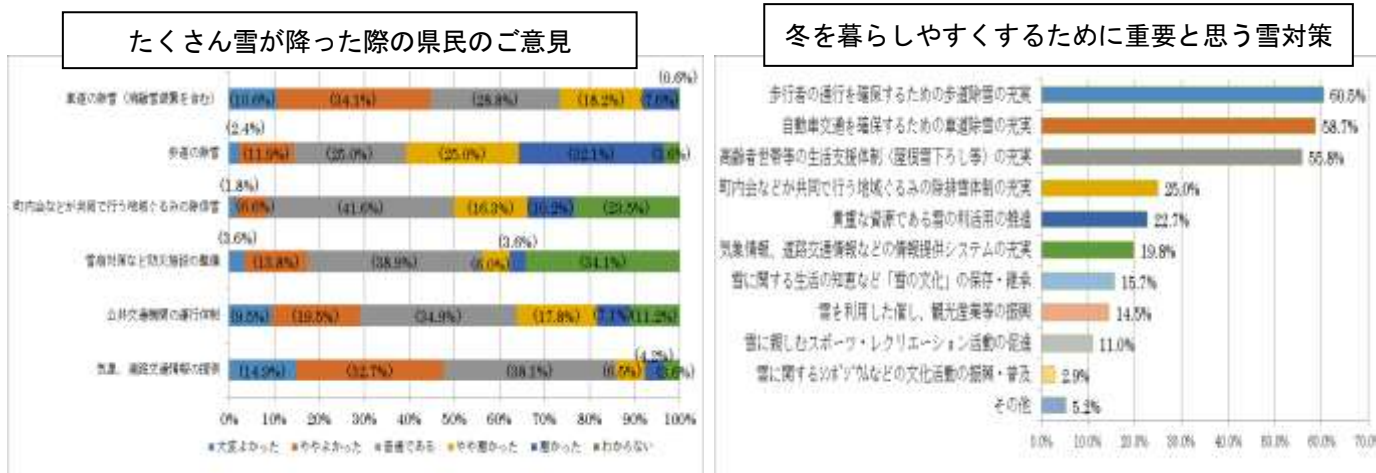
- 雪による県民生活や産業経済活動への支障が生じないように、車道や歩道の除雪を充実し、雪害のない雪に強いまちづくりを推進します。また、地域ぐるみでの高齢者世帯など除雪が困難な世帯にも配慮した除排雪活動への支援をするとともに、地域住民の安全な生活を支えるため、雪害防止対策等を推進します。
- 富山ならではの雪の文化や生活の知恵を継承するとともに、ライフスタイルの変化を踏まえた冬を楽しむ文化活動の振興と新しい雪の文化の創造に努めます。

【主な施策】

柱立て	施策
1 雪害のないまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・重要路線における除雪レベルの向上などによる車道除排雪の強化や歩道除雪の充実 ・道路幅の狭い区間への堆雪帯（※1）の設置や消雪施設の更新等の推進 ・除雪オペレーターや除雪機械の確保など、安定的な除雪体制の維持 ・HP、メールサービスなどによる道路状況等の情報を提供する取組みの充実 ・市町村や地域住民、ボランティア等が連携して地域ぐるみで行う、高齢者世帯など除雪が困難な世帯にも配慮した除排雪活動への支援
2 雪害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スノーシェッドや雪崩防止柵等の整備推進 ・雪崩防止機能を有する森林（なだれ防止林）の維持・造成の推進
3 雪の文化の継承と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・雪国の伝統的な生活文化の継承 ・雪に親しみ雪を楽しむ催しの開催等による雪の文化の創造や、冬の富山の魅力の情報発信 ・克雪、利雪、親雪に関する調査研究・技術開発等の支援

【注釈】

（※1）**堆雪帯**：機械除雪の排雪先となる幅広い路肩。



資料：平成 28 年度県政モニターアンケート結果

資料：平成 28 年度県政モニターアンケート結果
※ 3つまでの複数回答可能

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみ除排雪の推進 ・除雪ボランティア活動等への参加・協力 ・雪に親しむ催し物等への参加・協力 ・雪の文化の継承と創造
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な除排雪体制の維持への協力 ・地域の除排雪等への協力 ・雪に親しむ催し物等への参加・協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者が混在する区間での連続した除雪作業 ・地域ぐるみ除排雪に対する支援 ・高齢者や障害者世帯などに対する除排雪の実施・支援 ・除雪ボランティアのコーディネート ・雪に親しむ催し物等の開催

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
冬期走行しやすさ割合 県道以上の除雪延長のうち、堆雪帯を備えた道路や消融雪施設が設置された道路など積雪に対応した道路延長	52.0% 2011(H23)	54.3% 2015(H27)	57%	59%	堆雪帯などが未整備の道路について、今後も着実な整備を進める。
地域ぐるみ除排雪を推進している地区数 市町村が実施する地域ぐるみ除排雪体制の整備に対し、県が補助を実施している累計地区数	276地区 2011(H23)	307地区 2016(H28)	330地区	350地区	過去の実績を踏まえ、毎年5地区程度の増加を目指す。



豪雪時における除排雪作業



雪崩防止柵



地域ぐるみ除排雪



雪の大谷ウォーク

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心24 犯罪の抑止と交通安全対策の推進
-----	----------------------

政策目標	犯罪や交通事故の発生しにくい環境づくりが進み、県民が安全で安心して暮らすことのできる社会が実現していること。
------	--

【現状と課題】

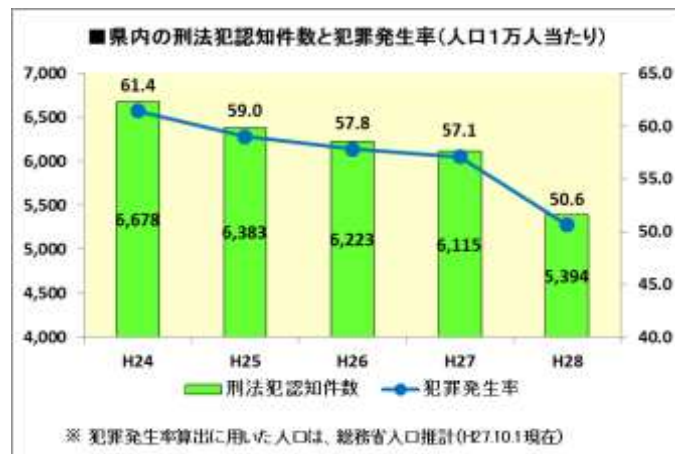
○ 本県の犯罪発生率は、近年、減少傾向にあり、全国的にも低い水準にありますが、不審な声かけやつきまとい等の事案が後を絶たない状況にあるほか、住宅や自転車の無施錠による盗難も多く発生しています。こうした中、地区安全なまちづくり推進センター（※1）を中心とした地域ぐるみの防犯・見守り活動が活発に行われていますが、今後も、県民の防犯意識の一層の向上を図るとともに、自主防犯団体や防犯協会、県、市町村などが連携した県民総ぐるみによる犯罪の起きにくい環境整備等の安全なまちづくりの推進が重要です。

○ また、本県でも、強盗等の重要犯罪や広域化・巧妙化する特殊詐欺等の組織犯罪が発生しているほか、サイバー犯罪等により、サイバー空間における脅威が深刻化しており、今やサイバー空間の安全なくして治安は成り立たない状況となっています。また、日本各地で災害が発生しており、被災者の避難誘導及び救出救助、被災地における安全安心を確保するための諸活動等の災害警備活動を行っています。

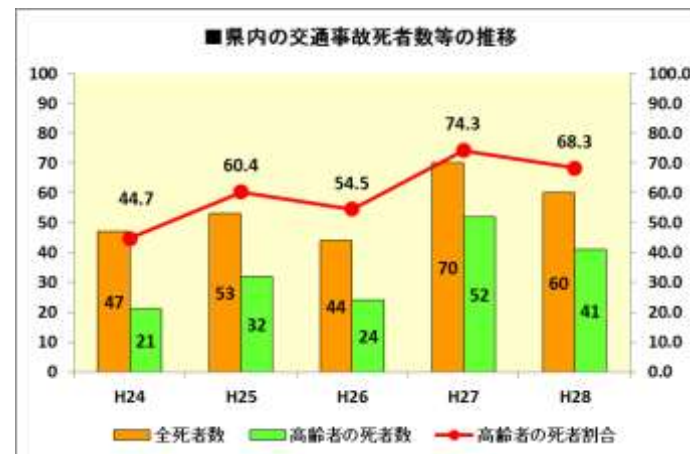
このため、今後、広域化・巧妙化する新たな手口の犯罪や災害発生時に的確に対応するための警察機能を充実する必要があります。

○ 一方、本県の交通事故は、人身事故発生件数及び負傷者数は減少傾向にある中で、交通死亡事故の件数は増減を繰り返しており、特に、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高くなっています。

このため、高齢者や車両等の運転者に対する交通安全教育や交通指導取締りなどを推進する必要があります。



資料：県警察本部調べ



資料：県警察本部調べ

【取組みの基本方向】

- 民間パトロール隊や学校安全パトロール隊・青色回転灯装備車等によるパトロール活動の充実、自主防犯団体や防犯協会、県、市町村が連携した地域ぐるみの防犯活動の活性化などにより安全なまちづくりを推進します。
- 道路交通環境の整備や交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、道路交通秩序の維持等を図るとともに、特に高齢者の交通事故防止対策を強化するなど、県民総参加による交通安全対策を推進します。
- 地域の治安の維持や災害時の拠点となる警察関係施設・設備の整備、広域化、高度化・複雑化する犯罪や災害発生時に迅速・的確に対処できる人材育成や装備資機材等の充実・強化を推進します。

【主な施策】

柱立て	施策
1 安全なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の防犯パトロール隊や学校安全パトロール隊、青色回転灯装備車等によるパトロール活動などの地域における防犯活動の支援 ・カギかけ防犯対策など県民の防犯意識の高揚 ・犯罪被害の未然防止、子どもや地域住民の安全・安心確保のための防犯カメラの設置促進 ・児童等を対象とした参加・体験型防犯教育の推進
2 交通事故防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導や交通安全教室の開催、反射材の着用促進、交通安全ボランティアによる街頭キャンペーンの実施等、高齢者を中心とした交通事故防止対策の強化 ・高齢者や子供の安全・安心な道路交通環境を確保するための各種交通安全施設の整備 ・死亡・重大事故に直結する悪質、危険な交通違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りや街頭監視活動の強化 ・自動運転の技術開発に伴う国の動向等を踏まえた各種課題検討と高度道路交通システム（ITS）（※2）の推進
3 警察機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的視点に立って富山の安全・安心を確保するため、時代の要請に質的・機能的に対応した警察署等の警察施設の計画的な整備 ・様々な警察活動において的確に対処できる高度な専門的知識と能力を有する人材の育成 ・サイバー空間の脅威への官民一体となった対策や、犯罪情勢や社会構造の変化に伴って新たに発生する治安上の脅威への対処 ・捜査手法や取調べの高度化への取組等に資する捜査用資機材等や、災害警備・山岳警備活動用資機材等の整備

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【注釈】

(※1) **地区安全なまちづくり推進センター** 富山県安全なまちづくり条例に基づき、概ね小学校区単位で設置された組織。地域の各種団体によって構成され、(1) 各団体の連携による安全なまちづくりに関する活動の推進、(2) 安全なまちづくりに関する普及啓発、(3) 安全なまちづくりに関する情報収集及び提供などの活動を行っている。

(※2) **高度道路交通システム（ITS）** 最先端の情報通信技術等を用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、ナビゲーションシステムの高度化、安全運転の支援、物流事業の高度化等を図るもので、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の飛躍的向上の実現や渋滞の軽減等の交通の円滑化を通し環境保全に大きく寄与するものです。

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における連帯意識の向上と地域の自主防犯活動への参加・協力 ・交通ルールの遵守と交通マナーの向上 ・交通安全活動への主体的、積極的な参加、協働 ・カギかけの励行など防犯意識の高揚 ・危険を察知し回避できる犯罪抵抗力の向上
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における防犯CSR（社会貢献）活動の実施 ・防犯カメラなど防犯設備の設置 ・交通安全活動への参加、協力 ・自主的な安全運転管理対策の推進
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ネットワークの構築と防犯指導 ・防犯ボランティアに対する活動支援 ・地域に密着したきめ細かな交通安全活動の推進 ・自主防犯活動の活性化
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の自主防犯活動に対する支援 ・防犯カメラの設置など犯罪の起きにくいまちづくりの推進 ・各地域の実情を踏まえた効果的な交通安全活動の推進 ・安全安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備 ・地区安全なまちづくり推進センターの設置促進



カギかけキャンペーン活動

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方)
			2021年度	2026年度	
犯罪発生率 人口1万人当たりの 刑法犯認知件数	61.1件 2011 (H23)	50.6件 2016 (H28)	48.1件	45.6件	犯罪抑止対策の強化等により、着実な減少を目指す。
交通事故の発生件数・死者数	発生件数 5,163件 死者数 50人 2011 (H23)	3,466件 60人 2016 (H28)	3,466件 以下 44人以下	3,466件 以下 44人以下	発生件数は減少傾向にあるが、死者数は増減を繰り返しており、交通事故抑止対策の強化により、死者数を含め、より一層の減少を目指す。 《参考》平成以降の最少値 ・発生件数：3,466件 [H28] ・死者数：44人 [H26]



交通安全運動出発式

<展開目標 4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心25 地域公共交通の維持活性化と新たな展開
-----	-------------------------

政策目標	県民の生活を支える身近な公共交通サービスが将来にわたって安定的に確保され、高齢者、障害者など誰もが安全で快適に移動できていること。
------	---

【現状と課題】

- 近年、本県の地域公共交通（鉄軌道、バス）の利用者は減少傾向が続いていましたが、2015（H27）年度は北陸新幹線開業等により利用者が増加しました。しかしながら、本県は車を保有する世帯の割合が高く、5割強の県民が地域公共交通を全く利用していない状況にあります。また、今後の人口減少に伴い、利用者の減少やそれに伴う交通サービスの低下が懸念されています。

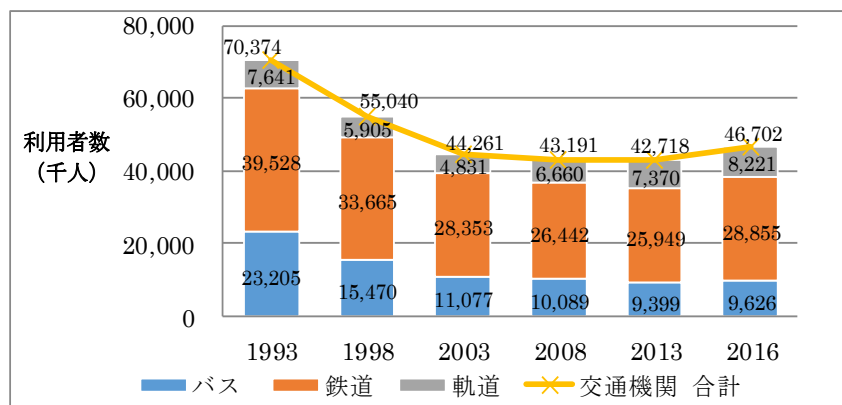
【地域公共交通の年間利用者数（千人）：

1993（H5）70,374→2003（H15）44,261（△37%）→2013（H25）42,718（△3.5%）→2015（H27）46,671（9.3%）】

このため、本県が有する鉄軌道などの多様な地域公共交通インフラを有効活用し、多くの方に利用してもらうとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの確保・充実に向けた取組みを行っていくことが重要です。

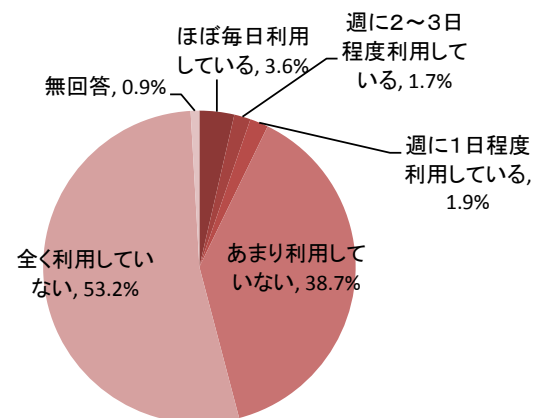
- また、近年、高齢者の運転免許返納者が増加していますが、こうした高齢者や学生・生徒など自動車を運転できない方々の日常生活（買い物、通院、通学など）を支える公共交通サービスが必ずしも十分ではない状況にあり、その確保・充実が重要となっています。
- そのため、住民に身近な生活圏内での移動を支える「域内交通」については、民営バスや市町村等が運行するコミュニティバスのほか、定期路線バスの運行に適さない地域等では、市町村がデマンド型交通（※1）の導入を進めていますが、依然として公共交通空白地域が存在しており、地域のニーズに対応した公共交通サービスが必要となっています。
- さらに、地域間をまたぐ移動を支える「域間交通」について、利用者からは、乗継時間の短縮や乗継案内等の情報充実など乗継の改善を求める意見が多く、公共交通機関相互の接続利便性を向上していく必要があります。

地域公共交通（鉄道、軌道、バス）の年間利用者数の推移



資料：県総合交通政策室調べ

地域公共交通を利用する頻度について



資料：県政世論調査（2015（H27））

【取組みの基本方向】

- 鉄道、路面電車、バスなどの地域公共交通が将来にわたって持続可能となるよう、市町村、交通事業者、県民等との連携協力により、総合的な地域公共交通体系の構築を推進します。
- 県民の日常生活等を支える地域公共交通の確保・充実を図るため、その利便性の向上や利用促進等を推進しながら、地域公共交通ネットワークの維持活性化を促進します。
- 地域の実情やニーズにきめ細かく対応した地域公共交通サービスが展開されるよう、市町村や交通事業者への支援の充実に努めます。

【主な施策】

柱立て	施策
1 総合的な地域公共交通体系の構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な地域公共交通体系の構築に向けた「富山県地域交通活性化推進会議」などによる関係者の幅広い協議の推進 ・交通機関相互の接続利便性の向上等に向けた交通事業者間の連携協力の推進 ・地域公共交通に関する先進的なシステムや取組みの情報収集と関係者間での情報共有の推進、本県での導入可能性の研究の推進 ・自動運転技術を活用した地域公共交通サービスの導入の推進
2 地域公共交通ネットワークの維持活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者等が行う鉄軌道の安全性向上への取組み、生活交通として必要不可欠な民営バス・コミュニティバスの運行、バス運転者の人材確保・育成などへの支援 ・持続可能な地域公共交通の確立に向けた支援、ノーマイカー運動等の普及啓発、パークアンドライドの推進等による地域公共交通の利用促進 ・バス交通情報のオープンデータ化やバス位置情報システムの構築による交通情報の提供、交通 IC カードの導入促進など、地域公共交通の利便性の向上 ・JR城端線・氷見線・高山本線やあいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線などの活性化策への支援
3 地域のニーズに対応した公共交通サービスへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・低床車両の導入支援や、駅舎など交通結節点のバリアフリー化の推進など、利用者にやさしい交通環境の整備 ・バス路線の再編や、コミュニティバスからデマンド型交通への転換等の支援など、地域の実情とニーズに対応した公共交通サービスへの支援

【注釈】

（※1）**デマンド型交通** 定期路線バス方式での運行が効率的でない路線について、利用者のニーズに応じて、バスや乗合タクシーなどの乗降場所・時刻等を弾力的に運行する公共交通の形態

<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【県民等に期待する主な役割】

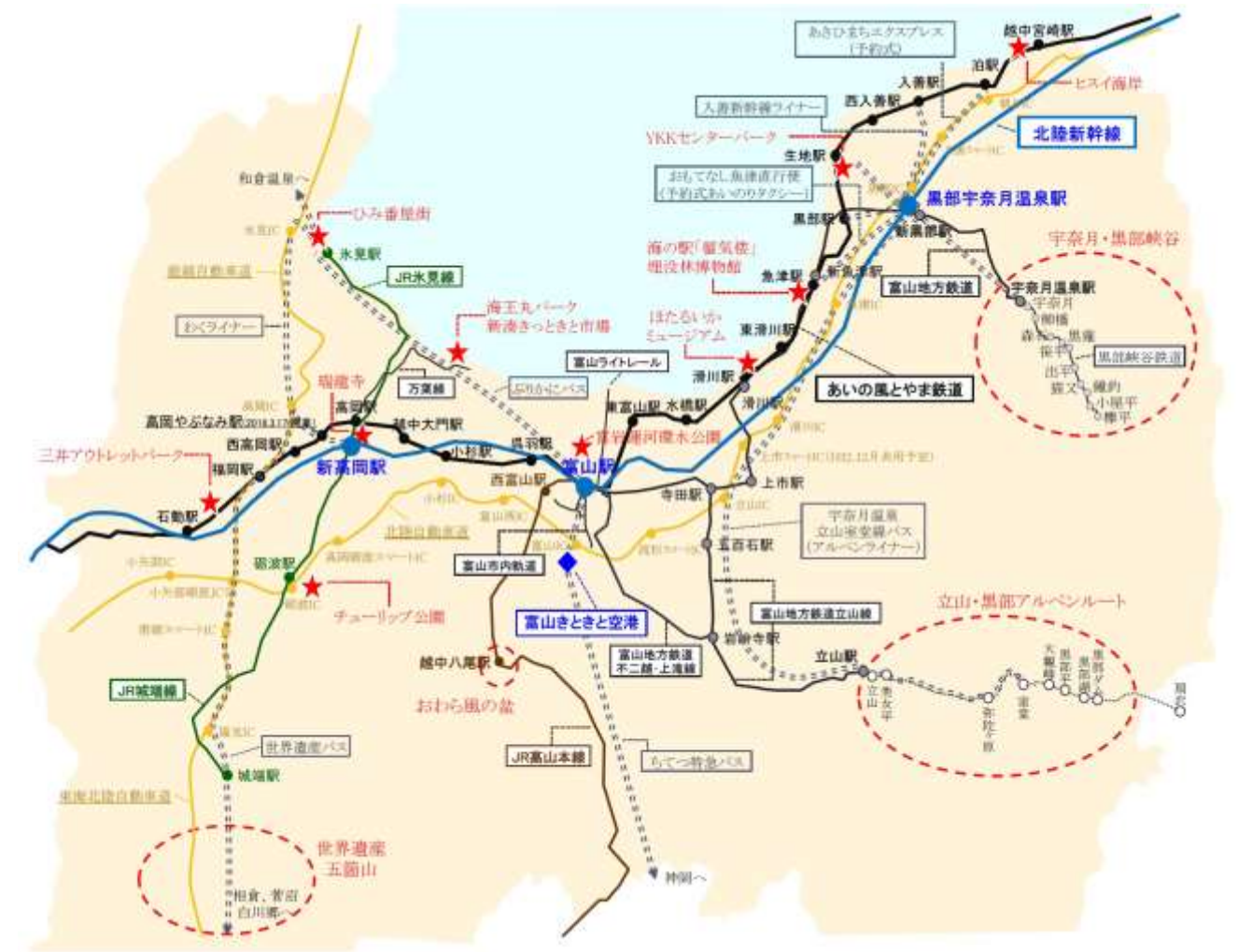
主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の積極的利用 過度のマイカー利用の自粛
企業	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の公共交通利用の促進 過度のマイカー利用自粛の啓発 公共交通利用者への特典付与など利用促進への協力
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 安全で便利な公共交通サービスの提供 利用者ニーズを踏まえた公共交通サービスの利便性向上、事業者間の連携推進 公共交通に係る利用情報等の積極的な提供、活用
市町村	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりと連携した、市町村内の主要拠点との交通ネットワークの充実や公共交通の利用促進 隣接する沿線市町村との連携協力 持続可能な地域内バス路線の実現に向けた検討



コミュニティバス

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方)
			2021年度	2026年度	
鉄軌道・バスの利用率 県民1人当たりの 県内の鉄軌道・バスの 年間利用回数	39.3回 2011(H23)	44.0回 2016(H28)	45.5回	47.0回	人口減少や少子高齢化の進展に伴い、公共交通利用者の減少が見込まれるが、利用促進の取組み等により利用率の向上を目指す。
地域交通計画を策定している市町村 まちづくり計画と連携した地域交通計画を策定している市町村数	5市町 2012(H24)	9市町 2016(H28)	12市町村	15市町村	まちづくりと一体となった地域交通ネットワークの充実を図るため、まちづくり計画と連携した地域交通計画を全市町村が策定することを目指す。



富山県公共交通ネットワーク図（2018.2.1現在）



「鉄軌道王国とやま」路線

<展開目標 4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心26 安全・安心で豊かな住環境づくり
-----	----------------------

政策目標	耐震性やバリアフリー性能等を備えた地球環境にもやさしい住まいで、それぞれのライフステージに応じて豊かな住生活が営まれていること
------	---

【現状と課題】

- 本県は、住宅の持ち家比率（H27）、1住宅当たりの延べ面積（H25）が全国1位であるなど、住環境の面において全国でも非常に高い水準にあります。

【持ち家比率：78.1%（H27）、1住宅当たりの延べ面積：150.08㎡（H25）】

- 住宅の耐震化やバリアフリー化は進んできていますが、まだ対策が講じられていないものがあります。また、近年、住宅におけるエネルギー消費量は概ね減少傾向にあるものの、世帯当たりでは全国に比べ高い状態にあります。

このため、住宅の耐震化、バリアフリー化及び省エネルギー化の一層の推進に取り組む必要があります。

【住宅の耐震化率：68%（H20）⇒72%（H25）】

【高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率：40%（H20）⇒46%（H25）】

【民生家庭部門のエネルギー消費量（H26実績）：4.4%減少（対H20比）】

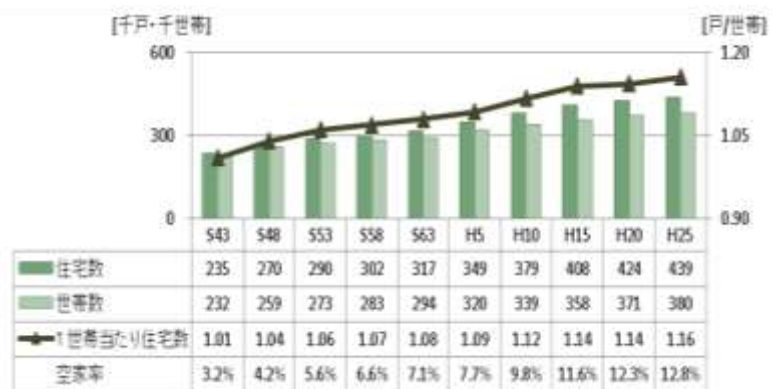
- まちなかの空洞化が進んでいるほか、県内各地で空き家が増加しています。また、屋敷林の減少、戸建て住宅団地の開発などにより、散居村や昔ながらの町並みが失われつつあります。

こうしたことから、空き家の発生防止や利活用、老朽空き家の除却など総合的な空き家対策の推進や、地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備を図っていく必要があります。

- 少子高齢化の進行や、生活形態や価値観の変化などにより、居住ニーズが多様化しており、こうした県民の居住ニーズに応じて安心して取得・改修できる住宅市場の環境整備が求められています。

また、低額所得者や高齢者、障害者、子育て世帯など自力での住宅の確保が困難な世帯への住宅セーフティネットの充実が求められています。

【全人口に対する65歳以上人口の割合：26.1%（H22）⇒30.5%（H27）】



住宅ストックと世帯数の推移（資料：住宅・土地統計調査（総務省））

【取組みの基本方向】

- 住宅施策と防災、福祉、環境等の施策と連携を図り、住宅の耐震化やバリアフリー化を進めるとともに、省エネルギー化を推進します。
- 利便性の高いまちなかへの居住を誘導するとともに、空き家の発生防止や利活用、適正管理の促進を図ります。また、散居村や昔ながらの町並みの保全を支援するとともに、本県の気候・風土、伝統・文化と調和した住宅や伝統工法を活かした木造住宅の普及を推進するなど、地域の特性に応じた良質で快適な住環境整備を推進します。
- 高齢者や子育て世帯などが暮らし方にあった住まいを安心して選択できるために、新築だけでなく中古住宅の市場環境の整備を図るとともに、民間のサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進や子育て世帯の住宅取得の支援などにより住宅セーフティネットの充実を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断及び耐震改修工事に対する支援、市町村・団体等と連携した周知・啓発など、木造住宅の耐震化の促進 ・長期優良住宅認定制度(※1)の活用による、耐久性・省エネ性能等に優れた適切な維持管理が確保される住宅の普及促進 ・バリアフリー化への支援やユニバーサルデザインの周知・啓発など、子供から高齢者まで誰もが安全・安心に暮らせる住宅の整備促進 ・住みよい家づくり資金融資制度等の活用による、省エネルギー住宅の普及促進
2 地域の特性に応じた良質で快適な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか居住を誘導する市街地再開発事業や土地区画整理事業等の推進 ・空き家の発生防止、利活用、適正管理及び老朽空き家の除却等の促進 ・散居景観保全のための屋敷林の枝打ち支援 ・県産材等の地域資源を活かした住宅の普及、木造住宅の伝統的な技術の継承
3 住宅市場の環境整備と住宅セーフティネットの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・建物状況調査（インスペクション）(※2)の活用による、中古住宅の品質確保と流通の活性化 ・資金融資制度による、三世帯同居等の子育て世帯の住宅取得・リフォームに対する支援 ・高齢者が安心して入居できるサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進 ・高齢者、障害者、低額所得者等の居住の安定を図るための公営住宅の活用 ・建築関係団体と連携した住宅に関する相談体制の充実

<展開目標 4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【注釈】

(※1) **長期優良住宅認定制度** 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期に使用するための構造や設備を有し、維持保全計画を作成するなど、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅として所管行政庁が認めた場合、認定を取得することができる制度

(※2) **建物状況調査（インスペクション）** 建物の基礎、外壁等に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象・不具合事象の状況を目視、計測等により調査するもの

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化や省エネルギー化などの快適な住まいへの自助努力 ・身近な散居景観等の保全や住まいの適切な維持管理 ・まちづくり活動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの質の向上に向けた事業展開 ・耐震・省エネ等に関する適切な情報提供 ・中古住宅の流通促進、公正な取引、良質な住宅関連サービスの提供 ・地域性への配慮、地域のまちづくり活動への協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修に対する支援 ・公営住宅などの適切な活用による住宅セーフティネットの構築 ・住宅相談窓口の設置と住環境の提供 ・空き家対策の推進や地域性を活かした住環境の整備



住宅の耐震改修工事



住宅のバリアフリー化

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		(目標設定の考え方)
			2021年度	2026年度	
住宅の耐震化率 新耐震基準(1981<S56>年基準)が求める耐震性を有する住宅の割合	68% 2008(H20)	72% 2013(H25)	85%	91%	啓発活動等の強化及び必要な支援により、耐震化率の向上を目指す。
高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 65歳以上の者が居住する住宅のうち、2ヶ所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当するものの割合	40% 2008(H20)	46% 2013(H25)	60%	75%	啓発活動等の強化及び必要な支援により、2026年度に国に準じた目標値を達成できることを目指す。



中央通り f 地区市街地再開発事業



散居村地域の住宅

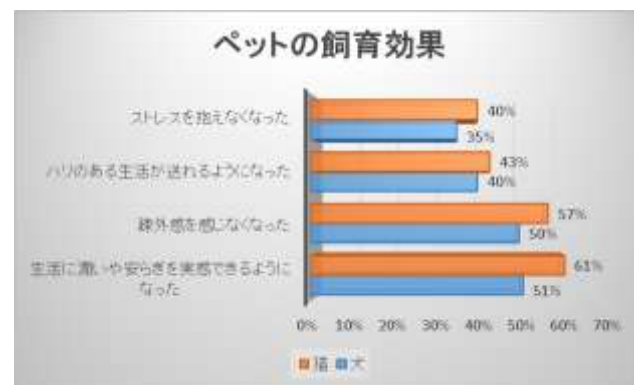
<展開目標4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

政策名	安心27 消費生活の安全の確保
-----	-----------------

政策目標	県民誰もが、消費者トラブルに巻き込まれず、また、医薬品の安全性などに不安を感じることなく、安心して生活を送っていること。
------	--

【現状と課題】

- 近年は、消費生活に関する相談件数は減少傾向にありますが、一方で、商品・サービスの多様化や情報通信の発達に伴い、携帯電話やパソコン等、インターネット関連の相談が増加するとともに、相談内容は多様化・複雑化しています。また、若者、高齢者からの相談件数が全体の4割を占めていることや、国において成年年齢の引き下げが検討されていること等から、消費者の自立を支援し、消費トラブルを未然に防止するため、ライフステージに応じた体系的・効果的な消費者教育が重要です。
- また、県や市町村における消費生活相談窓口の整備は進んでおり、市町村の消費生活相談員数も増加していますが、相談内容の多様化・複雑化に応じた相談員の資質の向上を図るなど、相談体制の一層の充実が求められています。
【市町村の消費生活相談員数：5名(H20) → 21名(H28)】
- 医薬品の使用方法や安全情報に関する相談が多く寄せられるなど、医薬品の安全に関する県民の意識は非常に高く、また、合法ハーブ等と称して販売される薬物やインターネットを通じた違法薬物の入手など薬用乱用への懸念が高くなっています。
【薬の消費者教室開催状況の推移：21回(H23) → 33回(H25) → 48回(H28)】
- 犬や猫を中心としたペットは、単なる「愛玩動物」から人間の生活に喜びを与えてくれる存在となっています。
- 県民生活に不可欠な水道水等の水質などの安全を守ることが必要です。また、クリーニング所、理容所など県民の豊かな日常生活に重要な役割を担っている生活衛生関係営業施設の減少が続いていますが、これらの業種の多くは、経営者の高齢化等の課題を抱えています。
【クリーニング所：2,090(H18)→963施設(H28)、理容所：1,339(H18)→1,185施設(H28)】



【取組みの基本方向】

- 高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺、若者のインターネット利用によるトラブル等を未然に防ぐため、富山県消費者教育推進計画に基づきライフステージに応じた消費者教育を体系的に推進するとともに、住民に身近な市町村の相談体制や、県の広域的・専門的な相談機能を充実・強化するなど消費生活相談の体制を整備します。
- 医薬品の安全性を確保するため、医薬品等に関する正しい知識の消費者への普及啓発などの消費者教育の充実を図るほか、薬物乱用防止の組織的、計画的な普及啓発に取り組みます。
- 人と愛護動物が共生する社会の実現のため、動物愛護思想の普及啓発等を推進します。
- 衛生的な生活環境を維持するための水道水等の安全確保や生活衛生関係営業の振興を図ります。

【主な施策】

柱立て	施策
1 安全・安心な消費生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢の引き下げの検討を踏まえた学生等若者向け消費生活出前講座の充実など、各ライフステージに応じた消費者の自立を支援する消費者教育の推進 ・高齢者等の消費トラブルの未然防止のための消費生活啓発講座の実施や高齢者等を悪質事業者等から守るための官民一体となった見守り体制の推進 ・広域的・専門的な消費生活相談に係る調整・対応や住民に身近な市町村の消費生活相談体制の充実のための支援など、県消費生活センターの中核的機能の充実強化 ・多様化・複雑化する相談に対応できるよう消費生活相談員の資質向上を図る研修の充実 ・消費者団体、事業者、教職員、消費生活相談員等の消費者教育の担い手の育成や活動への支援 ・食料品や石油製品など生活関連物資の価格の安定と円滑な供給のための価格動向に関する情報提供の実施
2 医薬品や危険物等の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬の消費者教室」の開催やホームページ等を活用した医薬品等に関する情報提供の実施 ・医薬品事業者への指導や安全情報提供などによる医薬品の品質等の確保 ・薬物乱用防止指導員等による啓発活動の展開や、薬物相談等を行う民間自助組織等との連携強化などによる薬物乱用防止対策の実施 ・高圧ガス、毒物劇物取扱事業者への立入検査や講習会を通じた法令遵守及び保安管理の徹底の指導 ・LPガス販売事業者や関係団体と連携した安全なガス消費機器等の普及促進
3 動物愛護思想の普及啓発や適正飼育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・動物ふれあい教室や動物愛護フェスティバルなどを通じた動物愛護思想の普及 ・動物愛護ボランティアの養成など県民参加による譲渡推進体制の整備 ・終生飼養や動物による危害・迷惑問題の発生防止対策の充実などの適正飼育の推進 ・動物由来感染症予防対策の普及啓発
4 衛生的な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業(※1)施設への監視指導による衛生水準の維持向上 ・公衆浴場、宿泊施設等に対する衛生管理手法の普及啓発や法令遵守の指導 ・県生活衛生営業指導センター(※2)による消費者サービスの向上等への支援 ・一般公衆浴場(※3)の設備改善への支援による経営の健全化の推進 ・水道水、飲用井戸水等や特定建築物(※4)の衛生指導の推進

<展開目標 4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり>

【注釈】

- (※1) **生活衛生関係営業**：国民の日常生活に深い関係のある営業として法で定められたもの。理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、飲食店営業などがある。
- (※2) **県生活衛生営業指導センター**：生活衛生関係営業（※1）に関する衛生施設の改善向上、消費者の苦情に関する指導などを行うため、各県に1つに限り知事が指定している法人
- (※3) **一般公衆浴場**：地域住民の日常生活において保健衛生上必要な公衆浴場。一般公衆浴場の入浴料金は、物価統制令に基づき指定されている。
- (※4) **特定建築物**：学校、興行場、百貨店、店舗、事務所等であって相当程度の規模（学校は延べ面積8,000m²以上、その他は延べ面積3,000m²以上）を有する建築物

【県民等に期待する主な役割】

主体	期待する役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活や医薬品、動物の適正飼育等に関する正しい知識の習得 消費者トラブルに関する情報収集及び活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 商品等の安全・公正な取引の確保 消費者からの苦情に対する適切な対応 医薬品の適正な取り扱い等の徹底、医薬品に関する相談への適切な対応 衛生管理の改善向上 消費者ニーズの変化に対応したサービスの提供 生活衛生関係営業施設の経営の健全化の推進
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 消費者及び事業者に対する啓発及び指導 消費者トラブルの防止及び救済のための活動 動物愛護思想の普及啓発及び譲渡推進のための活動
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談体制の充実 消費生活に関する知識の啓発・情報提供



県消費生活センターでの電話相談



消費者カレッジ

【県民参考指標（政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標）】

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	2021年度、2026年度の姿		（目標設定の考え方）
			2021年度	2026年度	
消費生活相談解決率 県消費生活センターに対する相談総数のうち、助言等により解決した割合	98.7% 2011 (H23)	98.2% 2016 (H28)	100%に近い水準	100%に近い水準	県民からの相談内容が複雑・多様化するなか、相談員の資質向上や消費生活センターの相談機能の充実などにより、100%近い現在の解決率の維持を目指す。
消費生活に関する講座を受講した高校生の割合 県内の高校生のうち、消費生活センター等が行う消費生活出前講座を受講した割合	17% 2011 (H23)	23% 2016 (H28)	26%	30%	成年年齢の引き下げを見据え、若年層の消費トラブルの未然防止のため、他機関が実施するものを含めて高校在学中に概ね1回は消費生活に関する教室を受講できることを目指す。



動物ふれあい教室



動物愛護フェスティバル一日獣医師体験



薬物乱用防止街頭啓発キャンペーン